

平成 29 年度
包括外部監査結果報告書

監査テーマ

大津市一般会計及び特別会計の委託料（指定管理業者が実施する業務を含む。）に関する財務事務の執行について

平成 30 年 3 月

大津市包括外部監査人

公認会計士 松 尾 宏 文

包括外部監査結果報告書 目次

「大津市一般会計及び特別会計の委託料（指定管理業者が実施する業務を含む。）に関する財務事務の執行について」

第1． 包括外部監査の概要.....	1
1. 監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）.....	1
(1) 包括外部監査対象.....	1
(2) 包括外部監査対象期間.....	1
3. 事件を選定した理由.....	1
4. 包括外部監査の実施期間.....	2
5. 監査の要点.....	2
6. 主な監査手続.....	3
7. 包括外部監査人を補助した者.....	3
8. 利害関係.....	3
第2． 監査対象の概要.....	4
1. 委託の概要.....	4
(1) 市の民間委託への取組.....	4
(2) 民間委託推進の目的.....	5
2. 指定管理業務の概要.....	6
(1) 指定管理者制度とは.....	6
(2) 指定管理者制度の特色.....	8
(3) 市における指定管理者制度の導入・運用手続.....	8
(4) 市におけるモニタリングの概要及び運用.....	9
3. 委託業務の概要.....	11
(1) 委託契約の定義.....	11
(2) 委託契約の種類.....	11
(3) 大津市における契約形態.....	14
(4) 契約形態別の長所と短所.....	14
(5) 入札契約事務の概要.....	15

第3. 監査の結果及び意見（総括）	16
1. 指定管理業務	16
(1) 市民部	16
(2) 福祉子ども部	20
(3) 健康保険部保健所	23
(4) 産業観光部	24
(5) 未来まちづくり部	29
(6) 教育委員会	35
2. 委託業務	36
(1) 政策調整部	36
(2) 総務部	38
(3) 市民部	40
(4) 福祉子ども部	41
(5) 健康保険部	42
(6) 産業観光部	43
(7) 環境部	43
(8) 未来まちづくり部	44
(9) 議会局	45
(10) 消防局	45
(11) 教育委員会	46
第4. 監査の結果及び意見	47
1. 指定管理業務に対する監査の概要	47
(1) 監査の視点	47
(2) 監査対象の抽出方法	47
(3) 実施した監査手続	49
2. 委託業務に対する監査の概要	49
(1) 監査の視点	49
(2) 監査対象の抽出方法	50
(3) 実施した監査手続	52
3. 指定管理業務に対する監査の結果及び意見	53

(1) 市民部.....	53
(2) 福祉子ども部.....	77
(3) 健康保険部保健所.....	88
(4) 産業観光部.....	93
(5) 未来まちづくり部.....	119
(6) 教育委員会.....	145
4. 委託業務に対する監査の結果及び意見.....	148
(1) 政策調整部.....	148
(2) 総務部.....	157
(3) 市民部.....	165
(4) 福祉子ども部.....	171
(5) 健康保険部.....	179
(6) 産業観光部.....	181
(7) 環境部.....	184
(8) 未来まちづくり部.....	189
(9) 議会局.....	196
(10) 消防局.....	197
(11) 教育委員会.....	198
第5. 総括意見.....	203

(注1:本報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示している。そのため、文中や表中における内訳金額を加減した場合、合計金額と一致しない場合がある。また、公表されている統計資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。)

(注2:文中や表中に「市」と記載している箇所については「大津市」を表している。)

(注3:「監査の結果及び意見」において、監査上の問題点等の指摘事項について、「結果」と「意見」とに区分して述べている。「結果」は、一連の事務手続の中で、法令、規則、条例等に違反している場合、あるいは違反ではないが社会通念上適当でないと考えられる場合に該

当する事項を記載している。「意見」は、一連の事務手続の中で、組織及び運営の面で合理化に役立つものとして専門的見地から改善を提言する事項、あるいは法令等違反ではないが改善が望まれる事項を記載している。)

第1. 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の27第2項及び大津市外部監査契約に基づく監査に関する条例(平成20年条例第44号)第2条に基づく包括外部監査である。

2. 選定した特定の事件(テーマ)

(1) 包括外部監査対象

大津市一般会計及び特別会計の委託料(指定管理業者が管理運営する業務を含む。)に関する財務事務の執行について

(2) 包括外部監査対象期間

平成28年度(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

ただし、必要に応じて過年度及び平成29年度の一部についても監査対象とした。

3. 事件を選定した理由

平成15年9月の地方自治法の改正により「指定管理者制度」が創設され、従来公共団体と公共的団体に限られていた管理委託の対象が、広く民間企業や各種法人にも認められることになった。

大津市では、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減を目的として、平成17年11月に公人屋敷で初めて指定管理者制度を導入して以来、これまで積極的に導入を図っている。

平成29年4月1日現在、36種類、289施設において、指定管理者制度が導入されている。

また、平成28年度末で取組期間が終了した(新)大津市行政改革プラン(新たに平成29年度を始期とする「大津市行政改革プラン2017」を策定)における「サービス向上の視点」の取組項目の一つとして「定型的・専門的業務の民間委託の推進」を位置づけ、民間にできることは民間に委ねることにより、市が

重点的に取り組むべき事業への職員配置や財源確保を進め、市の財源の最適化と経費削減を図ること等を目的として、民間委託の導入を推進している。

更にこの取組をより一層推進していくため、平成27年5月には「大津市民間提案型アウトソーシング事業」を創設し、同年7月には「大津市民間委託推進ガイドライン」を策定している。

住民ニーズの多様化と財源不足が予想される大津市の財政状況下において、積極的に民間の創意工夫を促し、同時に経費の削減を図ろうとする大津市の取組を評価し、具体的に個々の指定管理業務及び委託業務の実施内容を検証することは、大津市の現在、及び将来施策とも整合し、住民にとっても意義のあるものであると考えた。

以上を踏まえ、「大津市一般会計及び特別会計の委託料（指定管理者が管理運営する業務を含む。）に関する財務事務の執行について」を、平成29年度の包括外部監査の特定の事件（テーマ）として選定した。

4. 包括外部監査の実施期間

自 平成29年8月7日 至 平成30年3月15日

5. 監査の要点

- ・ 委託業者及び指定管理者の選定手続が法令等に準拠し、適正・公正に行われているか。競争性が確保されているか。
- ・ 委託契約書及び協定書の締結は適正に行われ、必要事項が漏れなく記載されているか。
- ・ 業務（事業）計画書及び業務（事業）報告書は適正に作成されているか、担当課は適時かつ適切に報告を求め、必要な指示・指導・監督を行っているか。
- ・ 施設は法令等の定めるところにより適切に管理されているか、契約・協定内容に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・ 指定管理者が利用料金を定める場合、その設定等は条例・規則に従い、適正に行われているか。
- ・ 市からの貸与備品、現金その他の有価物の保管・管理は適切に行われているか。

6. 主な監査手続

- ・ 関係法令、条例、規則等の根拠規定の確認
- ・ 契約書、協定書等の契約文書の確認
- ・ 関連資料の閲覧
- ・ 担当者への状況聴取
- ・ 質問書の回答入手及び内容分析
- ・ 管理台帳の閲覧、必要に応じて関連資料と照合
- ・ 必要に応じて、現地視察

7. 包括外部監査人を補助した者

公認会計士	堀 重樹	公認会計士	菊池健太郎
公認会計士	吉持 豪人	公認会計士	森谷 祥
公認会計士	亀田 真之	公認会計士	皿池 力
税 理 士	今井 正人	そ の 他	鬼塚 渉

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2. 監査対象の概要

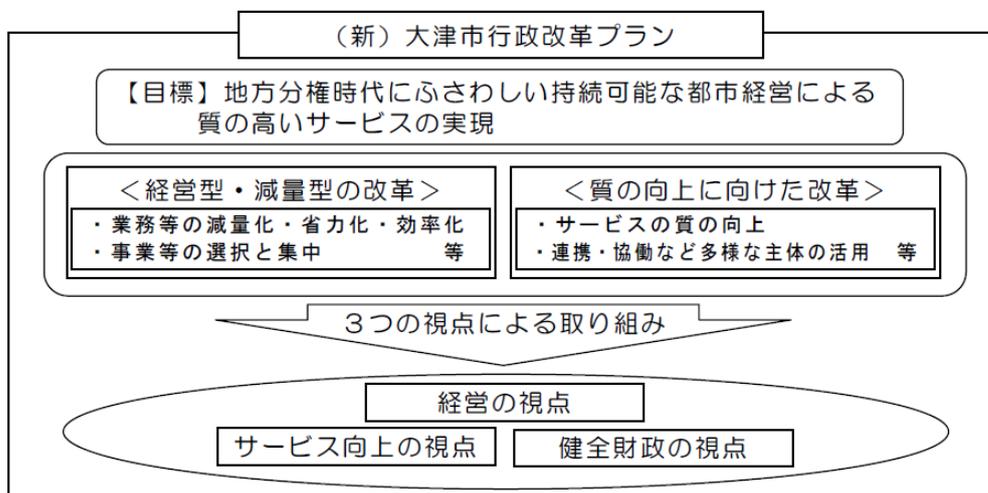
1. 委託の概要

(1) 市の民間委託への取組

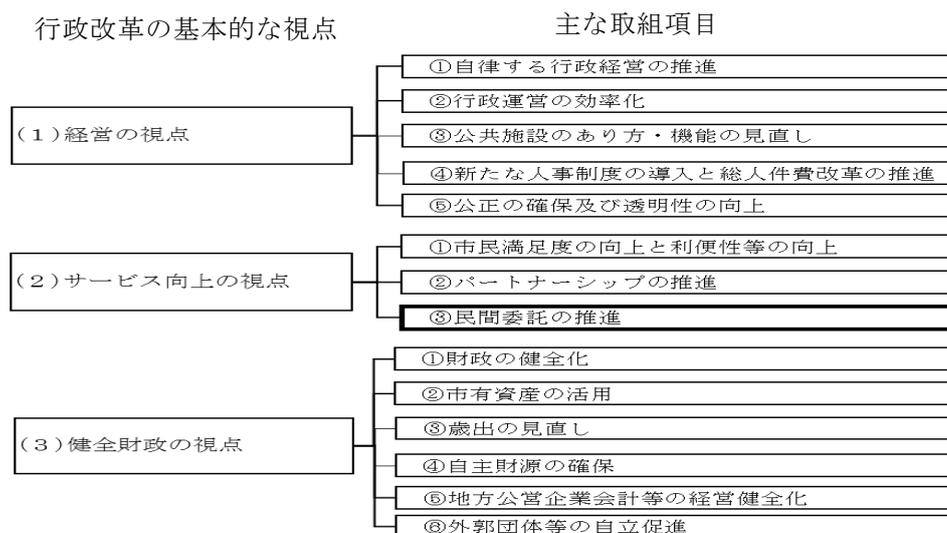
多くの自治体では、厳しい財政状況の中、効率的・効果的な事務の執行と市民サービスの向上を目指し、民間にできることは民間に任せていくという方針の下、様々な業務について民間委託を推進している。

市においても、平成20年に「外部委託推進に関する指針」を策定し、これまでに単純で定型的な業務を中心に、多くの事務や事業の委託等を推進してきた。

また、平成22年度から平成28年度を取組期間とした「(新)大津市行政改革プラン」では、「経営」「サービス向上」「健全財政」の3つの視点から「経営型・減量型の改革」と「質の向上に向けた改革」を実行し、「地方分権時代にふさわしい持続可能な都市経営による質の高いサービスの実現」を図ることとしており、「民間委託の推進」は、「サービス向上の視点」の主な取組項目の一つとして位置づけられている。



出典：大津市民間委託推進ガイドライン



出典：大津市民間委託推進ガイドライン

このように市は、民間にできることは民間に委ねることにより、市が重点的に取り組むべき事業への職員配置や財源確保を進め、市の資源の最適化と経費削減を図ること等を目的として、民間委託の導入を推進している。

その取組をより一層推進するため、市は、提供する公共サービスにおいて民間委託を導入する場合の基本的な考え方や標準的な手順を示した「大津市民間委託推進ガイドライン」を平成27年7月に策定した。

(2) 民間委託推進の目的

市が、民間委託を推進する目的は、大きく以下の6つである。

① 職員の適正配置

市の職員は、市民から高い期待とともに、常に厳しい視線が注がれていることを意識しなければならず、民間委託を契機に、市が引き続き直接行うべき業務領域は何かを精査し、市が重点的に取り組むべき、戦略的かつやりがいのある事業に職員を集中させる等により、職員の適正配置を推進する。

② サービス向上

民間事業者が保有する高度な接遇水準、技術力やネットワーク、蓄積されたノウハウを取り入れることで、多様化・高度化する市民ニーズに迅速かつ効果的に対応し、市民サービスの向上を進めていく。

③専門知識の活用

民間事業者が高度なノウハウを保有する分野については、その効果を最大限に引き出さなければならない。一方、職員は、必要な環境整備を図るとともに、民間事業者との連携推進や適切な管理監督を実施する能力を蓄積することが求められる。

④コスト縮減

競争原理や民間事業者の柔軟な発想と資源（ノウハウ、人材、資金等）を活用することで、職員定数や業務運営コストの縮減を推進する。

⑤業務改善・業務改革の推進

職員のみによる業務運営では、判断基準がベテラン職員の経験と知識に依存するケースが多く、マニュアルや業務手順書がほとんど整備されていないのが現状である。民間委託の検討を契機に、マニュアルの整備や業務手順の見直しを進めることにより、公共サービスのレベルの均質化を図るとともに、業務運営の効率化や透明性を向上させる等、業務改善・業務改革を推進する。

⑥地域経済の活性化

民間委託に伴う公共サービスの民間開放を通じて、民間事業者の業務領域の拡張や地域雇用の拡大が期待される。さらに、市内に業務拠点がある民間事業者や、地元雇用に積極的な民間事業者を優先的に採用できる仕組みについて検討し、地域経済の活性化や雇用の創出を推進する。

2. 指定管理業務の概要

(1) 指定管理者制度とは

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズに、より効率的、効果的に対応するため、公の施設（※1）の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的とするもので、平成15年9月の地方自治法改正により創設された。

制度導入に伴い、これまで公共的な団体等に限定されていた公の施設の管理運営を民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることができるようになった。

市においても、民間事業者、NPO、地域の団体等のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と施設の経費の縮減を図ることを目的に、平成17年11月に公人屋敷に指定管理者制度を導入して以降、順次、制度を導入し、平成29年4月1日現在で36種類289施設（※2）を導入している。

（※1）公の施設とは

地方自治法において、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されており、自治体が住民のためにさまざまなサービスを提供する施設をいう。

（※2）導入施設数

導入年度	導入施設数		備考
平成17年度	1種類	1施設	公人屋敷
平成18年度	23種類	73施設	一斉導入
平成19年度	25種類	75施設	新規：スカイプラザ、伝統芸能会館
平成20年度	29種類	79施設	新規：大津市民会館、大津公民館、まちなか交流館、比良げんき村
平成21年度	30種類	84施設	新規：舟だまり4施設、木戸老人福祉センター
平成22年度	33種類	87施設	新規：勤労福祉センター、旧大津公会堂、（2月～）おごと温泉観光公園
平成23年度	33種類	87施設	新規：母と子の家しらゆり ※榛原の里譲渡
平成24年度	36種類	92施設	新規：斎場（大津聖苑・志賀聖苑）、つどいの広場（木戸・東部）、明日都トレーニングルーム
平成25年度	36種類	92施設	—
平成26年度	36種類	289施設	都市公園196公園、小野駅前自転車駐車場
平成27年度	37種類	290施設	新規：道の駅「妹子の郷」（H27.8月オープン）
平成28年度	36種類	289施設	※浜大津保育園⇒公私連携保育法人による民営化

(2) 指定管理者制度の特色

指定管理者制度と従来の管理委託者制度との相違点は以下のとおりである。

項目	管理委託者制度	指定管理者制度
管理運営主体 (管理運営を委ねる相手方)	・市の出資法人等に限定	・法人、その他の団体(民間事業者、NPOなども可) ※個人は原則不可
選定手続	・地方自治法に定める手続による	・公募(原則)を行い、議会の議決を経て指定
管理の基準、業務の範囲	・委託契約に基づき管理の事務又は業務を執行	・条例、指定管理者との協定に基づき、施設の管理に関する権限を委任 ・市は管理権限の行使を行わず、設置者としての責任を果たす立場から必要な指示等を行う
管理を行わせる期間	・年度更新	・市では原則5年(新規導入施設は3年)
事業報告	・年度終了時に事業完了届を提出	・年度ごとに事業報告書を提出

(3) 市における指定管理者制度の導入・運用手続

指定管理者制度に関して、市では「指定管理者制度導入に係る事務処理要領」を作成し、指定管理者制度に係る事務処理等について、その手続や基準をまとめている。基本的な指定管理者制度の導入・更新スケジュールは以下のとおりである。

なお、導入開始後のモニタリングのスケジュールは「(4) ③モニタリングの方法・実施時期」に記載している。

実施時期	実施項目
【導入前年度】	
12月(導入前々年度)～4月	施設ごとの基本方針の決定
2月(導入前々年度)～6月	仕様書の検討・確定
3月(導入前々年度)～6月	改正条例の検討・提案
4月～6月	募集要項の検討・決定
5月～6月	選定委員会設置の検討・任命
7月～8月	公募の実施
9月～10月	候補者の選定
10月～11月	基本協定の締結

実施時期	実施項目
12月	指定議案の提案、債務負担行為の設定
2月	事業計画書の受理
3月	単年度協定の締結
【導入年度以降】	
4月～翌年6月	モニタリング・評価の実施
年度末	次年度事業計画書の受理、単年度協定の締結

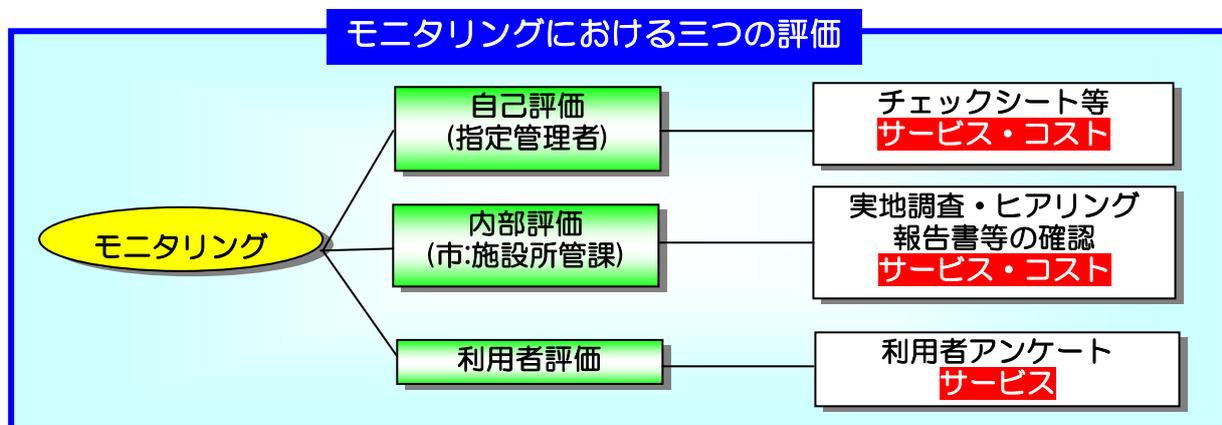
(4) 市におけるモニタリングの概要及び運用

市は、指定管理者制度導入施設においても、公の施設の設置者として、適正な市民サービスの提供を確保し、これを市民に対し説明する責任を有している。そこで、「大津市指定管理者制度導入施設モニタリング指針」を定め、指定管理者による施設の管理状況について、定期的又は随時に確認及び評価を行い、必要に応じて改善に向けた指導及び助言、または指示等を行うことにより、市民サービスの向上及び当該施設の管理運営の適正化を図っている。

①モニタリングにおける3つの評価

「モニタリング」とは、指定管理者によるサービスの履行に関し、関係法令、条例等のほか協定書、仕様書等に基づき、サービスが適正かつ確実に提供されているか、安定的、継続的なサービスの提供が可能であるか等について、指定管理者から提出される各種報告書、利用者アンケート調査、実地調査等により確認・評価を行い、必要に応じて改善に向けた指導・助言を行う一連の仕組みをいう。

市におけるモニタリングは、指定管理者による《自己評価》、所管課による《内部評価》、利用者による《利用者評価》の3つの評価で構成される。



出典：大津市 指定管理者制度導入施設モニタリング指針（概要）

②モニタリングの必要性及び目的

市（施設所管課）は公の施設の設置者として、指定管理者が選定時に提出した事業計画書に基づき適正な管理運営が実施されているか、市（施設所管課）が示した水準に応じたサービスが提供されているかどうかについて確認・評価を実施し、乖離がある場合には改善に向けた指導を行い、施設の適正な管理運営やサービスの質の改善・向上に努めていく必要がある。

適正な管理運営がなされていない場合、重大な事故の発生や事業の継続が困難となる可能性がある。また、コスト削減を重視するあまり、提供されるサービスの水準が低下することや、施設の管理運営が非効率であるためコストが高くなることにもなりかねない。このような事態を早期に把握し、発生を未然に防ぐため、次に掲げる3つを目的として、モニタリングが実施されている。

- ・業務の履行状況の確認による適正な管理運営の確保
- ・施設の設置目的の達成のための効率的・効果的な管理運営の推進
- ・指定管理者による安定的、継続的な管理運営の確保

③モニタリングの方法・実施時期

モニタリングは、各種報告書の確認、モニタリングチェックシート及び実績評価シートによる評価、利用者アンケート調査、実地調査により実施するものとし、各々のモニタリングの実施主体・内容・実施時期等は以下のとおりである。

モニタリング種別		実施主体及び提出先	実施時期等
定期	1	事業計画書	指定管理者→施設所管課
	2	事業報告書（月次）	指定管理者→施設所管課
	3	事業報告書（期別）	指定管理者→施設所管課
		モニタリングチェックシート【様式】	指定管理者→施設所管課
4	事業報告書（年次）	指定管理者→施設所管課	翌年度5月末
	事業評価シート【様式】	指定管理者→施設所管課→行政改革推進課（公表）	
随時	5	随時報告書	指定管理者→施設所管課
時	6	利用者アンケート	指定管理者または施設所管課

出典：大津市 指定管理者制度導入施設モニタリング指針（概要）

④年間スケジュール

モニタリングに係る年間スケジュール及び事務処理フローは以下のとおりである。

	前年度		当該年度												翌年度			
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
	第1期			第2期						第3期								
事業計画書	● 提出	○ 確認													○ 提出	○ 確認		
事業報告書(月次)			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	
事業報告書(期別) モニタリングチェックシート		● 評価項目設定					●					●			●			
実地調査・ヒアリング	定期		○									●				●		
事業報告書(年次) 実績評価シート	● 評価項目設定		○													● 自己評価	● 市評価	● 7月公表
利用者アンケート																		

出典：大津市 指定管理者制度導入施設モニタリング指針（概要）

3. 委託業務の概要

(1) 委託契約の定義

一般に、委託とは法律行為又は法律行為でない事務その他の事実行為を他の機関もしくは他の者に依頼することをいう。

委託は法令の根拠に基づいてなされる公法上の委託と、法令に基づかず私的契約によってなされる私法上の委託に分類される。

公法上の委託は法の明文根拠に基づく委託であり、具体的には1)公の施設の管理の委託(地方自治法第244条の2第3項)、2)歳入の徴収または収納の委託(地方自治法施行令第158条)等がある。

私法上の委託は民法第632条に基づく請負、民法第643条に基づく委任及び民法第656条に基づく準委任のことをいい、一般に業務委託契約と呼ばれるものである。

(2) 委託契約の種類

地方自治法第234条において、契約の締結は一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結する旨定められている。また、上記の方法のうち、一般競争入札が原則となり、指名競争入札、随意契約又はせり売りについては一定の要件のもと容認される。なお地方自治法施行令に定める一定の要件は以下のとおりである。

①指名競争入札の要件

指名競争入札が認められる要件は以下のとおりである。

- (ア) 工事又は製造の請負、物件の売買その他契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき
- (イ) その性質又は目的により競争に加わるものの数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき
- (ウ) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき

②随意契約の要件

随意契約が認められる要件は以下のとおりである。

- (ア) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が施行令別表5に掲げる契約の種類に応じて定める額（※1）の範囲内において地方公共団体の規則で定める額（※2）を超えない契約
- (イ) 不動産の買入れ又は借入れ、地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約で、その性質又は目的が競争入札に適しない契約（※3）
- (ウ) 障害者支援施設等で製作された物品を当該障害者支援施設等から買入れる契約、障害者支援施設、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約
- (エ) 地方公共団体の長の認定した者から新商品として生産された物品を当該認定を受けた者から買入れ若しくは借り入れる契約、又は地方公共団体の長の認定した者から新役務の提供を受ける契約
- (オ) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
- (カ) 競争入札に付することが不利と認められるとき
- (キ) 時価に比して著しく有利な価格で契約することができる見込みのあるとき
- (ク) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
- (ケ) 落札者が契約を締結しないとき

(※1) 施行令別表5

該当号	契約種別	限度額
1号	工事または製造の請負	130万円
2号	財産の買入れ	80万円
3号	物件の借入れ	40万円
4号	財産の売払い	30万円
5号	物件の貸付け	30万円
6号	前各号に掲げる以外のもの	50万円

(※2) 大津市契約規則第18条

該当号	契約種別	限度額
1号	工事または製造の請負	130万円
2号	財産の買入れ	80万円
3号	物件の借入れ	40万円
4号	財産の売払い	30万円
5号	物件の貸付け	30万円
6号	前各号に掲げる以外のもの	50万円

(※3) 「大津市職員の入札・契約マニュアル」より

類型	随意契約できる場合の定義
①	法令等の規定により相手方が特定されるもの
②	国、地方公共団体を相手方とするもの
③	市が相手方を選定できる余地のないもの ○特定の土地・施設等を所有または管理している者と契約する場合 (所有または管理者の指定する業者との委託業務が義務付けられている場合を含む) ○特殊な技術や技能、資格、権利、実績、経験、設備機器等を要し、他に代替しうる者がいない場合
④	公募等による企画・提案方式により選定された相手方と契約するもの
⑤	市の行為や契約先など契約の内容を秘密にする必要のあるもの
⑥	市統一価格により契約する場合

(3) 大津市における契約形態

市では以下の契約形態に分類し、管理している。

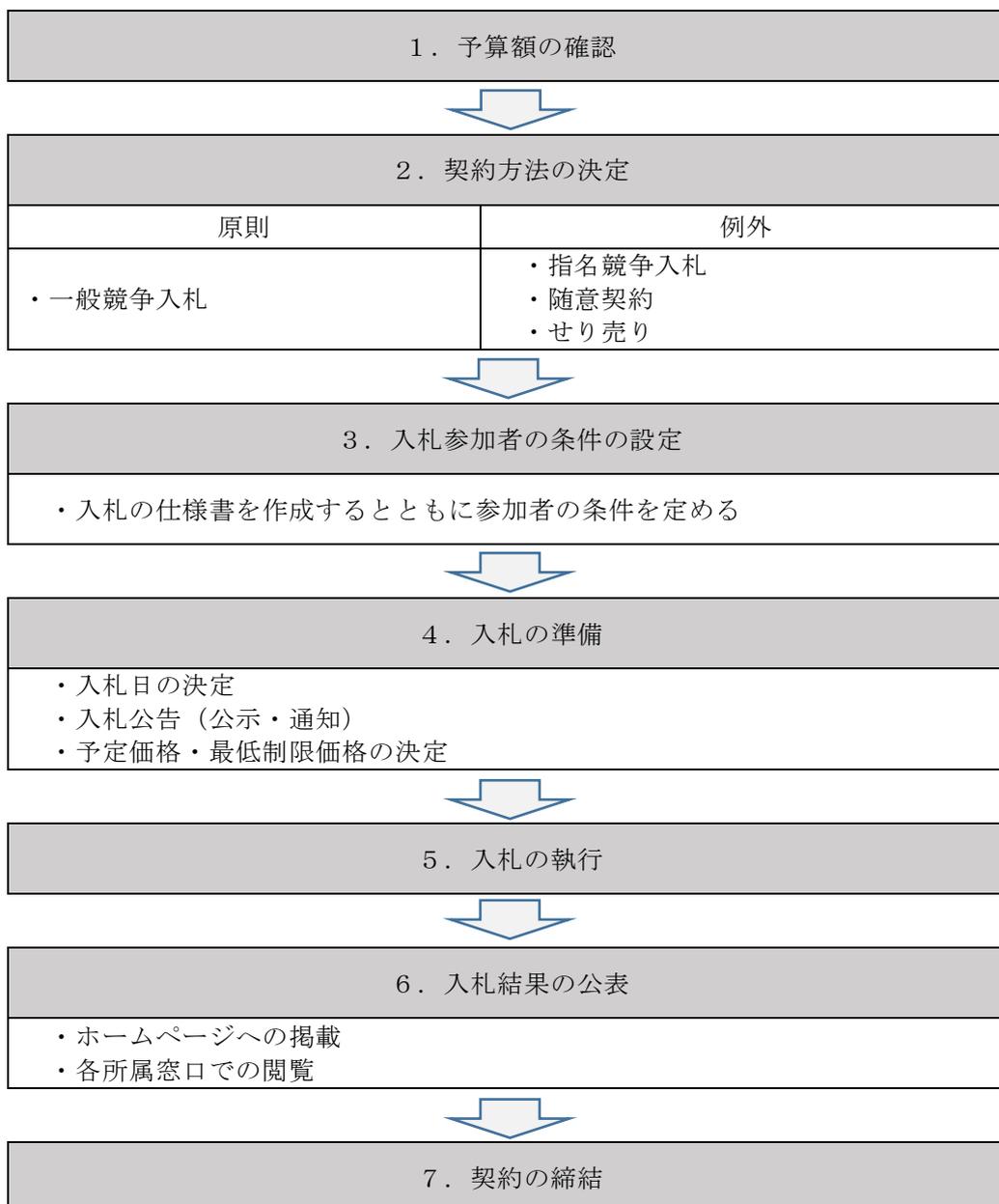
契約方法	内容
一般競争入札	公告によって不特定多数の者を誘引して、入札によって申込させる方法により競争させる入札
指名競争入札	市が指名する業者のみが入札に参加する競争入札
随意契約	
プロポーザル方式	複数の業者から企画提案を受け、その内容を審査して業者を決定する随意契約
2者以上からの見積徴取	2者以上からの見積徴取による随意契約
1者見積	1者からの見積徴取による随意契約
せり売り	契約規則第20条の規定による動産の売払いで、インターネット公売（動産）がせり売り形式となっている。
受注希望型指名競争入札	一般競争入札に近い形式として、あらかじめ入札案内を行い、参加申込を受け付けた上で、参加者を指名する入札方法

(4) 契約形態別の長所と短所

種類	長所	短所
一般競争入札	一般的に受注の機会を均等にし、透明性、競争性、公正性、並びに経済性を最も確保することができる	契約担当者の実務負担が大きく、経費が増えることや、不良・不適格業者の混入する可能性が相対的に高い
指名競争入札	一般競争入札に比して不良・不適格業者を排除することができ、また契約担当者の実務の負担や経費の節減を図ることができる	指名される者が固定化する傾向があり、また談合が容易となる
随意契約	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的に競争に付する手間を省略することができる、しかも契約の相手方となるべき者を任意に選定するものであることから、特定の資産、信用、能力等のある業者を容易に選定することができるところにある ・契約担当者の実務の負担を軽減し、事務の効率化に寄与することができる 	特定の業者との間に発生する特殊な関係から単純に契約を当該業者と締結するのみではなく、適正な価格によって行われるべき契約が、不適正な価格によって行われる可能性がある

(5) 入札契約事務の概要

市における入札・契約のフロー図は以下のとおりである。



第3. 監査の結果及び意見（総括）

1. 指定管理業務

(1) 市民部

①スカイプラザ浜大津

項目	概要	区分	本文頁
(ア)他部署の施設利用に係る費用負担について	スカイプラザ浜大津内の青少年セミナーハウスは市教育委員会の生涯学習課が実質的に所管して使用していることから、使用料や光熱水費等、生涯学習課に応分の負担を求めらるべきと考えられるが、現状施設利用に係る費用負担は行われていない。 スカイプラザ浜大津の所管課である文化・青少年課は生涯学習課と協議の上、施設利用に係る費用負担の方針を定め、応分の負担を指定管理業務の収入とする必要がある。	結果	P55
(イ)利用料金の後払いについて	大津市スカイプラザ浜大津条例において、利用料金は使用前の前払いが求められる。しかし、社会福祉法人Aの使用については、恒常的に使用後の後払いとなっており、同条例と異なる取扱いがなされている。 条例に従った利用料金の徴収が必要であり、仮に使用者によって異なる取扱いとするのであれば、条例・規則等において、当該異なる取扱いについて明文化する必要がある。	結果	P56
(ウ)自主事業で貸室を利用する場合の利用料金の負担について	指定管理者は各種自主事業を実施しており、自主事業によってはスカイプラザ浜大津のスタジオ等の貸室を使用しているが、当該自主事業の実施時に利用料金を負担していない。 指定管理者がスタジオ等の貸室を使用する場合には、一般の使用が制限されるため、一般の利用者との公平性を確保する観点から、指定管理者が自主事業で貸室を使用する場合にも、条例に基づく利用料金を納付すべきである。	意見	P56
(エ)レジ収納の取消（マイナス入力）処理について	指定管理者による利用料金等のレジ収納の状況を確認するため、レジから出力されるジャーナル（平成29年3月分）を閲覧したところ、日次で行うレジの締め処理後、及び営業時間内に、それぞれ入金記録と同額の入金取消（マイナス）入力があった。 レジ収納の取消（マイナス入力）処理の正当性	意見	P56

項目	概要	区分	本文頁
	(レジの誤入力 of 訂正等)を確認するために、日次の締め処理時に処理内容を記録し、責任者の確認を求めるなどの対応をすべきである。		
(オ)自主事業計画書の提出と事前承認について	基本協定書において、自主事業を実施する場合は、市に対して計画書を提出し、事前に承認を得なければならないと規定している。 指定管理者は自主事業として指定管理施設内に自動販売機を2台、有料コピー機を1台設置しているが、自主事業の計画書を提出しておらず、市も設置を認識していながら、計画書の提出を求めている。 市は自主事業の計画書の提出を求め、管理業務の実施を妨げないか検討した上で承認する必要がある。	結果	P57
(カ)貸与備品の管理について	市から貸与されている備品について、実物はあるものの、備品管理シールが貼り付けられていないものがあった。 また、貸与備品の台帳上記載がないが、実際には実物が存在するものもあった。 貸与備品は市の所有物であり、市の備品の管理ルールに従う必要があることから指定管理者は備品の管理について、適切な対応を行う必要がある。	結果	P57
(キ)指定管理業務外の物品管理について	市からの貸与物品と市が施設に保管している物品とが指定管理施設内に混在しており、保管物品に係る責任の所在が不明確となっている。 指定管理の仕様書などにおいて保管物品の管理を含めるか、または指定管理の対象外であることを明記するか、保管物品の責任関係を明確化する必要がある。	意見	P58

②大津市民会館

項目	概要	区分	本文頁
(ア)自動販売機の設置について	指定管理者は大津市民会館に自動販売機を設置しているが、事業計画書の自主事業の箇所や事業計画書以外の資料に自動販売機の設置についての記載がなかった。 自動販売機の設置は、指定管理業務ではなく自主事業に該当することから、指定管理者は、従前から設置されているものであっても、毎年度事業計画書に記載を行い、市の承認を得た上で行う必要がある。	結果	P59

項目	概要	区分	本文頁
(イ)月次報告及び期別報告について	<p>基本協定書によると、指定管理者は毎月定められた事項を記載した事業報告書（月次事業報告書）及び4か月ごとに定められた事項を記載した事業報告書（期別事業報告書）を市に提出する必要があるが、月次事業報告書には、「利用者からの意見、要望等の対応に関する事項」が、期別事業報告書には、「アンケート調査実施結果」がそれぞれ記載されていなかった。</p> <p>基本協定書は、指定管理施設の管理を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めたものであり、指定管理者は基本協定書に基づき、月次事業報告書には、「利用者からの意見、要望等の対応に関する事項」を、期別事業報告書には、「アンケート調査実施結果」をそれぞれ記載し、市に報告する必要がある。</p>	結果	P60
(ウ)駐車場に関する協定書について	<p>大津市民会館は利用者が利用できる60台収容可能な駐車場を京阪電気鉄道株式会社から賃借している。</p> <p>「大津市民会館駐車場に関する防災設備管理業務に関する協定書」（協定書）は平成10年12月24日に締結されており、そこには、市が京阪電気鉄に支払うべき月額が税込み41,097円である旨が規定されているものの、協定書が締結された時点において消費税及び地方消費税率は5%であり、平成28年においては8%となっていることから、同社は税込み42,271円で請求していた。</p> <p>市は、実際の請求額と相違ないように、早急に協定書の金額を変更する必要がある。</p>	結果	P62
(エ)経費按分について	<p>大津市民会館の指定管理者は大津市公民館の指定管理も担っており、建物も大津市公民館と一体となっていることから、共通経費については通常大津市民会館と大津市公民館で60%と40%という比率で振り分けを行っているが、共用部分に係る修繕費は全て大津市公民館に計上されていた。</p> <p>これら共用部分に係る修繕費についても、合理的な比率を用いて大津市民会館及び大津市公民館に按分する必要があると考えられる。</p>	意見	P63

③大津市大谷乗馬場

項目	概要	区分	本文頁
(ア)料金徴収に関する条例と実態との乖離について	<p>条例で料金体系が設定されているが、実際に乗馬場を利用する利用者に、この料金体系を適用しておらず、指定管理者である大津市乗馬連盟を施設の利用者とみなして、当該利用料を市へ報告しているという実務が行われていた。</p> <p>指定管理業務として実施する以上、料金についても条例の範囲内で行うべきであり、条例が業務実態や利用者からのニーズに沿わない料金体系になっているのであれば、条例を見直すべきである。</p> <p>市と指定管理者とで協議の上、料金徴収に関する条例と実態との乖離について解消を図る必要がある。</p>	結果	P66
(イ)消火器の点検及び交換について	<p>大谷乗馬場に設置されている消火器3台のいずれもが10年以上前に購入され、最後に点検がされたのが平成20年であり、老朽化された消火器が放置されている状況であった。</p> <p>指定管理者と市とで協議の上、消火器の交換について早急に検討すべきであり、また、交換後は定期的に点検を受けるようにすべきである。</p>	結果	P67

④大津市市民プール

項目	概要	区分	本文頁
(ア)自動販売機の設置について	<p>指定管理者は富士見市民温水プールに自主事業の一部として、自動販売機を4台設置しているが、市の承認手続きが行われていなかった。</p> <p>また、これとは別の団体が自動販売機を1台設置しており、指定管理者の自主事業として、指定管理者と同団体との間で自動販売機設置に関する協定書を締結し、指定管理者は同団体より自動販売機の設置に係る電気代を受け取ることとなっている。しかし、平成28年度以降電気代の請求が行われていなかった。</p> <p>自主事業の報告が正確に行われるよう指導し、自主事業に関する単純な事務手続の漏れが生じにくい管理体制を設けるべきである。</p>	結果	P68

⑤大津市比良げんき村

項目	概要	区分	本文頁
該当事項なし			

⑥大津市斎場(大津聖苑・志賀聖苑)

項目	概要	区分	本文頁
(ア)非常用発電設備の管理状況について	<p>現地調査を行った大津聖苑に関して、発電装置の蓄電池の触媒栓の有効期限が切れており、取替えが必要であるとの点検結果を外部専門機関より受けているにも関わらず、非常用電源設備の改修は行われておらず、市の担当者も当該事実を把握していなかった。</p> <p>大津聖苑は市の施設であり、安全性には十分に配慮する必要がある。早急に、市と協議の上、非常用電源設備の改修を行うことが必要である。</p>	意見	P75
(イ)絵画、壺の管理について	<p>現地調査を行った大津聖苑に関して、市からの貸与物品一覧や備品管理台帳に記載されていない絵画や壺が発見された。絵画や壺の所有者が不明であるため、責任の所在も不明であり、適切に管理されていない状況であった。</p> <p>今後は、適切な管理が適時に行われるよう留意されたい。</p>	意見	P75

(2) 福祉子ども部

①大津市ふれあいプラザ

項目	概要	区分	本文頁
(ア)自主事業の報告について	<p>自主事業として「リハビリ介護塾 パート1」が開催されているが、事業計画書には、具体的にどのような自主事業を実施するかの記事はなく、事業報告書においても自主事業を実施した旨及びどのような自主事業を実施したかについての記載はない。</p> <p>自主事業として実施しているものについては、事業計画書などに記載することにより、市へ報告した上で市の承認を得る必要がある。</p>	結果	P77
(イ)施設利用者の駐車料金無料化について			
(i)回数駐車券の管理簿の記載について	<p>回数駐車券については「回数駐車券購入・払出状況」という管理簿で出納・残高管理を行っているが、10月19日時点の使用において、使用前の残高82枚に対して払い出し枚数が9枚、使用後の残高が71枚となっており、2枚整合していなかった。</p> <p>駐車場利用券の適切な管理を行うために、管理簿の記載は正確に行う必要がある。また、管理簿の記載が正確になされていることを記載者と</p>	結果	P78

項目	概要	区分	本文頁
	は別の者が確認することが必要である。		
(ii) 施設利用者の確認について	<p>駐車券を割引認証機（エンコーダ）に通すのは会議室利用後であるが、実際の会議室利用者か否かの判断は、施設利用者に対して利用していた会議室を聞くのみで行っている。</p> <p>虚偽申告による配布防止を防ぐためにも、本来は実際の施設利用者であることを参加者名簿等との照合などにより確認した上で駐車券を割引認証機（エンコーダ）に通すべきである</p>	意見	P79
(iii) 駐車場利用券交付の規則への準拠性について	<p>会議室の利用者が追加で 60 分駐車場を無料で利用できることは、「大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則」に規定されている。</p> <p>駐車券を割引認証機（エンコーダ）に通すことにより無料となった分の費用について、大津市ふれあいプラザの指定管理者は、駐車場の指定管理者から請求を受けており、大津市ふれあいプラザの指定管理者の費用負担となっている。</p> <p>駐車料金の免除は、あくまで駐車場の指定管理者が主体となって行うものであり、大津市ふれあいプラザの指定管理者が行うものではない。</p> <p>また、駐車場の指定管理者が請求した駐車料金を大津市ふれあいプラザの指定管理者が負担しており、免除手続とはいえない。なお、明日都浜大津公共駐車場を利用する他の施設においても、同様の運用がなされている可能性がある。</p> <p>市は、規則に則って駐車料金の免除手続を行う必要があり、上記他の施設についてもその運用状況を把握し、適切に対応することが必要である。</p>	結果	P79
(ウ) 市及び市の関係団体の施設利用について			
(i) 予約可能時期について	<p>「大津市ふれあいプラザの管理運営に関する規則」において、貸室の予約は利用日の属する月の 2 か月前の初日からである旨が定められているが、市及び市の関係団体は約 1 年前から貸室の予約を行っている。しかし、仕様書や基本協定書においても市及び市の関係団体が一般利用者に先んじて予約できる旨は規定されていない。</p> <p>市及び市の関係団体が一般利用者に先んじて予約する必要が認められるのであれば、規程や仕様書に市及び市の関係団体が一般利用者に先んじて予約することができる旨を記載することが求められる。</p>	意見	P80

項目	概要	区分	本文頁
(ii) 予約の必要性について	市及び市の関係団体は利用料金が減免されていることから、利用時間を長めに予約する傾向が見受けられるが、その結果、一般利用者が予約できるタイミングには既に市や市の関係団体の予約が入っており、一般利用者の利用機会を損なわせている可能性がある。 市及び市の関係団体がふれあいプラザを予約するにあたっては、その予約により、利用料金の支払いがある一般利用者の予約ができなくなることを考慮して、実際に必要な日時だけ予約するように留意する必要がある。	意見	P81

②大津市立障害者福祉センター

項目	概要	区分	本文頁
(ア) 備品シールの添付について	「備品台帳一覧表」に記載されている備品のうち、8点現物を確認した結果、備品1点について備品シールが貼付されていなかった。 日々の業務や定期的な現物実査の中で備品シールの貼付漏れに気づいた場合には、市に報告を行い、備品シールを要請の上、現物に貼付すべきである。	結果	P83
(イ) IT 支援室の事業報告について	指定管理者は、IT サロン事業やパソコンボランティア派遣事業などの障害者 IT 利用促進事業を、自主事業計画書に自主事業として記載し、市に報告の上で実施しているが、指定管理業務の施設管理事業と自主事業の障害者 IT 利用促進事業について、会計上それぞれ単位を分けており、市への事業報告は施設管理事業のみの収支をもって行われている。 指定管理施設で行われている指定管理業務や自主事業の収支を適切に把握する観点から、市は指定管理者から自主事業の収支についても報告を受けるべきである。	結果	P84

③母と子の家しらゆり

項目	概要	区分	本文頁
(ア) 自主事業の届出について	平成28年度の収支計算書に教育実習生の受入れによる収入として、「受入研修費収入」301,100円が計上されている。教育実習生の受入れは仕様書に規定されている業務に含まれていないが、事業計画書で自主事業として記載されておらず、事前の口頭での報告で了承し、書	結果	P86

項目	概要	区分	本文頁
	面による届出は行われていなかった。また、所管課も、指定管理者に対して事業計画書への記載や書面での届け出を求めていなかった。指定管理者が仕様書で規定されている業務以外の自主事業を行うには、事業計画書に記載するか、書面で届出を行い、市の承認を得るという適切な手順を踏む必要がある。また、市も指定管理者が行っている事業が適切であるかモニタリングを徹底すべきである。		
(イ)変更協定書の誤りについて	平成28年4月1日付の変更協定書において、平成25年11月28日付の基本協定書に記載されている別表第2を別表第1とする変更が行われている。 基本協定書に添付されている別表第2には「第16条関係」と記載されているため、変更協定書に添付される別表第1にも「第16条関係」と記載されることになるが、実際に変更協定書に添付された別表第1には、「第15条関係」と誤った記載がされていた。 変更協定書を訂正し、今後は不備の無いように徹底する必要がある。	結果	P86

(3) 健康保険部保健所

①総合保健センター運動実践室・トレーニングルーム

項目	概要	区分	本文頁
(ア)貸与備品の管理について	貸与備品の台帳を基に、任意に5件を抽出し、実物との照合を実施した結果、椅子（スチール製）について、備品管理シールが貼り付けられておらず、現物を特定することができなかった。同じ種類の椅子（スチール製）は6脚あり、指定管理者がたな卸を行う際には、トータル脚数での一致を確認しているのみであり、個別の備品単位での確認は行われていなかった。また、椅子（スチール製）に椅子（木製）の備品シールが貼られており、実物と備品シールが一致していない状況であった。 指定管理者は備品の管理について、適切な対応を行う必要がある。	意見	P91
(イ)売上日報の確認証跡について	売上日報には、作成者や確認者の押印欄はあるものの使用されておらず、誰が作成し確認したかの証跡は残されていない。	意見	P92

項目	概要	区分	本文頁
	現金不正を防止する観点からは、毎日、証跡を残すべきである。		

(4) 産業観光部

①大津市勤労福祉センター

項目	概要	区分	本文頁
(ア)備品の管理について	4階の会議室1に設置されている掛け時計には、市が現在使用している様式の備品シールは貼付されておらず、市が過去に使用していた様式の備品シールのみが貼付されたままになっていた。また、当該掛け時計は市の貸与備品台帳に掲載されていなかった。 所有者を明確にするためにも市の備品台帳に登録した上で新たな備品シールへの貼り替えを行い、適切に備品管理を行うべきである。	結果	P94
(イ)勤労青少年ホームの利用状況の把握について	大津市勤労福祉センター条例第3条第2項に、「勤労青少年ホームを使用することができる者は、35歳未満の勤労者とする」旨が規定されている。同条第3項には「市長が必要と認めるときは、勤労青少年ホームの用途又は目的を妨げない限度において、35歳未満の勤労者以外のものに使用させることができる」旨も規定されているが、仕様書にも「35歳未満の勤労者のための施設である」と明記されているため、指定管理者は35歳未満の勤労者の利用を促進する努力をする必要がある。 しかし、指定管理者は勤労青少年ホームの利用者を年齢別（35歳未満か否か）では把握していない。 指定管理者は、施設の目的にあった利用を促進する材料として、青少年ホームの利用者が35歳未満の勤労者か否かを把握し、市に報告すべきである。	意見	P94

②大津市まちなか交流館

項目	概要	区分	本文頁
(ア)自主事業の承認について	事業計画書に記載していない事業を平成28年度中に自主事業として開始しているが、市が承認した記録は残されていなかった。 指定管理期間は5年間あり、市の担当者が交代することが想定されるため、自主事業を承認し	意見	P97

項目	概要	区分	本文頁
	た経緯を文書として残し、引き継いでいくことが必要である。そのためには、自主事業を年度の途中で新たに実施した場合の承認フローを明確にするとともに、次年度の事業計画書にも漏れなく記載される体制を構築する必要がある。		
(イ) 備品台帳への登録について			
(i) 備品台帳に未記載の備品について	「備品台帳一覧表」に記載されていないブリキ製のおもちゃ（時計、車など）が発見された。当該ブリキ製のおもちゃについて、価値が認められるのであれば、「備品台帳一覧表」及び「大津市まちなか交流館の管理に関する仮基本協定書」に記載をした上で、台帳に基づき管理をする必要がある。	意見	P97
(ii) 台帳の登録単位について	「備品台帳一覧表」に記載されている備品について展示されているものと未展示のものがあり、展示されているものは3階展示ケースに、未展示のものは3階の倉庫にそれぞれ保管されていた。 当該備品は複数種類のものが一括で備品登録されており、上記の通り展示されているものと未展示のものとの保管場所が異なる場合に、一体として管理することが困難である。また、市の担当者が交代した場合、その把握も困難となる恐れがある。 備品台帳一覧表への記載は管理できる最小の単位で行い、当該最小の単位で現物管理を行う必要がある。	意見	P98

③大津市公人屋敷(旧岡本邸)

項目	概要	区分	本文頁
(ア) 来館者へのアンケートの保管について	来館者に対するアンケート結果を月次報告資料として市に提出しているが、来館者から入手したアンケートを転記したものを提出しており、原紙は市の承認を得ずに破棄されていた。 指定管理者がアンケートの原紙を破棄していたという事実は、仕様書に反した行為であるため、指定管理者は訂正な文書管理を徹底する必要がある。	結果	P100

④旧竹林院

項目	概要	区分	本文頁
(ア)基本協定書の誤りについて	平成26年2月7日付けの「旧竹林院の管理に関する仮基本協定書」第20条には費用の負担等が定められており、同条第2号に「旧竹林院の管理に関するリスク分担については、別表第3のとおりとする。」と規定されている。しかし、費用のリスク分担に関して記載されている別表第3には、「別表第3（第19条関係）」と記載されており、仮基本協定書の記載と別表の記載に不整合が生じていた。当事者間のトラブルを防止するためにも、今後は不備の無いように徹底する必要がある。	結果	P102
(イ)経費の負担について	収支報告書において、委託費として指定管理申請業務費用分担金72,000円が計上されていた。しかし、当該費用は平成28年度の旧竹林院の収支に関係なく、指定管理者が負担すべき費用であることから、収支報告書より除外する必要がある。	結果	P103

⑤大津市温泉保養交流施設比良とびあ

項目	概要	区分	本文頁
(ア)自主事業の事業計画書への記載について	敷地内に計6台の自動販売機を設置しているものの、事業計画書の自主事業計画において、自動販売機を設置する旨の記載がなされていない。自動販売機の設置は、自主事業として事業計画書などに記載することにより、市へ報告した上で市の承認を得る必要がある。	結果	P104
(イ)遊休備品について	「備品台帳一覧表」に記載されている備品について、10点抽出し、現物を確認した結果、3件の備品は使用されていなかった。比良とびあで使用しておらず、かつ、今後も使用する予定がない備品については市と協議の上、市の他の施設での活用や処分を検討すべきである。	意見	P105
(ウ)収支の按分方法について			
(i)社員給料について	社員給料は、施設管理責任者1名分の給料であるが、全額管理業務区分に計上されており、自主事業区分には配分されていない。この点、施設管理責任者が全体の管理者であることを考慮すれば、飲食売上等の自主事業に全く関与していないとは考え難く、合理的な按分	意見	P106

項目	概要	区分	本文頁
	率をもって自主事業の経費にも配分されるべきである。		
(ii)電気代について	電気代 5,257,743 円は、全額管理業務区分に計上されており、自主事業区分には配分されていない。 自主事業に含まれる飲食物販売などにおいては継続して電気を使用しており、自主事業においても電気は必要不可欠であることから、合理的な按分率をもって自主事業の経費にも配分されるべきである。	意見	P106

⑥大津市おごと温泉観光公園

項目	概要	区分	本文頁
(ア)備品の保管場所について	展示パネル全 10 点のうち 1 点及び展示パネル用ポール全 20 点のうち 8 点が、観光公園外のおごと温泉旅館協同組合の事務所に保管されていた。 市の貸与備品であり、指定管理施設の観光公園内で保管する必要がある。	結果	P111
(イ)宣伝広告費の記載誤りについて	会計帳簿を確認したところ、収支決算書上の自主事業の宣伝広告費 604 円は記載誤りであった。 収支決算書上の宣伝広告費 604 円を 0 円に、販売促進費 200,263 円を 200,867 円に修正する必要がある。	結果	P111
(ウ)修繕費の記載誤りについて	指定管理事業の修繕費 12,096 円はレンタサイクルのチューブ交換費用であり、レンタサイクル事業は自主事業として行われているため、自主事業へ区分修正する必要がある。	結果	P111
(エ)人件費の区分経理について	所長以外の社員の人件費の事業区分経理が実態に即していないと考えられ、また、所長は観光公園運営の総括的役割を担い、その業務は自主事業と指定管理事業の両方にまたがっているのが実態である。 勤務実態に応じた人件費の按分基準を設けて区分経理する必要がある。	結果	P111
(オ)事業区分経理について	指定管理者の費用に係る自主事業と指定管理事業の割り振りが適正ではないことが伺える。 また、人件費以外のその他の経費についても、自主事業と指定管理事業の割り振りが、実態に即していないと言わざるを得ない。 指定管理者は事業実態に鑑み、経費の事業区分	意見	P112

項目	概要	区分	本文頁
	の割り振りを適正に行う必要があると考える。		
(カ)収支報告の方法について	市が観光公園の指定管理者に求めるものは、指定管理事業である足湯利用者や自主事業である物販やカフェの利用者を増やすことによる、おごと温泉や市全体の観光振興であり、観光公園はそのために建設された施設でもある。 市が求める本来の事業運営を考慮すれば、指定管理事業と自主事業との経費区分を行わず、指定管理料と自主事業収入を合わせて、全体の経費を賄う収支報告であっても良いと考える。	意見	P112
(キ)来訪者の増加に繋がる改善について	観光公園への進入経路が分かり難い点は、来訪者数増加の妨げになっていると考える。 観光公園の来訪者増加には進入路の改善が必要不可欠であり、道の駅のように、車利用者が認識しやすく、進入しやすいという点に着目した改善方法を検討されることを期待する。	意見	P113

⑦堅田漁港

項目	概要	区分	本文頁
(ア)平成28年度事業計画及び実績評価シートについて	組合から市に提出されている「事業計画書」には、具体的な活動内容が記載されているが、実施されていないものがあるにも関わらず、「指定管理導入施設実績評価シート」の各評価項目において、自己評価も所管課評価も全てB評価であった。 また、毎月組合から市へ提出されている「堅田漁港指定管理報告書」に添付されている「漁港施設管理日誌」の内容が、実施日と実施者以外は48回全て同じ内容である。 更に、毎月「堅田漁港指定管理報告書」に添付されている「漁港施設管理日誌」を見て、何の指摘も無く、「指定管理導入施設実績評価シート」にB評価を付けている市の管理実態にも問題がある。	結果	P115
(イ)備品台帳の不備について	漁港内の指定管理に関する備品台帳が存在しておらず、現時点において、事務所にある備品が、組合の所有物なのか、市の所有物なのかの判別は困難である。 過去に遡り備品台帳の整備が必要である。	結果	P116
(ウ)固定資産の把握について	漁港台帳と称されるもので漁港内の固定資産を管理している。 しかし、実際に存在し、市の所有物である植	意見	P116

項目	概要	区分	本文頁
	木、自動ゲート、水銀灯、標識灯及び看板は漁港台帳には記載されていない。原因は、漁港台帳が平成9年8月29日以降更新されていないことにある。 固定資産の管理や修理を行う上でも、固定資産の把握は需要であり、漁港台帳を更新し最新版を作成する等、漁港内の固定資産を網羅的かつ正確に把握するための方法を市と組合で協議すべきである。		
(エ) 支出項目について	通信費内の電話代は固定電話代であり、その電話代の全てが、指定管理業務の経費として計上されている。この固定電話は組合業務と指定管理業務とに共用されており、使用料の全てを指定管理業務の経費とするのは問題である。 組合業務と指定管理業務の共通経費について、使用状況を把握し、合理的な按分基準を設けて区分経理すべきである。	意見	P117

(5) 未来まちづくり部

① 駐車場7か所

項目	概要	区分	本文頁
(ア) 経費の負担について	指定管理者は共通に発生する費用について、明確に分けることができないとの理由から、事業報告書の収支状況報告書上で現場管理費として一定額を計上している。 しかし、共通費を按分することなしに一定額を計上しては、指定管理業務の共通費の多寡が判断できず、以後の指定管理料の算定に影響を及ぼしかねない。 市は、翌期の指定管理期間の協定書、ないし仕様書において共通費を合理的な基準により按分することを考慮されたい。	意見	P121
(イ) 貸与備品の管理について	市より貸与されている備品について、実物はあるものの備品管理シールが貼り付けられておらず、また備品シールそのものも保管されていないものがあつた。 貸与備品は市の所有物であることから、市の備品の管理ルールを適用する必要がある。	結果	P121
(ウ) 廃棄予定の回数券類の管理について	駐車場にて回数券が使用された場合、回収時にその回数券の再利用の可否を判断し、再利用が可能なものについては受払簿にて再度受け入れ	意見	P122

項目	概要	区分	本文頁
	<p>処理がなされるが、再利用不可能とされる回数券については、実際に機械に投入することで使用自体は可能であるにもかかわらず、保管されているキャビネットに施錠はされていなかった。</p> <p>再利用が不可能と判断した回数券については、その都度使用できないような処理を行うか、実際に廃棄するまで正規品と同程度の管理を行い、適時に廃棄処理を行う必要がある。</p>		
(エ) 定期券の更新時の取り扱いについて	<p>定期契約のうち定期券の更新については、その業務処理において、顧客が既に所持している定期券に係員が更新処理を行うものの、システムの仕様上更新時にログが残らず、あくまで定期の申込書が残るのみで、仮に更新処理を書類上無かったことにして不正に更新料を収受したとしても、本社では不正に気付くことができない可能性がある。</p> <p>定期券の更新業務において、指定管理者は本社社員の関与度を高めるとともに、不正の防止・発見策として効果的、また効率的な業務フローを構築することが必要である。</p>	結果	P123

②都市公園（213公園）

項目	概要	区分	本文頁
(ア) 事業報告書における自主事業の報告誤りについて	<p>事業報告書における自主事業の報告について誤りがあった。</p> <p>事業計画書や事業報告書は指定管理に関する重要な書類であり、指定管理者として適切な記載を行う必要がある。また、事業報告書を市へ提出した後に、団体としての決算報告書を作成することになるが、決算報告書を作成する際に、結果的に事業報告書が誤っていたことに気付いた場合には、市に速やかに報告されたい。</p>	結果	P126
(イ) 事業報告書における写真の使い回しについて	<p>5月及び6月の月次事業報告書において、自主事業の報告に添付された写真が同じであり、使い回しがなされていた。</p> <p>事業報告書は指定管理に関する重要な書類であり、指定管理者として適切な記載を行う必要がある。</p>	意見	P127
(ウ) 事業報告書における収支報告の記載について	<p>事業報告書における自主事業の収支報告において、雑費として1億円以上が支出科目に計上されているが、備考欄には「その他の経費」と記</p>	意見	P127

項目	概要	区分	本文頁
	<p>載されているのみであり、全く内容がわからない記載となっている。</p> <p>指定管理者から市へ適切な報告を行うべきであり、事業報告書における自主事業の収支報告において、指定管理者は支出の内容がわかるように記載する必要がある。</p> <p>その上で、市は内容の適切性について確認を行い、必要に応じて証憑を確認する等の対応を行うべきである。</p>		
(エ)遊具の修繕計画について	<p>遊具の修繕計画の作成については、指定管理業務の仕様書上は、設備の維持管理業務と記載されているのみであり、指定管理業務に含まれているかは明確となっていない。</p> <p>市と指定管理者とで協議し、遊具の修繕計画の作成についての役割と責任分担を明確にした上で、修繕計画に基づく計画的な修繕を行い、安全性を確保するべきである。</p>	意見	P128
(オ)指定管理業務範囲の見直しについて	<p>公園の維持管理業務と、スポーツ施設の維持管理業務という、性質の異なる業務が混在しているが、一括した業務として公募が行われている。</p> <p>都市公園法に抵触しない範囲とはなるが、このような性質の異なる業務の両方に強みを持つ業者を公募して選定するよりも、業務を分割して公募することにより、各業務により強みを持った業者の公募が可能となり、より民間のノウハウを活用することができる余地があると考えられる。</p> <p>現在の指定管理業務の期間が平成 31 年 3 月 31 日までとなっており、次期の指定管理者の選定に向けて、他の自治体の例を参考にされるなど必要な情報収集を行うことが望まれる。民間のノウハウを最大限活用し、施設のポテンシャルをこれまで以上に活かせるように、指定管理の業務範囲について見直すことが必要である。</p>	意見	P129

③柳が崎湖畔公園

項目	概要	区分	本文頁
(ア)貸与備品の管理について	<p>市から貸与されている備品について、実物はあるものの備品管理シールが貼り付けられていないものがあった。</p> <p>また、貸与備品の台帳上記載は無いが、実際には実物が存在するものもあった。</p>	結果	P131

項目	概要	区分	本文頁
	貸与備品は市の所有物であり、市の備品の管理ルールに従う必要があることから指定管理者は備品の管理について、適切な対応を行う必要がある。		
(イ)備品の引継ぎについて	直近の貸与備品のたな卸結果を確認したところ、実物との照合結果欄に実物がない旨の記載が散見された。指定管理者に確認したところ、前指定管理者から貸与備品を引き継いだ際には既に実物は存在せず、指定管理期間が始まった当初より実物と貸与備品の台帳が乖離していたとのことであり、前指定管理者との貸与備品の引継ぎが適切にされていなかったと考えられる。 市は指定管理者の変更の際に、貸与備品の返却を完了させてから引継ぎを完了としなければ、貸与した備品がない場合の責任関係の所在が不明確になってしまうため、引継ぎの際の市による関与が必須である。	意見	P132
(ウ)絵画の管理について	びわ湖大津館の現地視察を行ったところ、市からの貸与物品一覧や備品管理台帳に記載されていない絵画（34点、後日調査で個人と前指定管理者が寄託契約を締結していることが判明）が館内に展示されていた。指定管理業務に含まれているものではなく、責任の所在が不明確であり、適切に管理されていない状況であった。関係者との協議を行い、寄託契約の解除を図るなど、問題点について速やかに解消を図るべきである。	結果	P134

④ヴェルツブルクハウス

項目	概要	区分	本文頁
(ア)自主事業収入の納付遅延について	年度協定書において、指定管理者はその他収益事業等で得た総収入について、毎月末締めで報告書を作成し、市へ提出する、市は報告書に基づき、速やかに総収入の5%に相当する額を指定管理者へ請求し、指定管理者は請求書を受領した日から30日以内に使用料を納めると規定されている。 平成28年度の使用料の調定日、納期限、収入日を確認したところ、平成29年3月分を除き、調定日から30日を超えての納期限が設定されており、すべての月において調定日から30日を超えて納付がされていた。	結果	P136

項目	概要	区分	本文頁
	市は協定書に従った納期限の設定を行うとともに、指定管理者に対して納期限内の納付を促すことが必要である。		
(イ)利用者アンケートの実施について	<p>指定管理者は、毎年度終了後、アンケート調査実施結果に関する事項を記載した年次報告書を市に提出しなければならない。</p> <p>しかし、年次報告書では「レストランの品位を考慮しアンケートの設置は休止」、「電話やメール等で様々なご意見、苦情、ご要望」を受けていると記載されており、基本協定書が規定するアンケート調査は実施されていない状況である。</p> <p>アンケート調査に係る基本協定書の要求事項が営業実態に照らし不相当であるのであれば、基本協定書の見直しを行うべきである。</p> <p>なお、国際交流・文化発信事業についてはアンケート調査を実施しているため、市はアンケート調査の実施結果等を年次報告書で報告させるべきである。</p>	意見	P136

⑤大津湖岸なぎさ公園におの浜ふれあいスポーツセンター

項目	概要	区分	本文頁
(ア)備品、固定資産の管理について	<p>指定管理者は、貸与備品一覧に基づき定期的なたな卸実査を実施しているが、所管課である公園緑地課では当該結果を受けとっていない。</p> <p>たな卸報告の受領、検証は重要な手続であると考えられることから、所管課では指定管理者からのたな卸の報告の受領、検証方法について明確にし、毎年確実に運用していくことが求められる。</p>	結果	P137
(イ)事業報告書における事業収支報告について	<p>事業報告書における事業収支報告は、予算との比較形式となっておらず、実績が予算に対して妥当なものであるか、一目で判断できない様式となっている。</p> <p>本来事業収支報告の重要な機能として、収支の妥当性チェック機能があることから、指定管理者からの報告様式を改めるよう指導するとともに、所管課における実績報告のチェック方法について、著増減に着目した手続等、効率性と有効性を両立する検証手続を確立すべきである。</p>	結果	P138
(ウ)実施報告内容について	平成 28 年度の事業計画書において、平成 28 年度の新たな企画として記載されていた障がい	結果	P138

項目	概要	区分	本文頁
	者向けイベントに関して実際に行われていたものの、事業報告書上は実施済みであることが明確に記載されていない事業が見受けられた。計画された企画が適切に実施できたかどうかを検証し、次年度の運営改善につなげることが重要であるため、PDCA サイクルの基礎となる実績報告は、計画書との対比で明確に報告するよう指導する必要がある。		

⑥大津市スポーツ村・リバーヒル大石

項目	概要	区分	本文頁
該当事項なし			

⑦大津市自転車駐車場（18 か所）

項目	概要	区分	本文頁
(ア)消火器の設置状況について	石山駅前自転車駐車場、石山駅前第二自転車駐車場に現地往査を行い、消火器の設置状況について確認したところ、10年以上前に製造され、既に有効期限が切れている消火器が散見された。 また、その他の駐車場における消火器の設置状況について書類等により確認したところ、消火器が10本ある自転車駐車場がある一方で、1本も設置されていない自転車駐車場もあった。各自転車駐車場の規模や収容台数等に応じたあるべき防災体制を検討し、指定管理者と市との協議の上、消火器の設置状況について早急に見直すべきである。	結果	P141
(イ)現金管理について	唐崎駅前自転車駐車場、比叡山坂本駅前自転車駐車場、比叡山坂本駅前第二自転車駐車場、坂本駅前自転車駐車場の4か所は近くに夜間金庫がないため、その日の売上高を担当者が自宅に持ち帰り、次の出勤日に持参し、銀行に入金していた。また、各駐輪場では、業務日誌の締作業後に発生した売上金額を自宅に持ち帰り、次の出勤日に持参するということが容認されていた。また、所管課でも当該事情を把握しており、公金の自宅への持ち帰りを黙認していた。上記運用では公金を自宅に持ち帰ってしまっており、公金の管理として適切ではないため、各事務所に金庫を設置し外部に持ち出さないように徹底するなど、適切な管理を行う必要がある。	意見	P142

項目	概要	区分	本文頁
	る。また、問題の発生を未然に防ぐために、所管課はモニタリングを適切に行うべきである。		
(ウ)防犯カメラについて	<p>大津駅前自転車駐車場に設置されている防犯カメラが故障していた。市の担当者も平成28年11月頃に故障していることを確認していたが、防犯カメラは基本協定書で規定される指定管理者へ無償貸与する備品には含まれておらず、市が直接管理する備品となっており、市の予算が確保できなかったため修理されないままとなっていた。</p> <p>業務に支障をきたす状況は即座に解消する必要があるため、防犯カメラの故障を把握した場合には、基本協定書に記載されているとおり、市と指定管理者が協力し、適宜連絡を取り、早急に修理を行う必要がある。</p> <p>また、業務として防犯カメラを実際に現場で利用するのは指定管理者であるため、指定管理者が管理を行い、故障した場合には迅速に対応することができるように、指定管理者に無償貸与して指定管理者の管理対象備品とする等、仕様書の記載を実態に合ったものに修正することも検討するべきである。</p>	意見	P143

(6) 教育委員会

①大津市立大津公民館

項目	概要	区分	本文頁
(ア)月次報告及び期別報告について	<p>基本協定書によると、指定管理者は毎月定められた事項を記載した事業報告書（月次事業報告書）及び4か月ごとに定められた事項を記載した事業報告書（期別事業報告書）を市に提出する必要があるが、月次事業報告書には、「利用者からの意見、要望等の対応に関する事項」が、期別事業報告書には、「アンケート調査実施結果」がそれぞれ記載されていなかった。</p> <p>基本協定書は、指定管理施設の管理を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めたものであり、指定管理者は基本協定書に基づき、月次事業報告書には、「利用者からの意見、要望等の対応に関する事項」を、期別事業報告書には、「アンケート調査実施結果」をそれぞれ記載し、市に報告する必要がある。</p>	結果	P145

項目	概要	区分	本文頁
(イ)経費按分について	「(1)市民部 ②大津市民会館 【結果及び意見】 (エ)経費按分について(意見)」と同じ内容である。	意見	P147

2. 委託業務

(1) 政策調整部

①湖都大津まちづくり寄附金に係る寄附者管理並びに書類及び返礼品の送付等業務

項目	概要	区分	本文頁
(ア)委託金額の積算根拠について	委託料の上限を受領したふるさと納税額の15%以内とする積算根拠が文書で残されていない。 次のプロポーザルを実施する際に設定する委託料の予定価格の参考となることから、設定した委託料の積算根拠を文書として残しておくべきである。	意見	P149
(イ)個人情報取扱特記事項の綴じ漏れについて	委託契約書の別記「個人情報取扱特記事項」が委託契約締結の決裁時に回覧している文書になく、また、契約書原本にも綴じ込まれていなかった。 委託契約締結に係る決裁書には複数人の承認印が押印されていることから、委託契約締結の承認が形式的になっている可能性がある。承認者は委託契約書に記載されている事項に不備がないかを確認の上、承認を行う必要がある。 また、個人情報の取扱いにあたり、市が要請すべき個人情報に関する取扱い事項が遵守されないおそれがある。委託契約の締結に当たっては個人情報の保護に関する規定が漏れることのないよう十分に注意する必要がある。	結果	P149
(ウ)委託業者からの報告内容及び市の検査について	委託業者からは寄附金額及びその寄附金額を基礎として算定された請求額が記載された報告が電子メールで送られてくるだけで、市も寄附金額及び請求額が合っていることを確認しているのみであり、委託契約書に記載されているような委託業者からの完了報告や市の検査行為は行われていない。 契約書に基づき、市は委託業者に完了報告を求め、市の検査行為を行う必要がある。	結果	P150

② 共通事務処理システムサポート業務委託

項目	概要	区分	本文頁
(ア) 誓約書の提出漏れについて	<p>委託業務について、受託者が第三者に委託した場合には、誓約書を提出させなければならないと規定されている。</p> <p>受託者から数社に再委託されており、再委託に関する通知文書は書面で残されていたが、誓約書の提出状況について確認したところ、誓約書が提出されていないことが判明した。</p> <p>当該委託業務について速やかに誓約書を提出させることは勿論のこと、今後、こういった事象を繰り返さないようなチェック体制の構築についても検討すべきである。</p>	結果	P152
(イ) 再委託先の情報セキュリティ対策の確認不足について	<p>再委託先における情報セキュリティ対策が十分に取られており、外部委託事業者と同等のセキュリティ水準であることを確認していなかった。</p> <p>大津市情報セキュリティポリシー上は、必要に応じて実施すべき事項という位置付けである。しかしながら、当該委託業務は情報システム課における市の主要なシステムの委託業務であり、外部委託事業者に起因する情報漏えい等のセキュリティ事故を防止する大津市情報セキュリティポリシーの趣旨に鑑みると、厳格に適用し、再委託先における情報セキュリティ対策の充分性や、外部委託事業者と同等のセキュリティ水準であることを確認すべきである。</p>	意見	P153
(ウ) 長期契約継続の適用の検討について	<p>情報システム課では、情報システムの保守・運用業務委託については、契約規則において、長期継続契約を締結することができる契約における、いずれの業務にも該当しないと判断している。そのため、当該委託業務だけではなく、他の情報システムの保守・運用業務委託についても、長期継続契約とせず、単年度契約としていた。</p> <p>一般的に、情報システムの保守・運用業務委託は長期にわたるものであり、長期継続契約として締結することにより、コスト削減効果や安定的なサービスの提供が可能となるものである。契約規則に基づき、情報システムの保守・運用業務委託について長期継続契約として締結することができるかどうかについて再確認されたい。</p>	意見	P153
(エ) 見積書におけ	施設予約運用支援業務の工数については見積書	意見	P154

項目	概要	区分	本文頁
る工数の確認について	上、1人月とされているが検証が不十分である。 実績としてどれだけの工数が発生しているかを月例報告資料などから集計した上で、検証を行うべきである。仮に、実績がほとんど発生していないような場合には、対応件数に応じて支払うなどの契約形態に変更することも検討すべきである。		

③ASP型CMSサービスサポート業務委託

項目	概要	区分	本文頁
(ア) ライフサイクルコストを意識した調達について	平成26年にホームページをリニューアルした際に、リニューアル後のサポート業務を含めたライフサイクルコストを意識した調達が行われていなかった。 今後、システム導入した業者に、その後のサポート業務を委託せざる得ないことがあらかじめ想定されるものについては、ライフサイクルコストを意識した調達が実施できるように、必要な手順を整備した上で運用すべきである。	意見	P156
(イ) 契約書に沿った報告について	当該委託業務には5つの業務が含まれているが、各業務に対する個別の実績内容が把握できる形式で報告書が作成されていなかった。そのため、業務ごとの対応件数や課題は不明であり、分析しようがない形式となっている。 それぞれの業務ごとの対応件数や課題等を明記するなど、業務ごとの成果を分析できるようにし、契約内容について適時に見直せる体制を構築すべきである。	意見	P156

(2) 総務部

①平成28年度定期健康診断業務

項目	概要	区分	本文頁
(ア) 随意契約について	当該業務に対して委託金額が多額であるにもかかわらず、入札か随意契約かの検討がなされていない。 市契約規則では、随意契約の場合にはなるべく2人以上の者に見積書を提出させることになっているが、市は共済組合以外からの見積書は取っておらず、委託契約金額の単価も共済組合から提示された金額どおりであり、見積単価の妥	意見	P158

項目	概要	区分	本文頁
	<p>当性を検証していない点は疑問に感じる。 例えば大津市民病院など健康診断を行える機関は市内にもあり、他の事業者への委託や、実際に診断業務を行っているKKCへの直接委託も検討すべきであり、他の事業者の健康診断単価表や見積書を取り寄せ、定期的に単価の妥当性も検証すべきである。</p> <p>また、当該委託業務は特命随意契約となっており、その選定根拠が地方自治法施行令第167条の2第1項各号における随意契約とする理由に該当するか否かの検討をされているものの、結果的に長期の継続契約となっていることから、経費削減への取組について一考願いたい。</p>		

②平成28年度行政付加健康診断業務

項目	概要	区分	本文頁
(ア) 随意契約について	<p>市契約規則では、随意契約の場合にはなるべく2人以上の者に見積書を提出させることになっているが、市はKKC以外からの見積書は取っておらず、委託契約金額の単価もKKCから提示された金額どおりであり、見積単価の妥当性を検証していない点は疑問に感じる。</p> <p>当該業務の内容は特殊な技術を要するとは言えず、例えば大津市民病院など健康診断を行える機関は市内にもあり、他の事業者も検討すべきである。</p> <p>また、当該委託業務は特命随意契約となっており、その選定根拠が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号における随意契約とする理由に該当するか否かの検討がされているものの、結果的に長期の継続契約となっていることから、経費削減への取り組みについて一考願いたい。</p>	意見	P160

③固定資産（土地）評価支援業務

項目	概要	区分	本文頁
該当事項なし			

(3) 市民部

①大津市市民センター機能等の在り方検討支援業務

項目	概要	区分	本文頁
(ア)委託契約の方法について	<p>平成 28 年度の委託業務は平成 27 年度の委託業務内容を踏まえたものであることから、平成 27 年度には応募業者が 4 社であったのが、平成 28 年度には平成 27 年度に選定された委託業者 1 社となっている。</p> <p>また、平成 28 年度の公募型プロポーザルにあたっては、平成 27 年度の委託契約先から見積書を入手した上で、その見積金額 5,425,920 円を予定価格とし、同社と 5,400,000 円により契約を行っている。</p> <p>平成 28、29 年度は他の業者からすると参入障壁が高く、結果として平成 27 年度のプロポーザルの結果により、その後 3 年間の委託業者が決まる結果となっており、長期継続契約による方が平成 28、29 年度の競争性を保つことができたと考えられる。</p>	意見	P166

②大津市コールセンター運営業務

項目	概要	区分	本文頁
(ア)多言語通訳サービスの再委託			
(i)委託業者と再委託業者の契約の把握について	<p>市は委託業者と再委託業者との契約形態や契約金額を把握していない。</p> <p>市は、委託業者が委託業務の一部若しくは全部の実施を第三者に委託する場合には、委託業者と再委託業者の契約内容を把握した上で承諾する必要がある。</p>	意見	P168
(ii)多言語通訳サービスの見直しについて	<p>市が委託業者に支払っている委託料のうち、多言語通訳サービスの再委託金額として支払っている金額は年間 1,433,556 円であるが、多言語通訳サービスの利用回数が少ないため、結果的に多言語通訳サービス利用回数 1 件当たりの単価は、いずれの年度も 10 万円を超えるような高額なものとなっている。</p> <p>市は利用回数等を踏まえた上で、多言語通訳サービスの必要性を検討し、必要と認められる場合にも、その利用回数等を踏まえた上で委託料を見直す必要がある。</p>	意見	P168
(イ)「支出負担行	平成 28 年 4 月 1 日に起案された当該委託契約	結果	P170

項目	概要	区分	本文頁
為兼伺書」の決裁日記載漏れについて	に係る「支出負担行為兼伺書」に決裁日の記載がなかった。 「支出負担行為兼伺書」の決裁日は支出行為を行うことを市として意思決定した日付を明示するものであり、かつ、決裁手続が適正に行われたか否かを確認するために必要かつ重要な情報である。 今後は、決裁者による決裁がなされたタイミングで適時に漏れなく決裁日を記載する必要がある。		

(4) 福祉子ども部

①平成 28 年度生活困窮者自立支援に伴う業務

項目	概要	区分	本文頁
(ア) 随意契約先の検討について	市は随意契約理由として、現在の委託先である大津市社会福祉協議会が事業目的を全うできる唯一の法人であるとし、その根拠条文として地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号を挙げているが、事業目的を全うできる事業体は他にないのか、などの随意契約を締結する上での検討が不十分であると考えられる。 唯一の事業者であると判断するのであれば、たとえば公募型のプロポーザル方式にて広く参加者を募ることでより事業目的に適した事業体を探すなど、様々な角度から検討した上で唯一と判断すべきである。	意見	P172
(イ) 再委託に関する承諾について	事業の一部を再委託するにあたり、市は事前に承諾はしているが、口頭で行われるのみで文書としては残されていない。 原則として再委託を認めないことになっており、例外的に市が承諾した場合に限って認められている。事実、市も再委託を認める場合には口頭ではなく文書を取り交わすこととしているため、口頭による再委託の承諾は認められない。	結果	P173
(ウ) 再委託先への個人情報保護について	委託先が再委託を行う場合であっても、個人情報の取扱いに対しては市が委託先と取り交わしているものと同程度の水準が求められる。 しかし、当該委託業務では、委託先と再委託先との契約において、「個人情報取扱特記事項」は取り交わされてはいなかった。	結果	P173

項目	概要	区分	本文頁
	市は再委託を承諾するにあたり、再委託先に対しても個人情報の保護が徹底されているかどうかを確認すべきである。		

②平成 28 年度年度大津市立志賀南幼稚園通園バス運行管理業務

項目	概要	区分	本文頁
(ア) 公告期間について	当該委託業務に係る入札に際し、入札公告等を開始してから入札資格申請提出期限までの期間が10日間と、市の契約規則の第3条に規定されている最低限の期間しか設定しておらず、それまで随意契約としていたものを一般競争入札に切り替えるという転換点にしては公告の期間が不十分であり、また2度目の入札も3年ぶりの入札になるにも関わらず、同様に公告期間が10日間と短かった。実際、当該一般競争入札の応札者数は1者のみであった。 契約規則に定められている期間はあくまで最低限の期間であり、かくあるべしというものではない。そのため、受注機会を均等にし、競争性を高めることで経済性を最も確保するという一般競争入札の長所を最大限発揮するためにも、状況に応じて公告期間を適切な期間に延ばすなど、応札者数が増加する努力をすべきである。	意見	P176

③平成 28 年度大津市心身障害者訪問入浴サービス等

項目	概要	区分	本文頁
該当事項なし			

④送迎バス運行管理業務（やまびこ総合支援センター）

項目	概要	区分	本文頁
該当事項なし			

(5) 健康保険部

①介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部の業務

項目	概要	区分	本文頁
該当事項なし			

(6) 産業観光部

①百人一首かるたコンテンツを活用した観光誘客推進業務

項目	概要	区分	本文頁
(ア)委託業務の実績確認について	委託仕様書では事業効果検証を行うことを要求しているが、事業報告書上は実績が記載されているのみであり、目標値に対して実績がどうかの事業効果検証に関する具体的な記載は見当たらなかった。 事業効果検証などの結果が記載された実施報告書を受託者から受領した上で、市は委託業務の実施内容を確認するべきである。	意見	P182

(7) 環境部

①一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬業務

項目	概要	区分	本文頁
(ア)見積りの妥当性の確認について	同業務の積算は、所管課において、じん芥収集業務に関する一般ごみ運搬車1台当たりの原価を人件費、福利厚生費、車両関係費、その他の項目別に詳細に計算している。 PDCAサイクルの観点からは、当該契約時の項目との比較で実績を判断することが重要であると考えられる。しかし、委託業務完了報告書では、契約時の詳細な検討項目に対する実績が報告されていない。これでは、金額面での妥当性や、次年度の契約単価の考察、または業務効率化等を検討するPDCAサイクルが有効に機能しないこととなる。 したがって、実績報告内容を見積金額に対する実績金額の報告する形式等の検証できる内容に改めることで、金額の妥当性等を判断する手続を追加し、PDCAサイクルを適切に機能させる必要がある。	結果	P185

②一般廃棄物（刈り草・剪定枝等）処理業務

項目	概要	区分	本文頁
該当事項なし			

③志賀地域し尿収集運搬業務

項目	概要	区分	本文頁
該当事項なし			

④南部及び北部衛生プラント運転管理業務

項目	概要	区分	本文頁
該当事項なし			

(8) 未来まちづくり部

①塙田駅西口広場デザイン業務

項目	概要	区分	本文頁
該当事項なし			

②伊香立公園管理運営業務

項目	概要	区分	本文頁
(ア) 随意契約理由の明確化について	<p>市は随意契約理由の一つとして、「伊香立公園の開設以来、今日まで同公園の維持管理は伊香立公園管理委員会が主に行っている。その管理実績は良好であり、また、ノウハウの蓄積もある。」ことを挙げているが、「性質又は目的が競争入札に適しない」とまで言うことはできず、随意契約理由としては不十分である。</p> <p>上記随意契約理由とは別に、「伊香立に建設した一般廃棄物処理施設の操業延長に関する覚書に伊香立公園の施設の管理事業における地元住民の雇用への配慮という項目があるが、こうした事項についても寄与することができる」ことを挙げている。</p> <p>しかし、所管課である公園緑地課は、本来市内都市公園の維持管理の有効性や効率性、施設利用者の便宜などを考慮して、受託者を選定すべき立場であり、地元住民の雇用への配慮の必要があるとしても、明確な随意契約理由を示した上で事業を実施すべきである。</p>	意見	P191
(イ) 業務仕様書に従った報告書の提出について	<p>便所清掃業務の日常清掃は、毎週月曜日に実施することが規定されている。</p> <p>また、毎月提出する報告書には当該月に係る実施回数全てについて、1箇所1回につき、それぞれ実施前、実施中、実施後の3枚の写真を添付することが規定されている。</p> <p>しかし、平成28年度の毎月の便所清掃業務について、月初めの日常清掃に係る作業写真は受託者より提出されているものの、2回目以降の写真は提出されておらず、市も受託者に対して提出を求めていなかった。</p>	結果	P191

項目	概要	区分	本文頁
	受託者に対し、仕様書に従った作業写真の提出を求めることが必要である。		

③平成 28 年度明日都浜大津周辺清掃業務委託

項目	概要	区分	本文頁
(ア) 契約方法について	平成 9 年度から平成 28 年度までの 19 年という長年の間、同一の業者と随意契約の方法により契約されており、その間、他社から見積書の徴取も行われていない。 業務内容は通常の施設清掃業務であり、他の清掃業者によっても実施可能であると考えられる。 競争原理の観点から、競争入札を実施することが必要である。	意見	P194
(イ) 長期継続契約の検討について	委託契約は、毎年単年度契約となっている。毎年度随意契約をする場合、契約手続に時間と手間がかかり、それなりの人件費がかかる。また、単年度契約よりも長期継続契約の方が、全体的に契約金額が低くなる可能性もある。 長期継続契約を実施することについて今まで協議や議論はしていないとのことなので、長期継続契約の要否について、一度議論されたい。	意見	P194

(9) 議会局

①平成 28 年度会議録データ加工業務

項目	概要	区分	本文頁
該当事項なし			

(10) 消防局

①救急救命士への大津赤十字病院所属医師の指示に伴う委託料

項目	概要	区分	本文頁
該当事項なし			

(11) 教育委員会

①学校用務員業務

項目	概要	区分	本文頁
該当事項なし			

②大津市学校給食業務<<北部調理場>>

項目	概要	区分	本文頁
(ア)委託契約金額の算定について	<p>「公募型プロポーザル実施要領」において、委託料上限額を定めており、参加する事業者は委託料上限額を限度として、見積書を提出することになっている。</p> <p>市では、委託料上限額の算定時点と契約時点（平成28年4月1日）が異なることから、委託契約の締結に際して、あらためて業務費用の積算を行い、調整計算を行った上で契約額を算定している。</p> <p>■ 契約額と見積額の差 904,369円 （見積額からの減額）</p> <p>しかし、平成28年度の契約額について上記調整計算を行うことは実施要領等において明記されていない。</p> <p>受託者に不測の損害を被らせることがないように、実施要領等に明記し、周知を図るべきである。</p>	意見	P201
(イ)契約更新について	<p>「公募型プロポーザル実施要領」において、業務期間を平成28年4月1日から平成33年3月31日の5年間とすること、委託契約については、毎年度ごとの契約とすることが記載されている。</p> <p>一方で、委託契約書には、契約期間中の解除の定めがあるものの、契約の更新に関する定めがなく、仮に契約の更新を避けるべき事情が発生した場合の契約上の手当がされていない。</p> <p>北部共同調理場に限らず、学校給食業務委託は3年から5年の業務期間により行われているため、委託契約書には契約更新に係る必要な定めを設けるべきである。</p>	意見	P201

第4. 監査の結果及び意見

1. 指定管理業務に対する監査の概要

(1) 監査の視点

指定管理業務に対する主な監査の視点は以下のとおりである。

- ① 利用率、稼働率の向上は図られているか。
- ② 民間事業者の経験・ノウハウを活用できているか。
- ③ 施設の管理コストは削減されているか。
- ④ 施設は関係法令（条例、規則等）の定めるところにより適切に管理されているか。
- ⑤ 利用促進のための努力はなされているか。
- ⑥ 利用料金の設定は条例等に従い、適正になされているか。
- ⑦ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ⑧ 公の施設の管理に係る会計経理は適正になされているか。また、他の事業と会計区分は明確になっているか。
- ⑨ 公の施設の管理に係る収納事務は適正になされているか。
- ⑩ 公の施設に係る備品管理は適切に行われているか。
- ⑪ 大津市指定管理者制度導入施設モニタリング指針に基づくモニタリングが適切に実施されているか。

(2) 監査対象の抽出方法

平成28年度の指定管理業務の全件（40件）を対象に調査票を入手し、所管課に対して概要ヒアリングを実施した。

概要ヒアリングの結果に基づき、25件を監査対象とした。

【監査対象】

No	担当部名	担当課名	施設	指定管理者	指定管理期間	平成28年度実績		実施方法	結果及び意見
						指定管理料	利用料金		
1	市民部	文化・青少年課	スカイプラザ浜大津	株式会社ビー・ビー・シー・サービ ス	自 H27.4.1 至 H32.3.31	27,200,000	7,998,090	実地	有
2	市民部	文化・青少年課	大津市民会館	大津市民会館運営共同事業体	自 H28.4.1 至 H33.3.31	56,259,000	28,999,605	書面	有
3	市民部	市民スポーツ・国体 推進課	大津市大谷乗馬場	大津市乗馬連盟	自 H28.4.1 至 H33.3.31	1,170,000	484,000	実地	有
4	市民部	市民スポーツ・国体 推進課	大津市市民プール	株式会社Linkworks	自 H28.4.1 至 H30.3.31	38,500,000	15,158,000	実地	有
5	市民部	市民スポーツ・国体 推進課	大津市比良げんき村	大津北商工会	自 H28.4.1 至 H33.3.31	14,420,000	4,658,410	書面	無
6	市民部	戸籍住民課	大津市斎場(大津聖苑・志賀聖苑)	五輪・日本管財グループ	自 H27.4.1 至 H32.3.31	80,900,000	106,300,000	実地	有
7	福祉子ども部	福祉政策課	大津市ふれあいプラザ	社会福祉法人大津市社会福祉事業団	自 H29.4.1 至 H34.3.31	25,568,000	4,146,580	実地	有
8	福祉子ども部	障害福祉課	大津市立障害者福祉センター	(社福)大津におの浜障害者福祉協会	自 H27.4.1 至 H32.3.31	22,806,000	-	実地	有
9	福祉子ども部	子ども家庭課	母と子の家しらゆり	社会福祉法人湘南学園	自 H26.4.1 至 H31.3.31	44,650,000	-	書面	有
10	健康保険部保健所	健康推進課	総合保健センター運動実践室・ト レーニングルーム	株式会社ビバ	自 H27.4.1 至 H32.3.31	700,000	34,772,220	実地	有
11	産業観光部	商工労働政策課	大津市勤労福祉センター	一般財団法人大津市勤労者互助会	自 H25.4.1 至 H30.3.31	28,209,000	12,360,175	実地	有
12	産業観光部	商工労働政策課	大津市まちなか交流館	ナす美の会	自 H28.4.1 至 H33.3.31	9,400,000	359,560	実地	有
13	産業観光部	観光振興課	大津市公人屋敷(旧岡本邸)	坂本観光協会	自 H24.4.1 至 H29.3.31	4,094,000	250,990	実地	有
14	産業観光部	観光振興課	旧竹林院	坂本観光協会	自 H26.8.1 至 H29.3.31	3,400,000	5,495,650	実地	有
15	産業観光部	観光振興課	大津市温泉保養交流施設比良とびあ	株式会社アヤハレクサイドホテル	自 H24.4.1 至 H29.3.31	-	-	実地	有
16	産業観光部	観光振興課	大津市おごと温泉観光公園	おごと温泉旅館協同組合	自 H26.4.1 至 H31.3.31	17,600,000	-	実地	有
17	産業観光部	農林水産課	堅田漁港	堅田漁業協同組合	自 H28.4.1 至 H31.3.31	3,217,000	-	実地	有
18	未来まちづくり部	まちづくり計画課	駐車場7か所	浜大津都市開発株式会社	自 H26.4.1 至 H31.3.31	118,593,240	-	実地	有
19	未来まちづくり部	公園緑地課	都市公園(213公園)	公益財団法人大津市公園緑地協会	自 H26.4.1 至 H31.3.31	548,821,000	180,278,601	実地	有
20	未来まちづくり部	公園緑地課	柳が崎湖畔公園	京阪・琵琶湖汽船グループ	自 H26.4.1 至 H31.3.31	39,049,000	26,343,160	実地	有
21	未来まちづくり部	公園緑地課	ヴェルツブルクハウス	株式会社シーブラッツ・株式会社高 橋エーベン共同事業体	自 H26.4.1 至 H31.3.31	-	-	書面	有
22	未来まちづくり部	公園緑地課	大津湖畔なぎさ公園におの浜ふれあ いスポーツセンター	ビバ・オリックス・日本リコモネ ドグループ	自 H26.4.1 至 H31.3.31	47,527,000	27,033,000	書面	有
23	未来まちづくり部	公園緑地課	大津市スポーツ村・リバーヒル大石	公益財団法人大津市公園緑地協会	自 H26.4.1 至 H29.3.31	15,053,000	32,301,000	書面	無
24	未来まちづくり部	道路・河川管理課	大津市自転車駐車場(18か所)	社会福祉法人大津におの浜障害者福 祉協会	自 H26.4.1 至 H31.3.31	173,484,000	-	実地	有
25	教育委員会	生涯学習課	大津市立大津公民館	大津市民会館運営共同事業体	自 H28.4.1 至 H29.3.31	27,543,000	661,000	書面	有

(3) 実施した監査手続

指定管理業務に対して実施した主な監査手続は以下のとおりである。

なお、監査対象とした25件の指定管理業務のうち、18件を実地監査の対象とし、7件を書面監査の対象としている。実地監査の対象となった施設については、現地視察を行い、指定管理者へのヒアリング、指定管理者が保管する書面等の閲覧も実施している。

- ① 利用率・稼働率を分析し、向上を図るための取組みを確認する。
- ② 指定管理となってから、民間の経験・ノウハウを活用した管理となっているかを確認する。
- ③ 施設の管理コストの削減状況を確認する。
- ④ 関係法令（条例、規則等）の定めるところにより適切な施設管理が行われていることを確認する。
- ⑤ 利用促進のための取組方針や実施状況について確認する。
- ⑥ 利用料金の設定方針について確認する。
- ⑦ 基本協定書、年度協定書、業務計画書及び履行に係る各関連証憑の閲覧、担当者へのヒアリング等により、指定管理業務が協定書等に基づき実施されているかを確認する。
- ⑧ 収支報告書等の書類の閲覧、担当者へのヒアリングを実施する。
- ⑨ 収納事務に関する各関連証憑の閲覧、担当者へのヒアリングを実施する。
- ⑩ 無償貸与する備品一覧と現物の突合をサンプルベースで行い、市からの貸与備品が適正に管理されていることを確認する。
- ⑪ モニタリングチェックシート及び実績評価シートを閲覧し、市のモニタリングが適切に実施されていることを確認する。

2. 委託業務に対する監査の概要

(1) 監査の視点

委託業務に対する主な監査の視点は以下のとおりである。

- ① 契約方法の選択は適切であるか。
- ② 選定手続は適切に実施されているか。
- ③ 随意契約とする合理的な理由はあるか。
- ④ 契約書の作成手続は適切に実施されているか。

- ⑤ 再委託手続は適切に実施されているか。
- ⑥ 契約変更がある場合、変更手続は適切に実施されているか。
- ⑦ 委託業務に対する検査は適切に実施されているか。

(2) 監査対象の抽出方法

平成28年度の委託料データを入手し、以下の基準により100件を抽出し、調査票を所管課より入手した。

- ・ 委託金額 2,000 万円以上、かつ、専門性の高い業務を除く役務提供業務
 - ・ 委託金額 2,000 万円未満の業務から監査人の判断により任意抽出
- 調査票の記載内容に基づき、25件を監査対象とした。

【監査対象】

No	担当部	担当課	委託名称	委託先	契約期間	平成28年度実績		結果及び意見
						委託金額	委託金額	
1	政策調整部	企画調整課	湖都大津まちづくり寄附金に係る寄附者管理並びに書類及び返礼品の送付等業務	株式会社新朝プレス	自 H27.12.1 至 H30.11.30	13,256,555	有	
2	政策調整部	情報システム課	各システムサポートに係る業務（ホストコンピュータ・庁内共通事務・施設予約）	富士通株式会社 滋賀支店	自 H28.4.1 至 H29.3.31	49,519,080	有	
3	政策調整部	情報システム課	ASP型CMSサービスサポート業務	株式会社スマートソリューション イノベーションDivision	自 H28.4.1 至 H29.3.31	6,696,000	有	
4	総務部	人事課職員支援室	平成28年度定期健康診断業務	滋賀県市町村職員共済組合	自 H28.5.2 至 H29.3.31	34,975,800	有	
5	総務部	人事課職員支援室	平成28年度行政付加健康診断業務	一般財団法人近畿健康センター	自 H28.5.2 至 H29.3.31	4,182,808	有	
6	総務部	資産税課	固定資産（土地）評価支援業務	朝日航洋株式会社 滋賀支店	自 H28.4.1 至 H31.3.31	33,264,000	無	
7	市民部	自治協働課市民センター 改草推進室	大津市市民センター機能等の在り方検討支援業務	関電システムソリューションズ株式会社	自 H28.4.28 至 H29.3.31	5,400,000	有	
8	市民部	市民相談室	大津市コールセンター運営業務	りらいあコミュニケーションズ株式会社	自 H27.7.1 至 H32.6.30	51,508,224	有	
9	福祉子ども部	福祉政策課	平成28年度生活困窮者自立支援に伴う業務	社会福祉法人大津市社会福祉協議会	自 H28.4.1 至 H29.3.31	38,524,000	有	
10	福祉子ども部	幼児政策課	平成28年度大津市立志賀南幼稚園通園バス運行管理業務	江若交通株式会社	自 H28.4.1 至 H29.3.31	12,396,240	有	
11	福祉子ども部	障害福祉課	平成28年度大津市中心身障害者訪問入浴サービス等事業	有限会社あつかい介護サービス湯ず	自 H28.4.1 至 H29.3.31	22,168,500	無	
12	福祉子ども部	やまびこ総合支援センター	送迎バス運行管理業務	京阪バス株式会社	自 H28.4.1 至 H29.3.31	33,396,595	無	
13	健康保険部	長寿政策課	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部	居宅介護支援事業所	自 H28.4.1 至 H29.3.31	122,795,100	無	
14	産業観光部	観光振興課	百人一首かたるコンテンツを活用した観光誘客推進業務	凸版印刷株式会社 コミュニケーション事業本部	自 H28.4.28 至 H29.3.31	33,804,000	有	
15	環境部	廃棄物減量推進課	一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬業務	株式会社大津衛生社	自 H28.4.1 至 H29.3.31	405,203,112	有	
16	環境部	廃棄物減量推進課	一般廃棄物（刈り草・剪定枝等）処理業務	株式会社大栄工業	自 H28.4.1 至 H29.3.31	57,303,185	無	
17	環境部	廃棄物減量推進課	志賀地域し尿収集運搬業務委託	株式会社日映志賀	自 H28.4.1 至 H29.3.31	26,085,000	無	
18	環境部	衛生プラント	南部及び北部衛生プラント運転管理業務	有限会社滋賀総業	自 H28.4.1 至 H29.3.31	101,520,000	無	
19	未来まちづくり部	堅田駅西口土地区画整理 事務所	堅田駅西口土地区画整理事業 堅田駅西口広場デザイン業務	学校法人京都成安学園	自 H28.10.31 至 H29.2.28	9,577,062	無	
20	未来まちづくり部	公園緑地課	伊香立公園管理運営業務	伊香立公園管理委員会	自 H28.4.1 至 H29.3.31	15,660,000	有	
21	未来まちづくり部	道路・河川管理課	平成28年度明日都浜大津周辺清掃業務委託	浜大津都市開発株式会社	自 H28.4.1 至 H29.3.31	1,332,720	有	
22	議会局	議事調査課	平成28年度会議録データ加工業務	株式会社フューチャーイン 関西支店	自 H28.4.1 至 H29.3.31	831,514	無	
23	消防局	消防総務課	救急救命士への大津赤十字病院所属医師の指示に伴う委託	大津赤十字病院	自 H28.4.1 至 H29.3.31	1,090,000	無	
24	教育委員会	教育総務課	学校用務員業務	株式会社リレンサイサービス	自 H28.4.1 至 H29.3.31	24,671,676	無	
25	教育委員会	学校給食課	学校給食業務（北部調理場）	株式会社滋賀給食	自 H28.4.1 至 H29.3.31	146,515,631	有	

(3) 実施した監査手続

委託業務に対して実施した主な監査手続は以下のとおりである。

- ① 委託の必要性について検討する。
- ② 他の方法（直営、指定管理、補助金等）での実施可能性を検討する。
- ③ 契約方法の選択が適切であるかを検討する。
- ④ 選定に関する関連資料及び決裁文書を閲覧し、選定手続が適切に実施されているかを確認する。
- ⑤ 随意契約理由の合理性を検討する。
- ⑥ 契約書や決裁文書を閲覧し、契約書の作成手続が適切に実施されているかを確認する。
- ⑦ 再委託に関する決裁文書を閲覧し、再委託手続は適切に実施されているかを確認する。
- ⑧ 契約変更がある場合、変更後の契約書や決裁文書を閲覧し、変更手続が適切に実施されていることを確認する。
- ⑨ 委託業務に対する検査資料を閲覧し、検査が適切に実施されていることを確認する。

3. 指定管理業務に対する監査の結果及び意見

(1) 市民部

①スカイプラザ浜大津

所管課名	文化・青少年課
指定管理者名	株式会社ビー・ビー・シー・サービス
指定管理の内容	市民の多彩な文化活動の支援、ならびに市民の交流促進を目的として、管理業務の代行をさせるものである。
公募、非公募の別	公募
指定管理期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
平成 28 年度指定管理料	27,200,000 円
平成 28 年度利用料金収入	7,998,090 円

※ 「利用料金収入」は、利用料金制を採用し、指定管理者の収入（自主事業収入を除く）とした金額を記載している。以下、いずれの指定管理施設においても同じ。

【概要】

(ア) 施設の概要

(i) 管理施設の概要

名称	スカイプラザ浜大津
所在地	大津市浜大津一丁目 3 番 32 号
施設構造	鉄骨造 7 階建ての 6 階、7 階部分
規模	敷地面積 2,626 m ² 延床面積 2,397 m ²
主な施設	<ul style="list-style-type: none"> ・スタジオ 1、スタジオ 2 ・練習室 1、練習室 2、練習室 3、練習室 4 ・交流サロン ・リスニングルーム響 ・青少年セミナーハウス
開館時間	(平日) 午前 10 時から午後 11 時 (土日祝) 午前 9 時 30 分から午後 11 時
休館日	木曜日（祝日の場合は翌日休館） 年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）

(ii) 利用料金

室名	利用料金 ※ () 内は条例による利用料金の上限額	
	市民	市民以外の者
スタジオ1	30分につき1,310円(1,310円)	30分につき1,970円(1,970円)
スタジオ2	30分につき770円(770円)	30分につき1,160円(1,160円)
練習室1	30分につき270円(270円)	30分につき400円(400円)
練習室2	30分につき150円(150円)	30分につき230円(230円)
練習室3	30分につき80円(80円)	30分につき120円(120円)
練習室4	30分につき200円(200円)	30分につき310円(310円)

(イ) 指定管理の状況

指定管理制度導入時から現在の指定管理者である株式会社ビー・ビー・シー・サービスが選定されており、現在3期目となる。

直近の選定年度における応募事業者数は、株式会社ビー・ビー・シー・サービスを含め2者であった。

(ウ) 指定管理者が実施している業務

(i) 大津市スカイプラザ浜大津条例(以下、「条例」という。)第3条に規定する以下の事業の実施に関する業務

- (1) 音楽、演劇その他の市民文化に係る創作、練習、発表、鑑賞及び交流に関すること。
- (2) コンピュータ等による多様な情報メディアの体験に関すること。
- (3) その他市民文化の振興及び市民の交流のための場所の提供に関すること。

(ii) 条例別表に掲げる下表のスタジオ等の施設及びプラザの管理運営に関する規則別表に掲げる下表の附帯設備の利用の許可に関する業務

条例別表(スタジオ等の施設)	規則別表(附帯設備)
スタジオ1	アップライトピアノ
スタジオ2	ドラムセット
練習室1	/
練習室2	
練習室3	
練習室4	

(iii) プラザの施設及び維持管理に関する業務

(iv) その他市長が定める業務

(エ) 自主事業の実施状況

- ・カルチャースクール
- ・ラ・フォルジュルネびわ湖 2016 関連イベント
- ・菊地康生スペシャルジャズライブ
- ・盲目のピアニスト・市川純也スーパーライブ
- ・歌声喫茶
- ・村上ポンタ秀一トリオジャズライブ
- ・田井中福司&西村有香里ジャズライブ
- ・少年モーツァルト、イタリアを歩く
- ・フラフェスティバル in びわ湖 2016
- ・大津ジャズフェスティバル
- ・Fuse Live
- ・Pon&Jun Jazz Live
- ・浜大津駅コンサート
- ・マジックショー
- ・クリスマス・ウクレレコンサート
- ・浜大津さざなみ演劇祭
- ・スカイプラザジャズコンサート (27)
- ・浜大津商店街主催イベント・お宝発見ほっと鑑定団

【結果及び意見】

(ア) 他部署の施設利用に係る費用負担について (結果)

指定管理者が管理する施設として、基本協定書第2条にスカイプラザ浜大津内の「青少年セミナーハウス」が記載されており、指定管理者は青少年セミナーハウスも含めて、スカイプラザ浜大津全体の施設維持管理を行っている。

青少年セミナーハウスは市教育委員会の生涯学習課が実質的に所管して使用していることから、使用料や光熱水費等、生涯学習課に応分の負担を求めべきと考えられるが、現状施設利用に係る費用負担は行われていない。

スカイプラザ浜大津の所管課である文化・青少年課は生涯学習課と協議の上、施設利用に係る費用負担の方針を定め、応分の負担を指定管理業務の収入とする必要がある。

(イ) 利用料金の後払いについて（結果）

大津市スカイプラザ浜大津条例第5条第1項において、「施設を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者に申請し、使用の許可を受けなければならない」と規定している。

また、第6条第1項において、「使用者は、使用の許可の際に、その使用に係る料金を指定管理者に支払わなければならない」と規定していることから、利用料金は使用前の前払いが求められる。

しかし、社会福祉法人Aの使用については、恒常的に使用後の後払いとなっており、同条例と異なる取扱いがなされている。

条例に従った利用料金の徴収が必要であり、仮に使用者によって異なる取扱いとするのであれば、条例・規則等において、当該異なる取扱いについて明文化する必要がある。

(ウ) 自主事業で貸室を利用する場合の利用料金の負担について（意見）

指定管理者はカルチャー教室等の各種自主事業を実施しており、自主事業によってはスカイプラザ浜大津のスタジオ等の貸室を使用しているが、当該自主事業の実施時に利用料金を負担していない。

指定管理者がスタジオ等の貸室を使用する場合には、一般の使用が制限されるため、一般の利用者との公平性を確保する観点から、指定管理者が自主事業で貸室を使用する場合にも、条例に基づく利用料金を納付すべきである。

(エ) レジ収納の取消（マイナス入力）処理について（意見）

指定管理者による利用料金等のレジ収納の状況を確認するため、レジから出力されるジャーナル（平成29年3月分）を閲覧したところ、以下の事項が検出された。

- 日次で行うレジの締め処理後に3,560円の入金記録と同額の入金取消（マイナス）入力があった。
- 営業時間内に3,880円の入金記録と同額の入金取消（マイナス）入力があったが、前後のジャーナルの記録からも当該処理の要因が判明しなかった。

レジ収納の取消（マイナス入力）処理の正当性（レジの誤入力の訂正等）を確認するために、日次の締め処理時に処理内容を記録し、責任者の確認を求めるなどの対応をすべきである。

（オ）自主事業計画書の提出と事前承認について（結果）

基本協定書第32条第2項において、「自主事業を実施する場合は、甲（市）に対して計画書を提出し、事前に甲の承認を得なければならない」と規定している。

指定管理者は自主事業として指定管理施設内に自動販売機を2台、有料コピー機を1台設置しているが、自主事業の計画書を提出しておらず、市も設置を認識していながら、計画書の提出を求めている。

市は自主事業の計画書の提出を求め、管理業務の実施を妨げないか検討した上で承認する必要がある。

（カ）貸与備品の管理について（結果）

市より貸与されている備品について、指定管理者は年に一度たな卸を行い、備品に貼り付けられている備品管理シールに記載されている備品番号と、貸与備品の台帳との整合性を確認し、市に報告している。

ここで、直前の備品たな卸の結果を反映した貸与備品の台帳を基に、任意の件数を抽出し、実物との照合を実施した。

実施結果は以下のとおりである。

備品番号	品名	照合結果
1757	展示パネル	問題なし
2595	ワードプロセッサ	問題なし
32796	ローカー（スチール製）	問題なし
52671	事務椅子（一般用）共用備品	問題なし
58724	ドラムセット	問題なし
104775	木製展示台	問題なし
104782	木製展示台	問題なし
343094	録音機	問題なし
344060	展示パネル	問題なし
38227～38233	置台（スチール製）	（※）
56949	工芸品	問題なし

上表の照合結果の欄に（※）となっている備品については、実物はあるものの、備品管理シールが貼り付けられていなかった。

また、下表の備品については、貸与備品の台帳上記載がないが、実際には実物が存在していた。

備品番号	品名
105621	展示パネル

市は購入した備品を市の備品台帳に登録し、登録の際に付された管理番号が記載された管理シールを該当の備品に貼り付けることで備品の管理を行っている。そして、指定管理者に備品を貸与する際には、貸与した備品の一覧を貸与備品の台帳として指定管理者に作成、保管させている。

貸与備品は当然に市の所有物であり、市の備品の管理ルールに従う必要があることから指定管理者は備品の管理について、適切な対応を行う必要がある。

(キ) 指定管理業務外の物品管理について（意見）

備品の管理状況の視察を行ったところ、市からの貸与物品と市が施設に保管している物品とが倉庫内に混在していた。この保管物品は指定管理業務に含まれているものではないが、現に指定管理施設に保管されていることから、保管物品に係る責任の所在が不明確となっている。

そのため、指定管理の仕様書などにおいて保管物品の管理を含めるか、または指定管理の対象外であることを明記するか、保管物品の責任関係を明確にする必要がある。

②大津市民会館

所管課名	文化・青少年課
指定管理者名	大津市民会館運営共同事業体
指定管理の内容	文化及び教養の向上等市民福祉の増進を図ることを目的として、管理業務の代行をさせるものである。
公募、非公募の別	公募
指定管理期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日
平成28年度指定管理料	56,259,000円
平成28年度利用料金収入	28,999,605円

【概要】

大津市民会館は、文化、教養の向上等市民福祉の増進を図るために1975年（昭和50年）に建設された施設である。こうした施設の設置目的を最大限発揮するとともに、地域の暮らしに根ざした文化活動の振興を図るため、施設設備の充実はもとより、多様化する市民の文化ニーズに効果的・効率的に応え、文化の息づくまちづくりを目指し、次のような「地域密着型」の運営を行っている。

- (1) ホール等の特質を活かし、市民の利用ニーズに応じていく。
- (2) 生涯学習の発表と舞台芸術の鑑賞機会を提供する。
- (3) 文化団体の活動や学びを支援する。
- (4) 市民と芸術、プロとアマ、そして市民と市民が出会うコミュニティの場とする。

大津市民会館としては、1,300名を収容できる大ホールや200名を収容できる小ホール、リハーサル室を有しているが、建物としては、大津市立大津公民館と一体となっている。そのため、指定管理者の公募においても、大津市立大津公民館と一体として公募を行っており、大津市立大津公民館の指定管理も大津市民会館運営共同事業体が担っている。

【結果及び意見】

(ア) 自動販売機の設置について（結果）

指定管理者は大津市民会館に自動販売機を設置している。

しかし、指定管理者が市に提出している平成28年度の事業計画書を閲覧した結果、自主事業の箇所に自動販売機の設置についての記載がなかった。また、事業計画書以外の資料でも市の承認がなされているものはなかった。

自動販売機の設置は、指定管理業務ではなく自主事業に該当することから、指定管理者は、従前から設置されているものであっても、毎年度事業計画書に記載を行い、市の承認を得た上で行う必要がある。また、市も自動販売機の設置の事実を認識していることから、指定管理者が提出する事業計画書の自主事業に自動販売機の設置の記載がない場合には、その旨を指定管理者に連絡し、修正させる必要がある。

なお、事業計画書に大津市民会館の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等を定めた「大津市民会館指定管理者仕様書」においても、自動販売機の設置について、自主事業の範囲内で市の承認を得て行う必要がある旨が規定されている。

○大津市民会館指定管理者仕様書

5 業務内容

(8) その他施設の管理に関する留意事項

⑥施設の運営に関する留意事項

ウ 指定管理者による自動販売機の設置については、本来の業務を逸脱しない自主事業の範囲内で市が承認したものに限り設置することができるものとする。

(イ) 月次報告及び期別報告について (結果)

市と指定管理者との間に締結された「大津市民会館の管理に関する基本協定書」(以下、基本協定書)によると、指定管理者は毎月定められた事項を記載した事業報告書(以下、月次事業報告書)を市に提出する必要がある。

また、4か月ごとに定められた事項を記載した事業報告書(以下、期別事業報告書)を市に提出する必要がある。

○大津市民会館の管理に関する基本協定書

(事業報告)

第21条 乙(指定管理者)は、毎月終了後20日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を甲(市)に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 管理業務に係る経費の収支状況
- (3) 利用者からの意見、要望等の対応に関する事項

- (4) その他管理の実態を把握するために甲（市）が必要と認める事項
- 2 乙（指定管理者）は、次に掲げる期間終了後 20 日以内に期別事業報告書を甲（市）に提出しなければならない。
- (1) 第 1 期 4 月から 7 月まで
 - (2) 第 2 期 8 月から 11 月まで
 - (3) 第 3 期 12 月から 3 月まで
- 3 前項に規定する期別報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
 - (2) 管理業務に係る経費の収支状況
 - (3) アンケート調査実施結果
 - (4) その他管理の実態を把握するための甲（市）が必要と認める事項

この点、平成28年度の月次事業報告書及び期別事業報告書を閲覧した結果、月次事業報告書には、「利用者からの意見、要望等の対応に関する事項」（基本協定書第21条第1項第3号）が、期別事業報告書には、「アンケート調査実施結果」（基本協定書第21条第3項第3号）がそれぞれ記載されていなかった。

基本協定書は、指定管理施設の管理を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めたものであり、指定管理者は基本協定書に基づき、月次事業報告書には、「利用者からの意見、要望等の対応に関する事項」を、期別事業報告書には、「アンケート調査実施結果」をそれぞれ記載し、市に報告する必要がある。特に、基本協定書にこれらの事項を定めた趣旨は利用者からの声を指定管理者が適時に市に報告することにより、その声を大津市市民会館の管理・運営に適切なタイミングで反映させることにあると考えられることから、指定管理者はその義務を果たす責任がある。

また、市においても、基本協定書に基づく記載を指定管理者が市に行っていない場合には、指定管理者に連絡し、記載させる必要がある。

(ウ) 駐車場に関する協定書について (結果)

大津市民会館は利用者が利用できる60台収容可能な駐車場を京阪電気鉄道株式会社から賃借している。「大津市民会館指定管理者仕様書」において、当該駐車場の支払いに関する事項が以下のとおり規定されている。

○大津市民会館指定管理者仕様書

5 業務内容

(8) その他施設の管理に関する留意事項

⑥施設の運営に関する留意事項

ク 大津市民会館（大津公民館）の利用者用駐車場は、琵琶湖ホテルの1階にあり、電気料金、防災業務管理負担金（別紙：大津市民会館駐車場に関する防災設備管理業務に関する協定書参照）をそれぞれ管理するものからの請求により指定管理者が支払うものとする。なお、指定管理者が支払う上記の額については委託料に含む。

また、「大津市民会館駐車場に関する防災設備管理業務に関する協定書」（以下、協定書）は平成10年12月24日に締結されており、そこには、市が京阪電気鉄道株式会社に支払うべき月額が税込み41,097円である旨が規定されている。

○大津市民会館駐車場に関する防災設備管理業務に関する協定書

(負担すべき額)

第2条 甲（市）の負担すべき額は、月額金 41,097 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

ここで、協定書が締結された平成10年12月24日時点において消費税及び地方消費税率は5%であり、平成28年においては8%となっている。この点、京阪電気鉄道株式会社からの請求書を閲覧した結果、消費税及び地方消費税率を8%として税込み42,271円で請求していた。協定書上は税込み41,097円となっていることから、実際の請求額42,271円と毎月1,174円乖離している。これは平成26年4月の消費税及び地方消費税率の引き上げ時に協定書を締結しなおさなかったことが原因である。

市は、実際の請求額と相違ないように、早急に協定書の金額を変更する必要がある。また、消費税及び地方消費税率の引き上げ時には、協定書や契約書の金額条件を見直した上で、必要に応じて協定書や契約書を締結しなおさな

なければならない。特に平成30年3月現在において、消費税及び地方消費税率は平成31年10月1日をもって現行の8%から10%への引き上げが予定されていることから、その際には十分に注意していただきたい。

(エ) 経費按分について（意見）

上記【概要】でも述べたとおり、大津市民会館の指定管理者は大津市公民館の指定管理も担っており、建物も大津市公民館と一体となっていることから、収支決算書上、経費按分の方法が問題となる。この点、共通経費については通常大津市民会館と大津市公民館で60%と40%という比率で振り分けを行っている。

しかし、平成28年度の収支決算書に計上されている修繕費の内訳が記載された「修繕費内訳」について、大津市民会館と大津市公民館のものを見比べた結果、以下のような共用部分に係る修繕費は全て大津市公民館に計上されていた。

(単位：円)

支出月	場所	修理内容	金額
5月	正面入口	ガラス戸修繕	26,676
11月	2F女子トイレ	洗面台補修部品	6,048
12月	事務所	電話線断線修理	9,396

これら共用部分に係る修繕費についても、合理的な比率を用いて大津市民会館及び大津公民館に按分する必要があると考えられる。特に、大津市民会館と大津公民館は建物が一体であり、指定管理者も同じであるものの、市の所管課は異なり別々に管理されていることから、指定管理者は大津市民会館と大津公民館それぞれで適切な収支決算書を作成する必要性が高い。

また、市においても大津市民会館の所管課である文化・青少年課と大津公民館の所管課である教育委員会生涯学習課とが事業報告を受けるときなど適切なタイミングで情報共有を図り、収支報告書の経費按分などが適切に行われていない場合には、指定管理者に連絡し修正させることが望まれる。

③大津市大谷乗馬場

所管課名	市民スポーツ・国体推進課
指定管理者名	大津市乗馬連盟
指定管理の内容	(1)乗馬場を利用に供する業務 (2)乗馬場の施設の使用の許可に関する業務 (3)乗馬場の施設及び設備の維持管理に関する業務 (4)その他市長が定める業務
公募、非公募の別	非公募
指定管理期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日
平成28年度指定管理料	1,170,000円
平成28年度利用料金収入	484,000円

【概要】

(ア) 施設の概要

施設の名称	大津市大谷乗馬場
所在地	大津市大谷町1番1号
開設日	昭和40年10月13日
敷地面積	16,413.97 m ² (国有林借地 2,989.97 m ² を含む)
建物面積	389.67 m ²
延床面積	551.65 m ²
建物構造	動物飼育舎・畜舎 軽量鉄骨造2階建 寮舎・宿舎 木造瓦葺平屋建
施設内容	馬場、厩舎、仮厩舎、湯沸かしスペース、管理人室、事務室
収容人員	22名 (その他ギャラリー100名程度)
休場日	毎週月曜日 年末年始は、12月29日から翌年1月3日まで
開館時間帯	開館日の午前9時から日没までとする。

(イ) 設置目的

乗馬を通じて市民のスポーツ・レクリエーションの普及振興を図る。

(ウ) 管理運営に関する基本的考え方

(i) 馬の管理

馬は、指定管理者が保有し、乗馬場の活動馬として位置づけ、その馬の飼育・管理を24時間体制で行うこと。

(ii) 厩舎の管理

厩舎、仮厩舎は常に清潔を保ち、馬特有の伝染病等の対応や馬の快適な生活の対応に万全を期すこと。

(iii) 利用者への対応

利用者が馬に親しむ施設であることから、利用者への乗馬指導、利用者にあった馬の選定、馬の調教等に万全を期すこと。

(iv) 管理人

管理人は、管理人室を使用すること。

(エ) 歴史的変遷

1946年	柳ヶ崎に米進駐軍の乗馬施設完成
1949年	米進駐軍より大津市が払下げを受ける
1950年	柳ヶ崎乗馬場 大谷射撃跡地への移転決定
1963年	大谷乗馬場移転（現在の場所へ）

(オ) 料金体系

(i) 大津市大谷乗馬場条例 別表(第6条関係)

<馬場の利用料金（単位：円）>

使用区分	金額	
	土曜日・日曜日・休日	その他の日
午前9時から正午まで	970	640
午後1時から午後5時まで	1,290	860
午前9時から午後5時まで	2,160	1,400

(ii) ホームページ上での料金

<料金表（単位：円）>

	自馬会員	正会員	ビジター (非会員)
入厩料	108,000	-	-
預託料	110,000	-	-
入会金	108,000	108,000	-
月会費	7,600	7,600	-
騎乗料(30分)	-	1,620	5,400
レッスン料(30分)	-	580	1,100

【結果及び意見】

(ア) 料金徴収に関する条例と実態との乖離について（結果）

条例上で料金体系が設定されているが、実際に乗馬場を利用する利用者には、この料金体系を適用しておらず、指定管理者である大津市乗馬連盟を施設の利用者とみなして、当該利用料を市へ報告しているという実務が行われていた。実際に乗馬場を利用する利用者からは、ホームページ上で示された料金体系に基づく乗馬料やレッスン料を徴収し、そのうち、条例に基づく利用料分を計算し、市へ納入を行っているという実態であった。

馬場の利用料金は、当日の利用者数の多寡に関わらず大津市乗馬連盟の一団体のみを利用者とみなして計算した金額となっている。例えば、平日において、午前の利用者数が10人、午後の利用者数が30人であったとしても、大津市乗馬連盟の1団体のみを利用者とみなすため、平日午前9時から午後5時までの金額である2,160円がその日の馬場の利用料金として計算されている。

その他にも、条例と実態とが乖離した具体的な事例として以下の2点が挙げられる。

県立高校の馬術部が利用しているが、同校からは月々の部費を回収しているものの、馬の世話などのボランティアを手伝ってもらっているため、馬場の利用料は免除している。市への利用料報告としては、乗馬連盟が利用していると解釈して計算した金額を利用料として報告している。

乗馬連盟の会員の中には京都など他市の会員もいるが、乗馬連盟が利用していると解釈しているため、市外の利用者としての割増料金ではなく、市内の利用者としての利用料金を市へ報告している。

そもそも、一般の市民による利用を前提とした条例であり、指定管理者を利用者とみなすのは問題がある。また、このような極めて異例な事務が長年にわたり継続して行われ、看過され続けてきたことにも問題があると言わざるを得ない。

指定管理業務として実施する以上、料金についても条例の範囲内で行うべきであり、条例が業務実態や利用者からのニーズに沿わない料金体系になっているのであれば、条例を見直すべきである。

市と指定管理者とで協議の上、料金徴収に関する条例と実態との乖離について解消を図る必要がある。

(イ) 消火器の点検及び交換について（結果）

大谷乗馬場の現地往査を行い、消火器の設置状況について確認したところ、3台中3台が10年以上前に購入され、最後に点検がされたのが平成20年であり、老朽化された消火器が放置されている状況であった。

このような状況では、火災が起こった場合に消火器が使用できないことが想定され、被害が広がるおそれがある。また、老朽化した消火器には破裂事故のおそれがあることから、交換をせずに設置し続けること自体にも安全面での問題がある。

指定管理者と市とで協議の上、消火器の交換について早急に検討すべきであり、また、交換後は定期的に点検を受けるようにすべきである。

④大津市市民プール

所管課名	市民スポーツ・国体推進課
指定管理者名	株式会社 Linkworks
指定管理の内容	(1) プールを利用に供する業務 (2) プールの使用の許可に関する業務 (3) プールの施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) その他市長が定める業務
公募、非公募の別	公募
指定管理期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
平成 28 年度指定管理料	38,500,000 円
平成 28 年度利用料金収入	15,158,000 円

【概要】

市民プールは、富士見市民温水プール、及び夏期開設プール（伊香立、坂本、晴嵐、曾束）があり、市民にスポーツ、レクリエーションの場を提供するとともに健康の保持増進を図ることを目的とした施設で、指定管理者である株式会社linkworksが各プールの施設運営、管理及び各種自主事業を行っている。

なお、現在の富士見市民温水プールは指定管理終了時（平成30年3月31日）をもって閉館されることが決定されている。また、夏期開設市民プール（上記4か所）の開設期間は7月20日から8月31日のみとなっている。

【結果及び意見】

（ア）自動販売機の設置について（結果）

指定管理者は富士見市民温水プールに自主事業の一部として、自動販売機を4台設置している。また、これとは別の団体が自動販売機を1台設置している。

まず、指定管理者制度導入施設に関する自動販売機の設置については、「指定管理者制度導入に係る事務処理要領」に規定があり、指定管理施設では自主事業として市が承認して指定管理者が設置できるとされているが、市民プールにおいてはそれらの手続きがされていなかった。

所管課では、指定管理者制度を所管する行政改革推進課と協議し、手続を改めていくこととしている。同事務処理要領に定める手続が守られないと、自主事業に関する管理が曖昧となり、市の経済的利益が損なわれたり、指定管理者のモラルハザードにつながったりするリスクがある。今後は手続を遵守する必要がある。

また、同団体設置の自動販売機については、指定管理者の自主事業として、指定管理者と同団体との間で自動販売機設置に関する協定書を締結し、指定管理者は同団体より自動販売機の設置に係る電気代を受け取ることとなっている。

しかし、平成28年度以降電気代の請求が行われていなかった（電気代は、平成29年度に一括して請求することとなっている）。この点について、所管課において自主事業の報告が正確に行われるよう指導し、自主事業に関する単純な事務手続の漏れが生じにくい管理体制を設けるべきである。

⑤大津市比良げんき村

所管課名	市民スポーツ・国体推進課
指定管理者名	大津北商工会
指定管理の内容	大津市比良げんき村の管理に関する業務
公募、非公募の別	公募
指定管理期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日
平成 28 年度指定管理料	14,420,000 円
平成 28 年度利用料金収入	4,658,410 円

【概要】

(ア) 管理業務の内容

大津市比良げんき村（以下「げんき村」という。）の管理に関する基本協定書（以下「協定書」という。）において大津北商工会（以下「商工会」という）が、げんき村の管理について行う業務は以下のとおりである。

- ・ 野外活動施設を利用に供する業務
- ・ キャンプ場等の施設の使用の許可に関する業務
- ・ 野外活動施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・ その他市長が定める業務

げんき村の設置目的は「野外活動を通じて青少年の健全な育成を図るとともに市民スポーツ、レクリエーションの振興を図る」ことであり、その目的を達成するため、施設の自然環境を十分に生かし、豊かな自然を十分満喫できる野外活動の拠点となるよう指定管理者が施設運営を行っている。

人員体制は総括的な責任者として、商工会の会長はじめ、事務局長、大津北商工会志賀支所長並びに経理事務担当者が、商工会とげんき村の業務を兼務し、げんき村の常勤職員の嘱託職員 1 名（村長）と施設維持管理運営担当として臨時職員（交代勤務） 7 名を配置している。

具体的な業務は平成28年度事業報告書に記載されている以下の業務である。

- ・ 施設利用の許可（受付と使用承認）に関する業務
- ・ 利用料金の徴収に関する業務
- ・ 施設の利用案内に関する業務
- ・ 利用者へのアンケート調査

- ・施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・日常時の安全管理業務

主な施設はキャンプ場、宿泊棟、天体観測施設、人工登はん壁、木工作施設並びに遊具・アスレチックである。

(イ) 利用者数

平成28年度の施設毎の年間利用者数は以下のとおりである。

(単位：人)

施設区分	市内利用者数	市外利用者数	合計利用者数
キャンプ場	1,283	2,433	3,716
天体観測	347	469	816
木工作	208	228	436
人工登はん壁	2,238	1,161	3,399
宿泊棟における 宿泊者数	311	405	716
合計	4,387	4,696	9,083

全体的に市内利用者（大津市内に住所を有する者）数よりも、市以外利用者（大津市に住所を有しない者）数が多い。また、平成28年度の月毎の利用者数は以下のとおりである。

(単位：人)

月	キャンプ場	天体観測	木工作	人工登はん壁	宿泊	合計
4月	389	118	1	496	35	1,039
5月	1,346	46	39	361	0	1,792
6月	285	18	12	266	11	592
7月	378	351	120	475	152	1,476
8月	322	123	139	355	197	1,136
9月	168	35	15	469	112	799
10月	405	66	47	309	85	912
11月	177	30	36	467	89	799
12月	17	25	0	136	10	188
1月	46	0	0	5	4	55
2月	9	0	0	20	0	29
3月	174	4	27	40	21	266
合計	3,716	816	436	3,399	716	9,083

12月から2月にかけての冬季の利用者数が極端に少なくなるが、原因の一つとして、げんき村が市の最北部地域に所在し、冬の間は積雪量が多いため、来訪者がげんき村へ向かうことを敬遠していることが考えられる。

(ウ) 利用料金

施設の利用料金は協定書において定められており、大きくは市内に住所を有する者と市内に住所を有しない者とに分けられる。

更に、利用する施設によっては、「小学校就学前の幼児」、「小中高生」、「それ以外」の区分で料金が異なる。利用料金は例えば、キャンプ場、天体観測、木工作教室では、市内の小学生で210円、市外の小学生で320円となっており、全般的に安価に設定されている。ただし、遊具やアスレチックの利用については無料である。

平成28年度の年間利用料金は以下のとおりである。

(単位：千円)

施設区分	利用料金
キャンプ場	1,615
天体観測	229
木工作	95
人工登はん壁	914
宿泊棟	1,802
合計	4,658

(エ) 自主事業

「大津市比良げんき村指定管理者仕様書」において、市の承認を得ることを条件に、「指定管理者は、比良げんき村の設置目的に合致し、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができる」とされている。

商工会はげんき村の施設や設備を利用し、主にげんき村の集客を目的とした以下のイベントを自主事業として行った。

事業名	概要	開催回数	参加者数 (延人数)
げんき村の夜空を楽しもう	天体望遠鏡による夜の星空観察	16回	212名
焼杉細工体験	木工作室にて焼杉体験教室	16回	58名
人工登はん壁無料体験	小学生を対象とした人工登はん壁の登攀体験会	1回	35名
クリスマスリース&焼き芋作り	幼児とその家族を対象に、クリスマスリース&焼き芋作りを楽しんで頂く。	1回	44名
南米南部金環日食	プラネタリウムを使った金環日食の模擬体験会	2回	6名

(オ) 平成 28 年度収支決算

平成28年度収支決算は以下のとおりである。

<収入の部>

(単位：千円)

項目	更正予算額	決算額
指定管理料	14,420	14,420
施設利用料	4,500	4,658
自主事業収入	65	66
物品販売等収入	420	450
その他収入	160	163
収入 合計	19,565	19,758

<支出の部>

(単位：千円)

項目	更正予算額	決算額
人件費	9,550	9,474
消耗品費	600	599
燃料費	180	141
印刷製本費	80	72
光熱水費	1,100	1,061
修繕料	1,600	1,552
通信運搬費	420	403
役務費	532	504
自主事業費	30	29
委託料	2,400	2,366
施設維持管理等工事費	650	630
使用料及び賃借料	80	64
物品購入費	600	588
原材料費	300	246
租税公課	870	858
経理事務費	550	550
予備費	882	0
支出 合計	20,424	19,145

<収支差額>

(単位：千円)

項目	更正予算額	決算額
収入合計	19,565	19,758
支出合計	20,424	19,145
差引収支差額	-859	613
前期繰越金	859	859
次期繰越金	0	1,472

【結果及び意見】

該当事項なし

⑥大津市斎場（大津聖苑・志賀聖苑）

所管課名	戸籍住民課
指定管理者名	五輪・日本管財グループ
指定管理の内容	大津市斎場の円滑な管理及び運営
公募、非公募の別	公募
指定管理期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
平成 28 年度指定管理料	80,900,000 円
平成 28 年度利用料金収入	106,300,000 円

【概要】

(ア) 施設の概要

(i) 対象施設

名称	位置
志賀聖苑	大津市木戸 1494 番地の 1
大津聖苑	大津市膳所上別保町 761 番地

(ii) 葬祭場の利用料金（両聖苑共通）

区分	利用料金 単位	利用料金 市民	利用料金 その他	延長料金 単位	延長料金 市民	延長料金 その他
葬儀式場 (大)	24 時間	97,200 円	145,800 円	-	-	-
葬儀式場 (小)	24 時間	64,800 円	97,200 円	-	-	-
霊安室	24 時間	2,600 円	15,700 円	24 時間 までごとに	2,600 円	15,700 円

※ 「市民」は死亡者の死亡時の住所または使用者の住所が市内にある場合に適用

※ 葬儀式場の利用料金に含まれるもの：祭壇、焼香台等の設備・備品、家族控室、宗教者控室、音響設備の利用料金等

(出典：大津市ホームページ)

(イ) 指定管理の状況

平成24年度から指定管理制度が導入されており、平成24年度から平成26年度が第1期であり、平成27年度から平成31年度が第2期である。公募により

2社の応募があり、第1期に引き続き、五輪・日本管財グループが指定管理者に選定されている。

(ウ) 指定管理者が実施している業務

- (i) 火葬に関する業務
- (ii) 大津斎場条例別表に掲げる火葬炉、待合室、霊安室、葬祭場又は動物炉の使用の許可に関する業務
- (iii) 待合室、霊安室及び葬祭場を利用に供する業務
- (iv) 斎場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (v) その他市長が定める業務

【結果及び意見】

(ア) 非常用発電設備の管理状況について（意見）

現地調査を行った大津聖苑に関して、非常用電源設備の管理状況の確認を実施した。

消防法に基づく定期点検（非常用発電設備を含む）を外部専門機関に委託し、定められた規定の点検を年2回実施している。平成28年10月5日付けの、外部専門機関からの非常用発電設備の点検結果（電気設備点検記録（不適合箇所等一覧））において、発電装置（非常用）の蓄電池の触媒栓の有効期限が切れており、取替えが必要との改修事項が記載されており、このまま放置すると感電、火災、停電等の事故につながるおそれがあるとの文言も記載されている。

平成29年9月に現地調査を行った時点において、非常用電源設備の改修は行われておらず、市の担当者も上記の事実を把握していなかった。

大津聖苑は市の施設であり、安全性には十分に配慮する必要がある。早急に、市と協議の上、非常用電源設備の改修を行うことが必要である。

(イ) 絵画、壺の管理について（意見）

現地調査を行った大津聖苑に関して、市からの貸与物品一覧や備品管理台帳に記載されていない絵画や壺が発見された。絵画や壺の所有者が不明であるため、責任の所在も不明であり、適切に管理されていない状況であった。

上記に関して、市が調査を行った結果は以下のとおりである。今後は、適切な管理が適時に行われるよう留意されたい。

(i) 物品明細

大津聖苑 絵画 3 点、壺 2 点

志賀聖苑 絵画 3 点、壺 2 点

(ii) 取り扱いについて

関係者への聞き取り及び購入履歴が判明しないことから寄贈によるものと判断

(iii) 処理

備品管理を統括する総務部契約検査課と協議の上、市の資産として備品登録

(2) 福祉子ども部

①大津市ふれあいプラザ

所管課名	福祉政策課
指定管理者名	社会福祉法人大津市社会福祉事業団
指定管理の内容	市民の福祉及び市民の交流の場として利用できるよう、管理業務の代行をさせるもの。
公募、非公募の別	公募
指定管理期間	平成29年4月1日～平成34年3月31日
平成28年度指定管理料	25,568,000円
平成28年度利用料金収入	4,146,580円

【概要】

大津市ふれあいプラザは、明日都浜大津の4、5階にある指定管理施設である。市民の福祉と交流の場の提供を目的とした施設で、指定管理者である社会福祉法人大津市社会福祉事業団がホールや各種会議室の貸し出しを行っている。

なお、明日都浜大津には公共駐車場があり、通常30分無料であるが、大津市ふれあいプラザの会議室利用者は、駐車券を割引認証機（エンコーダ）に通してもらうことにより、さらに60分無料となる。

【結果及び意見】

(ア) 自主事業の報告について（結果）

平成29年3月16日に自主事業として「リハビリ介護塾 パート1」が開催されているが、事業計画書には、市民交流サロンについて、自主事業を展開する場として活用する旨の記載はあるものの、具体的にどのような自主事業を実施するかの記事はない。また、事業報告書においても自主事業を実施した旨及びどのような自主事業を実施したかについての記載はない。

「大津市ふれあいプラザの管理に関する基本協定書」において、「大津市ふれあいプラザ条例」第11条に規定する業務以外で施設を使用する場合には、市の承認を得る必要がある旨が定められている。「リハビリ介護塾 パート1」は、「大津市ふれあいプラザ条例」第11条に規定する業務には定められて

おらず、自主事業として実施していることから、事業計画書などに記載することにより、市へ報告した上で市の承認を得る必要がある。

○大津市ふれあいプラザの管理に関する基本協定書

(目的外使用)

第 27 条 乙 (指定管理者) は、条例第 11 条に規定する業務以外で施設を使用してはならない。ただし、甲 (大津市) の承認を得たときは、この限りでない。

○大津市ふれあいプラザ条例

(指定管理者が行う業務の範囲)

第 11 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第 3 条第 3 号に規定する事業の実施に関する業務
- (2) ホール等の使用の許可に関する業務
- (3) プラザの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が定める業務

(事業)

第 3 条 プラザにおいては、次の事業を行う。

- (3) 市民の福祉及び市民の交流に関する場所の提供に関すること。

(イ) 施設利用者の駐車料金無料化について

(i) 回数駐車券の管理簿の記載について (結果)

回数駐車券については「回数駐車券購入・払出状況」という管理簿で出納・残高管理を行っている。

10月19日時点の使用において、使用前の残高82枚に対して払い出し枚数が9枚、使用後の残高が71枚となっており、2枚整合していなかった。

その日の駐車場利用者分について、管理簿上、払い出し枚数の記載誤り(誤：9枚、正：11枚)と推測されるが、管理簿に正確に記載しなければ、仮に駐車場利用券の紛失や盗難があった場合に、その事実気づくのが遅れる、あるいは、困難となるおそれがある。

駐車場利用券の適切な管理を行うために、管理簿の記載は正確に行う必要がある。また、管理簿の記載が正確になされていることを記載者とは別の者が確認することが必要である。

(ii) 施設利用者の確認について（意見）

会議室の利用者は、通常30分駐車場が無料であることに加えて、さらに追加で60分が無料となり、計90分無料で駐車場を使用できる。

駐車場が無料になるように駐車券を割引認証機（エンコーダ）に通すのは会議室利用後であるが、実際の会議室利用者か否かの判断は、施設利用者に対して利用していた会議室を聞くのみで行っている。

この場合、仮に会議室利用者と偽って駐車料金無料化の申出がなされた場合、その虚偽申告が分からず、駐車券を割引認証機（エンコーダ）に通してしまうおそれがある。

このような虚偽申告による配布防止を防ぐためにも、本来は実際の施設利用者であることを参加者名簿等との照合などにより確認した上で駐車券を割引認証機（エンコーダ）に通すべきである。

(iii) 駐車場利用券交付の規則への準拠性について（結果）

会議室の利用者が追加で60分駐車場を無料で利用できることは、「大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則」（以下、「規則」という。）に規定されている。

○大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則

第10条 前条に定める場合のほか、明日都浜大津公共駐車場については、次に掲げる本市の施設を使用する際に自動車を駐車する場合は、駐車開始後30分を経過した時から1時間（第8号から第10号まで及び第14号に掲げる施設を使用する場合は、2時間30分）に限り、条例第5条の規定により駐車料金を免除する。

・・・

(5)大津市ふれあいプラザ

・・・

駐車券を割引認証機（エンコーダ）に通すことにより無料となった分の費用について、大津市ふれあいプラザの指定管理者は、駐車場の指定管理者から請求を受けており、大津市ふれあいプラザの指定管理者の費用負担となっている。

駐車料金の免除は、あくまで駐車場の所管課及びその指定管理者が主体となっていくものであり、大津市ふれあいプラザの指定管理者が行うものではない。

また、駐車場の指定管理者が請求した駐車料金を大津市ふれあいプラザの指定管理者が負担しており、免除手続とはいえない。

したがって、大津市ふれあいプラザの指定管理者が駐車券を割引認証機（エンコーダ）に通すことにより60分の駐車料金を無料にすることは、規則に準拠した取扱が行われていないことになる。なお、規則第10条第1項各号に基づいて明日都浜大津公共駐車場を利用する他の施設においても、同様の運用がなされている可能性がある。

市は、規則に則って駐車料金の免除手続を行う必要があり、また、大津市ふれあいプラザ以外の上記施設についてもその運用状況を把握し、適切に対応することが必要である。

(ウ) 市及び市の関係団体の施設利用について

(i) 予約可能時期について（意見）

「大津市ふれあいプラザの管理運営に関する規則」において、貸室の予約は指定管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、利用日の属する月の2か月前の初日からである旨が定められているが、市及び市の関係団体は約1年前から貸室の予約を行っている。

この点、市及び市の関係団体がふれあいプラザを利用する際に利用料金は減免される旨が「大津市ふれあいプラザ条例」及び「審査基準整理票」に規定されており、市や市の関係団体の利用が増えると指定管理者の利用料金収入は減少するものの、仕様書や基本協定書においても市及び市の関係団体が一般利用者に先んじて予約できる旨は規定されていない。

市及び市の関係団体が一般利用者に先んじて予約する必要が認められるのであれば、規程や仕様書に市及び市の関係団体が一般利用者に先んじて予約することができる旨を記載することが求められる。

○大津市ふれあいプラザの管理運営に関する規則

(ホール等の使用の申請及び許可)

第5条 条例第4条第1項の規定による申請は、使用しようとする日の属する月の2か月前の月の初日から使用しようとする日までに行わなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

○大津市ふれあいプラザ条例

(ホール等の使用の許可)

第4条 別表に掲げるホール等の施設(以下「ホール等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ、第8条の規定に基づきプラザの管理を行う者(以下「指定管理者」という。)に申請し、使用の許可を受けなければならない。

(利用料金の減免)

第6条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

○審査基準整理票

[ホール等の利用料金の減免基準]

大津市ふれあいプラザ条例第6条の規定に規定する「市長が特別の理由があると認められるとき」として次の各号のいずれかに該当した場合に減免するものとし、その場合にはいずれも利用料金の全額を免除するものとする。

- (1) 本市又は本市の執行機関の主催又は共催に係る行為をする場合
- (2) 本市の福祉の行政目的の達成に資すると認められる団体が当該目的を達成するための行為をするとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき その都度市長が定める額

(ii) 予約の必要性について (意見)

市及び市の関係団体は利用料金が減免されていることから、利用時間を長めに予約する傾向が見受けられるが、その結果、一般利用者が予約できるタイミングには既に市や市の関係団体の予約が入っており、一般利用者の利用機会を損なわせている可能性がある。

平成27年度及び平成28年度の利用件数及びその内訳は以下のとおりである。

	平成27年度	平成28年度	対前年比
利用件数	3,610	3,596	99.61%
減免件数	1,067	1,203	112.75%
減免率	29.56%	33.45%	113.18%

上表より、利用件数がほぼ横ばいである一方で減免率が増加していることがわかる。会議室利用者の駐車料金無料化について、その費用は指定管理者負担となるため、減免率が増加すると、収入がない一方で駐車場利用に関する支出だけが増加することとなる。結果として、平成28年度の収支計算書では、会議室の貸室利用料金である施設利用料収入が4,146,580円であるのに対して、利用者のための駐車料金である賃借料は4,197,460円と施設利用料収入を若干上回る結果となっている。

市及び市の関係団体がふれあいプラザを予約するにあたっては、その予約により、利用料金の支払いがある一般利用者の予約ができなくなることを考慮して、実際に必要な日時だけ予約するように留意する必要がある。

②大津市立障害者福祉センター

所管課名	障害福祉課
指定管理者名	社会福祉法人大津におの浜障害者福祉協会
指定管理の内容	障害者の福祉の増進及び自立の促進を図るため、センターの管理運営業務の代行を管理させるものである。
公募、非公募の別	公募
指定管理期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
平成 28 年度指定管理料	22,806,000 円
平成 28 年度利用料金収入	-円

【概要】

大津市立障害者福祉センターは、大津市におの浜にある、身体・知的・精神障害者やその関係者の自主的活動や地域活動を応援する施設である。館内の設備やサービスを、印刷など一部有料であるものを除き、無料で利用することができる。

障害者福祉センターで行っている事業は以下のとおりである。

事業名	事業の内容
貸館事業	施設を利用したい方の申し込み受付及び調整・管理を実施している。
障害者生活支援事業	「障害者生活支援センターいるか」として、障害者とその家族へ、情報提供、助言、申請のお手伝い、サークル活動の紹介、ピアカウンセリングなどを実施している。
障害者デイサービス事業	大津市に在住している障害者の方の生活訓練（点字）や、創作活動（絵手紙等）、情報交換などを実施している。
障害者 IT サポート事業	パソコンに関する相談受付を行っている。また、初心者向けの講習も行っている。
障害者団体事務局	12 の障害者団体の事務局を関係団体室に設置している。

【結果及び意見】

(ア) 備品シールの添付について（結果）

市が指定管理者へ貸与している備品は、市の備品シールが貼付され、「備品台帳一覧表」に記載され管理されている。当該「備品台帳一覧表」に記載

されている備品のうち、8点現物を確認した結果、下記の備品1点について備品シールが貼付されていなかった。

備品番号	品名	取得価格	取得日	備考
00366184	自動体外除細動器 (AED)	232,000円	平成28年3月25日	1階事務室

この点、市からの貸与備品と指定管理者が所有している備品とを明確に区別し、指定管理者として市の備品を適切に管理するため、市が指定管理者へ貸与している備品については備品シールを貼付して管理する必要がある。日々の業務や定期的な現物実査の中で備品シールの貼付漏れに気づいた場合には、市に報告を行い、備品シールを要請の上、現物に貼付すべきである。

(イ) IT支援室の事業報告について（結果）

指定管理者は、ITサロン事業やパソコンボランティア派遣事業などの障害者IT利用促進事業を、自主事業計画書に自主事業として記載し、市に報告の上で実施している。しかし、大津市立障害者福祉センターは、指定管理業務の施設管理事業と自主事業の障害者IT利用促進事業について、会計上それぞれ単位を分けており、市への事業報告は施設管理事業のみの収支をもって行われている。

この点、過去に障害者IT利用促進事業の収支についても市に報告をしていたが、市から報告する必要はないとの指導があり、現在は報告を行っていないとのことであった。

指定管理施設で行われている指定管理業務や自主事業の収支を適切に把握する観点から、市は指定管理者から自主事業の収支についても報告を受けるべきである。そのため、大津市立障害者福祉センターにおいて、会計単位が異なるからという理由で施設管理事業の収支だけ報告を求めるのではなく、自主事業として実施している障害者IT利用促進事業についても報告を求め、指定管理者の指定管理事業・自主事業について収支の管理・監督を行うべきである。

③母と子の家しらゆり

所管課名	子ども家庭課
指定管理者名	社会福祉法人湘南学園
指定管理の内容	大津市立母子生活支援施設条例第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務、市立母子生活支援施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
公募、非公募の別	非公募
指定管理期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日
平成28年度指定管理料	44,650,000円
平成28年度利用料金収入	-円

【概要】

(ア) 施設の概要

大津市立母と子の家しらゆりは、児童福祉法第38条に定める施設として、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに自立の促進のためにその生活を支援することを目的として設置されている母子生活支援施設である。

入所者の定員は15世帯（身障者用1戸を含む）であり、平成29年3月の入所世帯数は12世帯となっている。また、母子家庭等の児童に対する保育（しらゆり保育）も業務として行っており、5名の定員に対し、平成29年3月は4名が利用している。

(イ) 仕様書に定められている指定管理者の業務

- ・ 児童福祉法23条第2項に規定する母子保護の実施及び第31条第1項に規定する保護の実施に関する業務
- ・ 入所者の自立促進のための生活支援に関する業務
- ・ 対処した者について相談その他の援助を行う業務
- ・ 母子家庭等の児童に対し保育を行う業務（しらゆり保育）
- ・ 施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・ 施設の警備に関する業務
- ・ その他必要な管理業務

(ウ) 非公募の理由

指定管理制度の導入は平成23年4月からであり、平成23年4月から平成26年3月までの第1期は公募（3者が応募）により指定管理者を選定している。

しかし、母と子の家しらゆりは不特定多数の利用者を想定した施設とは異なり、職員と入所者との長期継続的な人的信頼関係が良好に保てるよう安定・継続した運営が必要なためその後は非公募とし、第1期から継続して社会福祉法人湘南学園を指定管理者として選定している。

【結果及び意見】

(ア) 自主事業の届出について（結果）

平成28年度の収支計算書に教育実習生の受入れによる収入として、「受入研修費収入」301,100円が計上されている。教育実習生の受入れは「大津市立母と子の家しらゆり指定管理者仕様書」に規定されている指定管理者が行う業務に含まれていないが、「平成28年度事業計画書」で自主事業として記載されておらず、事前の口頭での報告で了承し、書面による届出は行われていなかった。また、所管課も、教育実習生の受入れが自主事業に該当するという認識を持っていなかったため、指定管理者に対して事業計画書への記載や書面での届け出を求めていなかった。

「大津市立母と子の家しらゆりの管理に関する仮基本協定書（以下、「基本協定書」という）」第27条に、「乙（指定管理者）は、条例第8条に規定する業務以外で施設を使用してはならない。ただし、甲（大津市）の承認を得たときは、この限りではない。」旨が規定されている。大津市立母子生活支援施設条例の第8条に規定されている業務の範囲は仕様書に規定されている業務と対応している。

したがって、指定管理者が仕様書で規定されている業務以外の自主事業を行うには、事業計画書に記載するか、書面で届出を行い、市の承認を得るといった適切な手順を踏む必要がある。また、市も指定管理者が行っている事業が適切であるかモニタリングを徹底すべきである。

(イ) 変更協定書の誤りについて（結果）

平成28年4月1日付の「大津市立母と子の家しらゆりの管理に関する基本協定の一部を変更する協定（以下、「変更協定書」という）」において、平成25年11月28日付の基本協定書に記載されている別表第2を別表第1とする変更が行われている。

ここで、基本協定書の別表第2は、基本協定書第16条で規定されているリスク分担について定めたものであり、基本協定書に添付されている別表第2には「第16条関係」と記載されている。したがって、変更協定書に添付される別表第1にも「第16条関係」と記載されることになる。しかし、実際に変更協定書に添付された別表第1には、「第15条関係」と誤った記載がされていた。

変更協定書を訂正し、今後は不備の無いように徹底する必要がある。

(3) 健康保険部保健所

①総合保健センター運動実践室・トレーニングルーム

所管課名	健康推進課
指定管理者名	株式会社ビバ
指定管理の内容	健康づくりのための運動教室等の開催及び体力測定に関する事業の実施に関する業務、運動実践室及びトレーニングルームの施設及び設備の維持管理に関する業務
公募、非公募の別	公募
指定管理期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
平成 28 年度指定管理料	700,000 円
平成 28 年度利用料金収入	34,772,220 円

【概要】

(ア) 協定書の業務内容

大津市総合保健センター運動実践教室及びトレーニングルーム（以下「運動実践室等」という。）の管理に関する基本協定書（以下「協定書」という。）における株式会社ビバ（以下「指定管理者」という。）が、運動実践室等の管理について行う業務は以下のとおりである。

- ・ 大津市総合保健センター条例（以下「条例」という。）第 3 条第 3 号に規定する事業の実施に関する業務
- ・ 運動実践室等の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・ その他市長が定める業務

条例第 3 条第 3 号に既定する事業は「健康づくりのための運動教室等の開催及び体力測定に関する事業」とされており、当該事業は、運動実践室及びトレーニングルームにおいて実施されることが条例第 7 条において定められている。

(イ) 具体的な指定管理業務

指定管理者は総合保健センターの設置目的である市民の健康の保持及び増進並びに疾病の予防を図る事業として、(i) トレーニングルームの運営管

理、（ii）健康運動教室の開設、（iii）体力測定の実施を行うと共に、（iv）施設及び備品等の維持管理を行う。

（i）トレーニングルームの運営管理

トレーニングルームは「明日都トレーニングルーム」の名称により、いわゆる一般的なスポーツジムであり、ランニングマシンやエアロバイクなどのトレーニングマシンを設置している。指定管理者はトレーニングルームにおける利用者へのトレーニング指導、指導計画の実施、ストレッチの指導、機器使用の講習、利用者カードの作成及び保管並びに利用者証の発行を行うなど、トレーニングルーム全般の運営管理を行い、利用料金の収納も行う。

（ii）健康運動教室の開設

指定管理者は1回60分を基本とするヨガ教室やストレッチ教室など各種の健康運動教室を開催しており、当該教室の企画、講師の派遣、並びに参加者の募集を行い、全体の企画運営を行っている。

（iii）体力測定の実施

指定管理者は継続的な体力測定、年2回の体力測定会並びに年4回の体組成測定会を開催し、利用者へ測定後のカウンセリングも行っている。

（iv）施設及び備品管理

指定管理者は運動実践室等の適正な運営のため、施設及び備品の保守管理等を行い、施設内の清掃も行う。また、施設及び備品の簡易な修繕は指定管理者が実施し、費用は指定管理者が負担することとなっている。

（ウ）利用者数並びに利用料金

平成27年度及び平成28年度の利用者数並びに利用料金は以下のとおりであり、利用者数、利用料金ともに平成28年度は平成27年度よりも増加している。

項目	利用者数		利用料金	
	27年度	28年度	27年度	28年度
トレーニングルーム	15,885人	17,350人	4,943千円	5,356千円
健康運動教室	38,402人	40,267人	27,604千円	28,990千円
体力測定等	289人	643人	156千円	424千円
合計	54,576人	58,260人	32,704千円	34,772千円

注：体力測定等の利用料金には、指定管理業務における利用料金のみならず、自主事業における各種教室参加料を含んでいる。

利用料金単価は、市内在住又は在勤の利用者とそれ以外の利用者とは区分され、以下のとおりである。

種類	単位	利用料金（円）	
		市内在住・在勤	市外
トレーニングルーム	1回	320	640
トレーニングルーム 回数券	11回	3,240	6,480
健康運動教室	1期間	6,480	12,960
体力測定	1回	640	1,080

(オ) 平成28年度収支決算

平成28年度の収支決算は以下のとおりである。

(単位：千円)

科 目		予算額	決算額	差 異
【収入の部】				
委託料収入	指定管理料	700	700	0
利用料収入	トレーニングセンター利用料	4,438	(*1)5,505	1,067
	健康運動教室参加料	28,706	28,990	284
	体力測定等参加料	32	31	392
雑収入	自主事業(*2)	348	392	-184
	自動販売機収入		164	
収入合計		34,224	35,785	1,561
【支出の部】				
人件費	給与手当・賞与	9,387	8,246	-1,141
	通勤費	496	549	53
	法定福利費	845	835	-10
	福利厚生費	230	43	-187
	小 計	10,958	9,673	-1,285
事務費	通信費	827	521	-306
	水光熱費	1,291	1,135	-156
	管理諸費	1,167	1,172	5
	広告宣伝費	496	525	29
	支払手数料	636	767	131
	教室原価	13,763	15,866	2,103
	間接経費	996	1,386	390
	消費税	2,535	0	-2,535
	その他	1,555	1,251	-304
	小 計	23,266	22,627	-643

科 目	予算額	決算額	差 異
支出合計	34,224	32,301	-1,928
差引当期収支差額	0	3,483	3,483

(*1)利用料収入のトレーニングセンター利用料の内、149千円は滋賀県市町村職員共済組合からの助成金である。

(*2)雑収入の自主事業の内訳は以下のとおりである。

項目	収入金額 (千円)
ウォーキング・ランニング教室	304
ポールウォーキング	37
介護予防運動教室	51
合 計	392

【結果及び意見】

(ア) 貸与備品の管理について (意見)

市より貸与されている備品について、指定管理者は年に一度、市の立会いのもとたな卸を行い、備品に貼り付けられている備品シールに記載している備品番号と、貸与備品の台帳との整合性を確認している。

ここで、直前の備品棚卸の結果を反映した貸与備品の台帳を基に、任意に5件を抽出し、実物との照合を実施した。

実施結果は以下のとおりである。

(単位：円)

備品番号	品名	取得価格	取得日	受入事由	照合結果
00025096	椅子(スチール製)	6,780	1989.3.28	購入	(※)
00033965	更衣ロッカー(スチール)	13,699	1990.11.24	購入	問題なし
00037171	金庫(スチール製)	108,400	2006.3.31	購入	問題なし
00063753	テレビ	27,000	2006.3.31	購入	問題なし
00072426	音響機器	282,450	2006.3.31	購入	問題なし

上表の(※)については、備品管理シールが貼り付けられておらず、現物を特定することができなかった。同じ種類の椅子(スチール製)は6脚あり、指定管理者がたな卸を行う際には、トータル脚数での一致を確認しているのみであり、個別の備品単位での確認は行われていなかった。また、椅子(スチール製)に椅子(木製)の備品シールが貼られており、実物と備品シールが一致していない状況であった。

市は購入した備品を市の備品台帳に登録し、登録の際に付された管理番号が記載された管理シールを該当の備品に貼り付けることで備品の管理を行っている。そして、指定管理者に備品を貸与する際には、貸与した備品の一覧を貸与備品の台帳として指定管理者に作成、保管させている。貸与備品は当然に市の所有物であり、市の備品の管理ルールに従う必要があることから指定管理者は備品の管理について、適切な対応を行う必要がある。

(イ) 売上日報の確認証跡について（意見）

明日都トレーニングルームでは、売上金額と現金回収金額とを毎日照合し、照合した結果を売上日報として作成している。照合作業については、照合実施者（日報作成者）とは別の者が再確認する体制となっている。

しかし、売上日報上には、作成者や確認者の押印欄はあるものの使用されておらず、誰が作成し確認したかの証跡は残されていない。

協定書や仕様書上において明示的に要求されている事項ではないが、現金不正を防止する観点からは、毎日、証跡を残すべきである。

(4) 産業観光部

①大津市勤労福祉センター

所管課名	商工労働政策課
指定管理者名	一般財団法人大津市勤労者互助会
指定管理の内容	(1)大津市勤労福祉センター条例第2条に規定する事業の実施に関する業務 (2)大津市勤労福祉センター条例第4条に規定する使用の許可に関する業務 (3)センターの施設及び設備の維持管理に関する業務 (4)その他市長が定める業務
公募、非公募の別	非公募
指定管理期間	平成25年4月1日～平成30年3月31日
平成28年度指定管理料	28,209,000円
平成28年度利用料金収入	12,360,175円

【概要】

(ア) 施設の概要

大津市勤労福祉センターは、勤労者の福祉の増進及び文化教養の向上を図ることを目的として設置された「大津市勤労福祉会館」、「大津市勤労青少年ホーム」及び「大津市勤労者体育センター」の3施設の総称である。勤労者体育センターは昭和57年に開館し、勤労福祉会館と勤労青少年ホームが同居する建物が勤労者体育センターに隣接して昭和60年に開館している。

勤労福祉会館は、勤労者及びその家族のための施設、勤労青少年ホームは、35歳未満の勤労青少年のための施設、勤労者体育センターは、勤労者等がスポーツ、レクリエーション活動等を通じて健康の増進を図るための施設である。

施設名	階数	主な施設の内容
共通	1階	玄関ロビー、事務室
勤労福祉会館	1階	小会議室
	4階	ロビー、会議室1、会議室2、会議室3、研修室1、研修室2
	5階	ロビー、大ホール

施設名	階数	主な施設の内容
勤労青少年ホーム	2階	ホール・ロビー・喫茶コーナー、調理実習室、和室1、和室2、多目的室
	3階	ホール、工芸室、軽スポーツ室、集会室、講座室、視聴覚室
勤労者体育センター	1階	トレーニングルーム
	2階	アリーナ

(イ) 管理業務の内容

- ・ 大津市勤労福祉会館の運営に関する業務
- ・ 大津市勤労青少年ホームの運営に関する業務
- ・ 大津市勤労者体育センターの運営に関する業務
- ・ 窓口業務
- ・ 保守管理業務
- ・ 環境維持管理業務
- ・ その他の管理業務

【結果及び意見】

(ア) 備品の管理について（結果）

市の備品は、備品台帳に登録し備品シールを貼付して管理されており、指定管理者が市から貸与された備品も同様に備品台帳に登録され、備品シールが貼付されている。

しかし、4階の会議室1に設置されている掛け時計には、市が現在使用している様式の備品シールは貼付されておらず、市が過去に使用していた様式の備品シールのみが貼付されたままになっていた。また、当該掛け時計は市の貸与備品台帳に掲載されていなかった。

過去のものではあるが市の備品シールが貼付されているため、当該掛け時計は市の備品として把握されるべきものである。したがって、所有者を明確にするためにも市の備品台帳に登録した上で新たな備品シールへの貼り替えを行い、適切に備品管理を行うべきである。

(イ) 勤労青少年ホームの利用状況の把握について（意見）

大津市勤労福祉センター条例第3条第2項に、「勤労青少年ホームを使用することができる者は、35歳未満の勤労者とする」旨が規定されている。同条第3項には「市長が必要と認めるときは、勤労青少年ホームの用途又は目

的を妨げない限度において、35歳未満の勤労者以外のものに使用させることができる」旨も規定されているが、「大津市勤労福祉センター指定管理者仕様書」にも「大津市勤労青少年ホームは、35歳未満の勤労者のための施設である」と明記されているため、指定管理者は35歳未満の勤労者の利用を促進する努力をする必要がある。

しかし、指定管理者は勤労青少年ホームの利用者を年齢別（35歳未満か否か）では把握しておらず、市へは月別の利用人数と施設使用率が報告されている状況である。

市及び指定管理者は、本来の施設の目的にあった運営がされているかを検討することが必要である。したがって、施設の目的にあった利用を促進する材料として、指定管理者は青少年ホームの利用者が35歳未満の勤労者か否かを把握し、市に報告すべきである。

②大津市まちなか交流館

所管課名	商工労働政策課
指定管理者名	ナす美の会
指定管理の内容	市の商業の振興、市民の交流の促進及び中心市街地の活性化を図ることを目的として、まちなか交流館の管理運営業務の代行をさせるものである。
公募、非公募の別	公募
指定管理期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日
平成 28 年度指定管理料	9,400,000 円
平成 28 年度利用料金収入	359,560 円

【概要】

大津市まちなか交流館は、平成 2 年に商業と観光の振興を目的として開設した「おもちゃのやかた遊遊館」から、平成 20 年 4 月に設置目的を改めてリニューアルオープンした施設である。平成 28 年度からは、市の商業の振興、市民の交流の促進及び中心市街地の活性化を目的として運営を行っている。

3 階建ての施設となっており、各階ごとに以下のような役割を果たしている。

階数	スペース名	内容
1 階	商業体験スペース	商業体験を通じて商売の面白さや魅力を感じてもらえるスペース。学生等を対象とした商業体験や地元製品の販売促進のためのイベントの開催に利用できる。
2 階	コミュニティホール	有料の貸しスペースであり、会議や講習会等に利用できる。机や椅子は自由にレイアウトでき、スクリーンやピアノ、ホワイトボード等も備え付けられている。
3 階	世代間交流スペース	子どもを中心とした世代を越えた遊びの場として自由に交流するためのスペース。子どもにやさしい木製のおもちゃや、昔懐かしいブリキのおもちゃ（展示）がある。また、3 カ月ごとにテーマを変えて大津市立図書館の本も配架されており、交流館所蔵の本は貸出も行っている。

【結果及び意見】

(ア) 自主事業の承認について（意見）

「まちなか交流館仕様書」（平成27年7月）では、自主事業による収入に関して、「まちなか交流館の管理に関する基本的な考え方に示す条件のもと、事業計画書に基づいて指定管理者は自らイベント等の企画・誘致、物販事業等の自主事業を実施することにより収入を得ることができる。」と記載されている。

平成28年度において、指定管理者は自主事業としてラミネート加工サービスを実施していたが、事業計画書に記載されたものではなかった。大津市まちなか交流館では、ラミネート加工用の機器を事務用として保有しており、利用者からのニーズがあったため、ラミネート加工サービスを年度の途中で開始していたとのことであった。なお、3月頃に開始をしており、金額は僅少である。指定管理者と市との協議は頻繁に行われており、上記に関する報告もあったとのことであるが、特に記録は残されていない。

指定管理期間は5年間あり、市の担当者が交代することが想定されるため、自主事業を承認した経緯を文書として残し、引き継いでいくことが必要である。そのためには、自主事業を年度の途中で新たに実施した場合の承認フローを明確にするとともに、次年度の事業計画書にも漏れなく記載される体制を構築する必要がある。

(イ) 備品台帳への登録について

(i) 備品台帳に未記載の備品について（意見）

備品の現物を確認した結果、「備品台帳一覧表」に記載されていないブリキ製のおもちゃ（時計、車など）が発見された。これらブリキ製のおもちゃは大津市まちなか交流館の前身であるおもちゃの館の時代から市が所有しているものであり、市の資産である。ここで、「大津市まちなか交流館の管理に関する基本協定書」第6条に指定期間中は市が別表に記載の備品等について指定管理者に貸与し、指定管理者は貸与された備品等を善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない旨が規定されているが、別表にも当該ブリキ製のおもちゃは含まれておらず、仮に指定管理者がこれらのブリキ製のおもちゃを紛失した場合においても、市は指定管理者の責めに帰することはできない。

当該ブリキ製のおもちゃについて、価値が認められるのであれば、「備品台帳一覧表」及び「大津市まちなか交流館の管理に関する仮基本協定書」に記載をした上で、台帳に基づき管理をする必要がある。

○大津市まちなか交流館の管理に関する基本協定書

(備品等)

第6条 甲（大津市）は、指定期間中、別表第1に示す備品等は無償で乙に貸与する。

2 乙（指定管理者）は、貸与された備品等を善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

(ii) 台帳の登録単位について（意見）

備品の現物を確認した結果、「備品台帳一覧表」に記載されている下記の備品について展示されているものと未展示のものとのがあり、展示されているものは3階展示ケースに、未展示のものは3階の倉庫にそれぞれ保管されていた。

備品番号	品名	取得価格	取得日	備考
00062725	車関係 ブリキミニ チュア 15点	300,000円	平成2年3月1日	3階展示ケース
00062726	飛行機 ブリキミニ チュア 10点	100,000円	平成2年3月1日	3階展示ケース

上記備品は複数種類のものが一括で備品登録されており、上記のとおり展示されているものと未展示のものとので保管場所が異なる場合に、一体として管理することが困難である。また、市の担当者はそれぞれいくつどこに保管されているかを把握していたが、担当者が交代した場合、その把握も困難となるおそれがある。

備品台帳一覧表への記載は管理できる最小の単位で行い、当該最小の単位で現物管理を行う必要がある。

③大津市公人屋敷(旧岡本邸)

所管課名	観光振興課
指定管理者名	坂本観光協会
指定管理の内容	(1) 公人屋敷を入館者の観覧に供する業務 (2) 公人屋敷の施設及び設備の維持管理に関する業務 (3) その他市長が定める業務
公募、非公募の別	公募
指定管理期間	平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
平成 28 年度指定管理料	4,094,000 円
平成 28 年度利用料金収入	250,990 円

【概要】

(ア) 施設の概要

公人屋敷（旧岡本邸）は、江戸時代に延暦寺の僧侶でありながら妻帯と名字帯刀を認められた「公人（くにん）」が住んでいた住居の一つである。内部が原型をとどめないほど改装されている住居が多い中、岡本家の家屋は全体に公人屋敷としての旧状をよくとどめた社寺関係大型民家の特徴を示す住宅として残されてきた。

公人屋敷（旧岡本邸）は、平成13年に坂本地域の歴史的遺産の保存を目的として市に寄贈されたもので、主屋、米蔵・馬屋等は平成17年3月に市指定文化財に指定されている。

所在地	滋賀県大津市坂本六丁目 27 番 10 号
入館料	大人：100 円（15 人以上：団体割引により 80 円） 小学生：50 円（15 人以上：団体割引により 40 円） 障害者（市内在住/介護者一人を含む）：無料
開館時間	9 時～17 時（受付は 16 時 30 分まで）
休館日	月曜日（祝休日は開館） 祝休日の翌日 12 月 26 日～12 月 31 日

(イ) 管理業務の内容

- ・ 施設の運営
- ・ 施設及び設備等の維持管理
- ・ その他

【結果及び意見】

(ア) 来館者へのアンケートの保管について（結果）

来館者に対するアンケート結果を月次報告資料として市に提出しているが、平成28年度に市に提出しているアンケート結果は来館者から入手したアンケートを転記したものであり、原紙は市の承認を得ずに破棄されていた。

指定管理者は、管理業務を行うにあたり取得した文書等について、廃棄する場合には市の承認を得た上で行うものとする旨が、「公人屋敷（旧岡本邸）の管理に関する仮基本協定書（以下「基本協定書」という）」の別記1「文書管理上の留意事項」に規定されている。一方、「公人屋敷（旧岡本邸）指定管理者仕様書（以下「仕様書」という）」には、「指定管理者は施設利用者の利便性の向上等を図るため、アンケート等の手段で施設利用者の意見・苦情等を把握し、その結果及び業務改善等について大津市に報告すること」と規定されているため、アンケート実施は指定管理者の管理業務となる。

したがって、指定管理者がアンケートの原紙を破棄していたという事実は、仕様書に反した行為であり、アンケートは利用者ニーズを把握し、管理運営に反映するための有用な資料となることから、指定管理者は適正な文書管理を徹底する必要がある。

なお、平成29年9月5日に平成29年度の市のモニタリングが実施され、上記事実を指摘しているため、現在は原紙の保管が行われている。

④旧竹林院

所管課名	観光振興課
指定管理者名	坂本観光協会
指定管理の内容	市の主要な観光地である坂本における拠点施設として、市の観光の振興を図る事を目的として、旧竹林院の利用に供する業務及び施設の維持管理業務の代行をさせるものである。
公募、非公募の別	公募
指定管理期間	平成 26 年 8 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
平成 28 年度指定管理料	3,400,000 円
平成 28 年度利用料金収入	5,495,650 円

【概要】

(ア) 施設の概要

旧竹林院は延暦寺に籍を置いていた僧侶の隠居所である里坊の一つで、邸内には主家の南西に3,300㎡の庭園がひろがり、大正年間に建てられた2棟の茶室と四阿（あずまや）がある市の指定文化財である。

1592年に比叡山延暦寺の隠居屋敷として建立され、明治時代に資産家の手に渡ったのち、現在市の所有となっている。

所在地	滋賀県大津市坂本5丁目2番13号
利用料金	大人：320円 小学生：160円 高齢者（市内在住65歳以上）：210円 障害者（市内在住）：無料
開所時間	9時から17時（受付は16時30分まで）
閉所日	月曜日（祝休日は開所） 祝日の翌日 12月26日～12月31日

(イ) 指定管理の状況

指定管理制度が始まって以来、現在の指定管理者である坂本観光協会が指定管理者として選定されている。

公募ではあるものの、直近の選定年度における応募事業者数は、坂本観光協会1者のみであった。

(ウ) 指定管理者が実施している業務

- ・ 旧竹林院を利用に供する業務
- ・ 茶室の使用の許可に関する業務
- ・ 旧竹林院の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・ その他市長が定める業務

(エ) 自主事業の実施状況

- ・ 飲料等提供事業
- ・ 物品・物産販売事業
- ・ イベント開催事業
- ・ 展示会開催事業
- ・ 体験・工房開催事業
- ・ 講演会開催事業

【結果及び意見】

(ア) 基本協定書の誤りについて（結果）

平成26年2月7日付けの「旧竹林院の管理に関する仮基本協定書（以下、「基本協定書」という）」第20条には費用の負担等が定められており、同条第2号に「旧竹林院の管理に関するリスク分担については、別表第3のとおりとする。」と規定されている。

しかし、費用のリスク分担に関して記載されている別表第3には、「別表第3（第19条関係）」と記載されており、第20条第2号の記載と別表第3の記載に不整合が生じていた。

当事者間のトラブルを防止するためにも、今後は不備の無いように徹底する必要がある。

なお、不整合のあった基本協定書は平成26年8月1日から平成29年3月31日までの期間に関するものであり、平成29年度からの指定管理の基本協定書では上記のような不整合は生じていない。

(イ) 経費の負担について (結果)

指定管理者が毎年報告している年度の実績報告書の中にある収支報告書を閲覧したところ、委託費として指定管理申請業務費用分担金72,000円が計上されていた。

これは監査対象年度である平成28年度が指定管理期間の最終年度であり、平成29年度以降の旧竹林院指定管理業務選定にあたり坂本観光協会が支出した費用である。

しかし、当該費用は平成28年度の旧竹林院の収支に関係はなく、坂本観光協会が負担すべき費用である。

指定管理者は、旧竹林院のほか、旧竹林院と同じく指定管理を受託している公人屋敷に共通して発生する費用、例えば税理士や社会保険労務士への報酬などの費用を按分して収支報告書に載せており、今回の申請業務費用も共通費用という扱いで旧竹林院への分担金としていた。

共通して発生する費用や、税理士、社会保険労務士への報酬などを按分することは指定管理業務に関連する費用であることから、問題はないと考えられるが、申請業務費用は施設の指定管理業務に必要な支出とは認められず、収支報告書より除外する必要がある。

⑤大津市温泉保養交流施設比良とぴあ

所管課名	観光振興課
指定管理者名	株式会社アヤハレークサイドホテル
指定管理の内容	温泉保養交流施設の利用に供する業務及び施設の維持管理業務の代行をさせるものである。
公募、非公募の別	公募
指定管理期間	平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
平成 28 年度指定管理料	-円
平成 28 年度利用料金収入	-円 (温泉利用者 1 名につき 10 円を市に納付する、平成 28 年度の納付額は 1,234 千円)

【概要】

大津市温泉保養交流施設比良とぴあ（以下、比良とぴあ）は比良山系を望む自然の中にある温泉施設であり、岩の露天風呂がある「武奈乃湯」や、檜の露天風呂がある「八雲乃湯」がある。また、入浴石鹸や洗顔料のみならず、大津観光商品や地元のお土産もフロントにて販売しており、食事の提供も行っている。

さらに、施設内には、温泉以外にも屋根付多目的広場や調理等実習室、18 ホールのマレットゴルフがあり、土・日・祝日には地元の生産農家やサングリーンと協力し農産物販売を行う朝市や、夏場（5月～10月）には野外バーベキューも実施するなど自主事業を積極的に展開しており、子どもからお年寄りまで楽しむことができる施設となっている。

なお、指定管理料はなく、指定管理者が温泉利用料金を徴収したうち、1名につき、10円を市に納付することとなっている。

【結果及び意見】

(ア) 自主事業の事業計画書への記載について（結果）

比良とぴあには、その敷地内に計6台の自動販売機を設置しているものの、事業計画書の自主事業計画において、自動販売機を設置する旨の記載がなされていない。

「比良とぴあの管理に関する基本協定書」において、「大津市温泉保養交流施設条例」第12条に規定する業務以外で施設を使用する場合には、市の承

認を得る必要がある旨が定められている。自動販売機の設置は、「大津市温泉保養交流施設条例」第12条に規定する業務には定められておらず、自主事業として事業計画書などに記載することにより、市へ報告した上で市の承認を得る必要がある。

また、市も自動販売機の設置の事実を認識していることから、指定管理者が提出する事業計画書の自主事業に自動販売機の設置の記載がない場合には、その旨を指定管理者に連絡し、事業計画書を修正させる必要がある。

○比良とびあの管理に関する基本協定書

(目的外使用)

第28条 乙(指定管理者)は、大津市温泉保養交流施設条例第12条に規定する業務以外で施設を使用してはならない。ただし、甲(大津市)の承認を得たときは、この限りでない。

○大津市温泉保養交流施設条例

(指定管理者が行う業務の範囲)

第12条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 温泉保養交流施設を利用に供する業務
- (2) 屋根付多目的広場及び調理等実習室の使用の許可に関する業務
- (3) 温泉保養交流施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が定める業務

(イ) 遊休備品について(意見)

市が指定管理者へ貸与している備品は、「備品台帳一覧表」に記載の上、管理されている。当該一覧表に記載されている備品について、10点抽出し、現物を確認した結果、下記3件の備品は使用されていなかった。

備品番号	品名	取得価格	取得日	備考
00002425	パーソナルコンピュータ	229,950円	平成14年6月24日	1-8-比良84事
00069374	水質検査器	17,850円	平成14年6月29日	1-8-比良83事
00069375	水質検査器	97,650円	平成17年4月28日	1-8-比良108

これらの備品については、使用しておらず処分してほしい旨を過去から指定管理者が市へ報告していたとのことであるが、特に対応は図られていない。

特に、比良とびあにおいては、物品の保管場所がなく調理等実習室を一部倉庫代わりに使用している現状がある。

比良とびあで使用しておらず、かつ、今後も使用する予定がない備品については市と協議の上、市の他の施設での活用や処分を検討すべきである。

(ウ) 収支の按分方法について

事業報告書には収支の状況が記載されているが、比良とびあにおいては、管理業務区分と自主事業区分を分けてそれぞれ収支を把握し、市へ報告を行っている。

管理業務区分と自主事業区分のそれぞれの収支を適切に把握するためには、管理業務と自主事業それぞれに共通して発生するような経費について、合理的な按分比率を用いてそれぞれの区分に按分する必要がある。

(i) 社員給料について（意見）

社員給料は、施設管理責任者1名分の給料であるが、全額管理業務区分に計上されており、自主事業区分には配分されていない。

この点、施設管理責任者が全体の管理者であることを考慮すれば、飲食売上等の自主事業に全く関与していないとは考え難く、合理的な按分率をもって自主事業の経費にも配分されるべきである。

(ii) 電気代について（意見）

電気代5,257,743円は、全額管理業務区分に計上されており、自主事業区分には配分されていない。

この点、電気は管理業務にとっては必要不可欠なものである一方、自主事業にとっては附属的に使用しているに過ぎないことから、全額管理業務区分に計上しているとのことである。

しかし、自主事業に含まれる飲食物販売などにおいては継続して電気を使用しており、自主事業においても電気は必要不可欠であることから、合理的な按分率をもって自主事業の経費にも配分されるべきである。

⑥大津市おごと温泉観光公園

所管課名	観光振興課
指定管理者名	おごと温泉旅館協同組合
指定管理の内容	大津市おごと温泉観光公園の管理に関する業務
公募、非公募の別	公募
指定管理期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
平成 28 年度指定管理料	17,600,000 円
平成 28 年度利用料金収入	-円

【概要】

(ア) 協定書の業務内容

「大津市おごと温泉観光公園（以下「観光公園」という。）の管理に関する基本協定書」（以下「協定書」という。）に基づき、おごと温泉旅館協同組合（以下「指定管理者」という）が、観光公園の管理について行う業務は以下のとおりである。

- ・ 大津市おごと温泉観光公園条例第 4 条に既定する事業の実施に関する業務
- ・ 観光公園を利用に供する業務
- ・ 観光公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・ その他市長が定める業務

大津市おごと温泉観光公園条例（以下「条例」という）第 4 条に規定する事業は以下のとおりである。

- ・ 大津市の観光案内及び観光情報の発信に関すること
- ・ 市民、観光旅行者等に憩いの場を提供すること
- ・ 大津市の物産の紹介及び展示に関すること
- ・ その他大津市の観光の振興に関すること

(イ) 具体的な指定管理業務

市は未利用であった市所有地の温泉掘削を契機として、平成23年に市の観光発信の拠点として、観光公園を建設した。観光公園は雄琴温泉の旅館街に

位置し、観光公園内には鉄骨1階建ての建物（以下「交流センター」という。）、倉庫、足湯施設並びに山の斜面を利用した緑地公園が存在する。

具体的な指定管理業務は、（i）足湯施設の運営管理、（ii）観光案内及び観光情報の発信、（iii）市の観光振興に関するイベントの開催等であるが、指定管理者が行う自主事業として（iv）地元物産の販売、（v）カフェの運営も認められており、「大津市おごと温泉観光公園指定管理者仕様書」（以下「仕様書」という。）に、その詳細が記載されている。

また、観光公園内の施設設備、備品の保守管理及び修繕、観光公園全体の清掃も基本的な指定管理業務に含まれている。

市は観光公園の設立当初より、観光公園を市の観光振興の拠点としたい、との思いから指定管理事業者の公募を行っており、これに応募したおごと温泉旅館協同組合が、事業者に選定され、平成26年4月から指定管理者となっている。

（i）足湯施設の運営管理

観光公園内に足湯施設があり、来訪者は無料で利用できるため、観光客や地元市民の評判も良く、観光公園の目玉的な存在となっている。1時間毎の定時観測数ではあるが、平成28年度の足湯利用者は55,771人で、来訪者69,961人のうち、約8割が足湯を利用している。指定管理者が行う運営管理業務は、足湯利用者の安全管理や湯の入れ替え、清掃が主な業務である。

（ii）観光案内及び観光情報の発信

指定管理者は交流センター内で市の観光案内や旅館（主に雄琴温泉旅館）の案内を行っており、地元物産の展示や観光パンフレットなどを配置しているほか、情報発信として指定管理者のホームページの開設も行っている。平成28年度の観光案内実績数は、観光案内数292人（内電話案内数128人）、旅館案内数589人（内電話案内数224人）であった。

（iii）市の観光振興に関するイベントの開催等

指定管理者は「大津市観光交流基本計画」の理念に沿って、観光を通し、まちが活性化する運営の一環として概ね月1回のイベントを開催している。例えば、餅つき大会、納涼花火大会、体験教室など、来訪者との交流に重きをおいた活動が多く、おごと温泉旅館協同組合と連携した運営が行われ

ている。また、指定管理者は旅行会社とも連携を図り、共同宣伝を企画するなど観光公園への集客活動も行っている。

(iv) 地元物産の販売

指定管理者は自主事業として交流センター内で地元物産品の紹介や展示に付随して当該物産品の販売を行っている。また、自動販売機による物品の販売も行っているが、自動販売機台数、外観及び販売品目については市と協議した上で許可を得ている。平成28年度の物産品売上高は9,228,159円、自動販売機売上高は271,304円であった。

(v) カフェの運営

指定管理者は自主事業として交流センター内に飲食スペースを設けて、カフェ「COTO COTO COTTON」による飲食物の販売を行っている。平成28年度のカフェの売上高は6,534,671円で、1時間毎の定時観測によるカフェの利用者は年間9,638人であった。飲食スペース内の厨房設備や備品については、市の所有物と指定管理者の所有物が混在しているが、市の厨房設備は仕様書に詳細が記載されており、市の備品は備品台帳一覧表に記載されている。なお、指定管理者が用意した厨房設備については、指定管理者が変更になる場合には、現指定管理者と次の指定管理者と協議する必要がある旨が仕様書に記載されている。

(ウ) 平成28年度収支決算

平成28年度の収支決算は以下のとおりである。

(単位：千円)

科	目	自主事業	指定管理事業	合計
【収入の部】				
事業売上	カフェ売上高	6,534	-	6,534
	物産品売上高	9,228	-	9,228
	自販機売上高	271	-	271
	イベント収入	259	-	259
	その他	230	-	230
事業外収入	指定管理料	-	17,600	17,600
	その他	-	7	7
収入合計		16,524	17,607	34,131
【支出の部】				
事業費	宣伝広告費	-	(*) 0	0

科 目	自主事業	指定管理事業	合 計
イベント開催費	98	317	415
販売促進費	200	-	200
売上原価	9,130	-	9,130
小 計	9,429	317	9,746
一般管理費	2,371	9,930	12,301
備品消耗品費	61	587	648
通信運搬費	-	200	200
修繕費	174	12	186
保守管理費	28	1,755	1,783
支払手数料	207	727	934
保険料	-	102	102
衛生費	189	405	594
水道光熱費	978	2,725	3,703
租税公課	379	796	1,175
減価償却費	250	-	250
その他	19	36	55
小 計	4,659	17,280	21,939
法人税等	544	-	544
支出合計	14,632	17,597	32,229
差引当期収支差額	1,890	10	1,900

(*)自主事業の宣伝広告費は 604 円あるが千円未満のため、表記していない。

主な経費の内容は以下のとおりである。

科目	内容
イベント関連費	1年間を通じて開催されるイベントにかかる費用であり、イベントの内容により、自主事業と指定管理事業に区分経理されている。
販売促進費	飲食及び物販について従業員割引制度があり、割引金額の年間合計額である。割引は観光公園従業員を対象に15%、観光公園従業員家族及びおごと温泉旅館協同組合員を対象に10%となっている。
人件費	所長は固定給与だが、所長以外は全て非正規社員であり、給与は時給計算となっている。
支払手数料	自主事業分の207千円は平成27年分の指定管理納付金として、自主事業の余剰金の1割を市へ納付したものである。指定管理納付金については仕様書にその取り決めが記載されている。指定管理事業分の727千円は税理士及び社会保険労務士報酬である。
租税公課	自主事業に伴う消費税等の確定額379千円と指定管理事業に伴う消費税等の確定額796千円である。

【結果及び意見】

(ア) 備品の保管場所について（結果）

備品台帳一覧表に記載の市貸与備品全139点の一部について現物確認を行った結果、展示パネル全10点のうち1点及び展示パネル用ポール全20点のうち8点が、観光公園外のおごと温泉旅館協同組合の事務所に保管されていた。

指定管理者の説明によると、イベントが観光公園外の屋外で開催されることがあり、利便性を考慮し、イベント開催場所付近のおごと温泉旅館協同組合の事務所に置いている、とのことであったが、あくまで市の貸与備品であり、指定管理施設の観光公園内で保管する必要がある。

(イ) 宣伝広告費の記載誤りについて（結果）

会計帳簿を確認したところ、収支決算書上の自主事業の宣伝広告費604円は記載誤りであった。

収支決算書上の宣伝広告費604円を0円に、販売促進費200,263円を200,867円に修正する必要がある。

(ウ) 修繕費の記載誤りについて（結果）

指定管理事業の修繕費12,096円はレンタサイクルのチューブ交換費用であり、レンタサイクル事業は自主事業として行われているため、自主事業へ区分修正する必要がある。

(エ) 人件費の区分経理について（結果）

人件費は、自主事業区分が2,371,372円、指定管理事業区分が9,930,593円となっている。

現状、観光公園の所長は固定給与、他の者は全て非正規社員で時間単位計算による給与となっている。事業区分では、所長の給与は全て指定管理事業に区分され、自主事業（物販や飲食業など）に携わる社員（5名程度）と指定管理事業に携わる社員（6名程度）の給与については、毎月の給与台帳では明確に事業区分されている。

指定管理事業である平成28年度の観光案内実績は電話対応を除く対面对応数が164人、旅館案内の対面对応数は365人の計529人であり、この数値から平均数値を算定すると1か月当たり44人、1日当たり1.7人（1か月25日営業で仮計算）となる。

一方、自主事業のカフェの利用者数は年間9,638人で、この数値から平均数値を算定すると1か月当たり803人、1日当たり32人（1か月25日営業で仮計算）となる。カフェの利用者数は1時間ごとの定時観測による推定計算であり、実数による観光案内人数とは比較し難いが、観光案内で来訪する人よりも、カフェを利用する人が圧倒的に多いと言える。

このような数値を参考に現状の勤務実態を指定管理者に確認したところ、日々の社員の従事時間については、物販や飲食業の自主事業が、足湯の管理や観光案内の指定管理事業よりも多いと感じる、とのことであった。

所長以外の社員の人件費の事業区分経理が実態に即していないと考えられ、また、所長は観光公園運営の総括的役割を担い、その業務は自主事業と指定管理事業の両方にまたがっているのが実態である。

勤務実態に応じた人件費の按分基準を設けて区分経理する必要がある。

(オ) 事業区分経理について（意見）

上記修繕費及び人件費に関する記載で述べたように、指定管理者の費用に係る自主事業と指定管理事業の割り振りが適正ではないことが伺える。

また、その他の経費についても、例えば支払手数料に含まれる税理士報酬の全て、電話代及び運搬費からなる通信運搬費の全額が指定管理事業に割り振られているなど、自主事業と指定管理事業の割り振りが、実態に即していないと言わざるを得ない。

指定管理者は事業実態に鑑み、市と相談の上、経費の事業区分の割り振りを適正に行う必要があると考える。

(カ) 収支報告の方法について（意見）

上記（オ）に示したように、指定管理者が、経費の事業区分の割り振りを適正に行っていれば、人件費など主な経費の自主事業への計上額が増加し、自主事業は赤字になる可能性が高いと考えられる。

逆に指定管理事業は余剰金が発生することになり、市からの指定管理料が見直される可能性もある。

しかし、市が観光公園の指定管理者に求めるものは、指定管理事業である足湯利用者や自主事業である物販やカフェの利用者を増やすことによる、おごと温泉や市全体の観光振興であり、観光公園はそのために建設された施設でもある。

したがって、市が求める本来の事業運営を考慮すれば、指定管理事業と自主事業との経費区分を行わず、指定管理料と自主事業収入を合わせて、全体の経費を賄う収支報告であっても良いと考える。

ただし、現在の協定では自主事業の余剰金の1割を市へ納付することになっているため、自主事業収入の一定割合や来訪者数を基準に納付金を決定する方法に変更するなどの検討が必要になる。

なお、指定管理者においては、法人税及び消費税計算の必要性から、区分経理された損益計算書の作成も求められる。

(キ) 来訪者の増加に繋がる改善について（意見）

月例報告書に毎月の施設への来訪者数や足湯利用者数の記載がある。月例報告書から年間の来訪者数をまとめると以下のようなになる。

来訪者数、足湯利用者数並びにカフェ利用者数は、1時間ごとの定時観測数を基にした推定人数であり、観光案内と旅館案内は対面による実数である。

項目	平成 28 年度		平成 27 年度	
年間来訪者数	69,961 人		75,552 人	
うち、足湯利用者数	55,771 人	79.7%	59,102 人	78.2%
うち、観光案内者数	164 人	0.2%	197 人	0.2%
うち、旅館案内者数	365 人	0.5%	310 人	0.4%
うち、カフェ利用者数	9,638 人	13.8%	9,822 人	13.0%

観光公園はJRおごと温泉駅より徒歩20分の場所に位置し、観光案内施設としては、駅前型ではなく、道の駅タイプと言えるが、観光案内施設はおごと温泉街を横切る国道161号線に直接接していない。国道からの進入路は確保され、看板はあるものの、来訪者にとっては、時間帯ごとの複雑な交通規制の標識等に惑わされることなどにもより、進入路が分かり難い状況にある。

指定管理業務の一つに来訪者数の増加推進があり、そのための事業計画やイベントの開催が企画されているが、観光公園への進入経路が分かり難い点は、来訪者数増加の妨げになっていると考える。

指定管理者によると、国道から観光公園への進入路を見逃し、通り過ぎる来訪者もいるとのことであり、観光公園が足湯も楽しめる憩いの場であることの認知度が低いのが残念である。観光公園の来訪者増加には進入路の改善が必要不可欠であり、道の駅のように、車利用者が認識しやすく、進入しやすいという点に着目した改善方法を検討されることを期待する。

⑦堅田漁港

所管課名	農林水産課
指定管理者名	堅田漁業協同組合
指定管理の内容	堅田漁港施設の管理に関する業務
公募、非公募の別	非公募
指定管理期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
平成 28 年度指定管理料	3,217,000 円
平成 28 年度利用料金収入	-円

【概要】

「堅田漁港（以下「漁港」という）の管理に関する基本協定書」（以下「協定書」という）に基づき、堅田漁業協同組合（以下「組合」という）が、漁港の管理について行う業務は以下のとおりである。

- ・ 岸壁、護岸、物揚場、防波堤、公共用地等に係る日常管理及び清掃除草業務
- ・ 泊地内の藻等収集処分業務
- ・ 植栽木管理業務
- ・ 船舶入出港届出受理業務
- ・ 船舶入出港隻数調査業務
- ・ 漁港施設修理業務（外灯の球切れ交換や看板修理など小規模な修理）
- ・ 漁港施設電気料支払業務

(i) 施設管理業務、清掃業務

組合は漁港内の施設の日常管理を行っているが、漁港内の土地は国有地や私有地もあり、漁業会館や共同作業所など大半の建物は組合の所有であり、防波堤や護岸などの構築物は市の所有物となっている。

漁港内において所有者が異なる固定資産が混在している状況下で、漁港内の施設修理業務にも関係するが、どの施設が誰のものであるかを把握しておくことは重要である。

清掃業務は月 4 回、施設点検業務と共に行われており、泊地、湾外周辺等の浮遊物収集処分は年に 7 回程度行われている。また、平成28年度の植栽木の剪定と施肥作業が 9 月 3 日から10日にかけて行われた。

(ii) 船舶入出港届出受理、隻数調査業務

船舶入出は「船舶入出港管理簿」にて日々管理されており、平成28年度の出港隻数は6,699隻で、入港隻数は6,699隻であった。

【結果及び意見】

(ア) 平成 28 年度事業計画及び実績評価シートの記載について (結果)

組合から市に提出されている「事業計画書」には、日常時の安全管理、緊急時の体制、個人情報保護、文書の管理・保管並びに情報公開の推進の項目ごとに具体的な活動内容が記載されているが、実施されていないものがあるにも関わらず、市の作成した「指定管理導入施設実績評価シート」の各評価項目において、自己評価も所管課評価も全て B 評価であり、総合評価も B であった。

B 評価は「良好＝（仕様書、協定書、事業計画書等を遵守し、その水準に概ね沿った内容である。）」とされており、指定管理業務全般では、概ね良好との B 評価もあり得るが、個別評価項目の全てにおいて B 評価の良好は適切ではない。例えば緊急時対応のマニュアル作成やインターネットにおける情報発信は事業計画には記載されているが、実際には行われていない。

また、毎月組合から市へ提出されている「堅田漁港指定管理報告書」に添付されている「漁港施設管理日誌」の内容が、実施日と実施者以外は48回全て同じ内容である。一般的に、日誌には日常管理及び清掃業務上での異変や施設の損傷、修理の状況が記載されることになり、1年を通して「何事も無かった」では、管理の実効性が疑われても仕方ないと考える。

更に、毎月「堅田漁港指定管理報告書」に添付されている「漁港施設管理日誌」を見て、何の指摘も無く、「指定管理導入施設実績評価シート」に B 評価を付けている市の管理実態にも問題がある。所管課によると、漁港には随時「顔は出している」が、3か月に1度のモニタリングチェック時には、漁港を訪問していないとのことである。

(イ) 備品台帳の不備について (結果)

漁港内の指定管理に関する備品台帳が存在しなかった。当初、所管課に備品台帳の提出を求めたところ、市が所有する漁港内の備品が無い為、備品台帳は存在しないとの回答を得たが、後日、平成28年9月14日に購入したプリンター（購入価額23,000円）が存在していることが判明し、今回の包括外部監査における漁港の現地往査当日に合わせて備品台帳が作成された。指定管理者によると、小額であった為、消耗品・備品費として処理し、市の備品に該当する認識がなかったとのことである。

これらの状況から、過去にも同じように、指定管理料で購入した備品が、消耗品・備品費などの費用科目で処理されていたと推測される。堅田漁業会館内の事務所で、指定管理業務の事務も行われており、現時点において、事務所にある備品が、組合の所有物なのか、市の所有物なのかの判別は困難である。これは、「1品又は1組が1万円以上の物品は備品として備品台帳にて管理しなければならない」という市財務規則の認識が市と指定管理者で共有されていないことが原因である。過去に遡り備品台帳の整備が必要である。

また、上記プリンターは、組合と指定管理の事務に共用されているため、今後、備品の購入にあたっては、その使用目的や使用状況を記した「備品購入伺い書」を事前に市に提出し、承諾を得るような方法を講じるべきであると考えます。

(ウ) 固定資産の把握について (意見)

漁港内には所有者が異なる固定資産が混在しており、管理体制や修理実施の関係から、市の所有する固定資産の把握は重要である。

所管課によると漁港の固定資産台帳は無く、市全体で統一された「インフラ資産管理システム」に漁港関連資産が掲載されているとのことであるが、実際には漁港台帳と称されるもので固定資産を管理している。

この漁港台帳には、以下のとおり、種類、資産名称、所在地、所有者、管理者、取得年月日、取得価額などが記載されている（以下、抜粋）。

名称	所有者	管理者	取得年月日	取得価額
東防波堤	大津市	大津市	S54. 11. 19	67, 596 千円
漁業会館敷地	堅田漁協 国	堅田漁協 大津市	S54. 11. 19	67, 340 千円
浮さん橋A	大津市	大津市	H7. 3. 31	40, 365 千円
けい船くい	大津市	大津市	H9. 8. 29	7, 369 千円

漁港台帳には上記のように市の所有物だけではなく、組合や国の所有物も記載されており、構造、規模、能力などの記載もあることから、堅田漁港平面図（敷地が色分けされており、施設名称が記されている）と合わせて見ると、漁港内の施設の把握が容易に行える。

しかし、実際に存在している植木、自動ゲート、水銀灯、標識灯及び看板は漁港台帳には記載されていない。原因は、この漁港台帳が平成9年8月29日取得の「けい船くい」以降更新されていないことにある。しかも、これら漁港台帳未記載の固定資産は市の所有物である。

このような状況から、漁港内の固定資産についての把握、管理状況には問題があると考ええる。固定資産の管理や修理を行う上でも、固定資産の把握は重要であり、この漁港台帳を更新し最新版を作成する等、漁港内の固定資産を網羅的かつ正確に把握するための方法を市と組合で協議すべきである。

(エ) 支出項目について（意見）

通信費内の電話代は組合事務所にある固定電話代であり、その電話代の全てが、指定管理業務の経費として計上されている。この固定電話は組合業務と指定管理業務とに共用されており、使用料の全てを指定管理業務の経費とするのは問題である。その他の共用されている経費項目についても、明確かつ合理的な基準を持って按分計算はされていない。

今後は組合業務と指定管理業務の共通経費について、使用状況を把握し、合理的な按分基準を設けて区分経理すべきである。

また、人件費の予算は、日常管理@60,000円×12月=720,000円及び一斉清掃@6,000円×20人×3回=360,000円の計1,080,000円となっているが、決算では、1,205,000円で125,000円の予算超過である。

人件費の内訳を見る限り、人件費の実態と予算立ての根拠に乖離がある。平成28年度の4月、5月の帳簿から人件費は1日当たり@5,000円×5人=25,000円で、1か月あたり25,000円×4回（週に1回）=100,000円となり、1年間では年1,200,000円、4月9日は従事者が6人だったので、5,000円追加で、年間の決算合計額は1,205,000円となる。これに対し予算（1,080,000円）は、その計算根拠となっている日常管理と一斉清掃の区分が不明確で、単価も実態を反映していない。更に、平成29年度の予算上の人件費の金額と計算根拠が、平成28年度の予算と全く同じであることは問題であり、実態に即して予算計上すべきである。

また、人件費は各作業従事者への日払いであるため、源泉所得税の乙欄による日額源泉税徴収の可能性はあるが、源泉税徴収は行われておらず、各作業従事者へ源泉徴収票の発行もされていない。賃金台帳と合わせて源泉税徴収事務を整備すべきと考える。

(5) 未来まちづくり部

① 駐車場 7 か所

所管課名	まちづくり計画課
指定管理者名	浜大津都市開発株式会社
指定管理の内容	大津市公共駐車場の管理運営
公募、非公募の別	公募
指定管理期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
平成 28 年度指定管理料	118,593,240 円
平成 28 年度利用料金収入	-円

【概要】

(ア) 施設の概要

(i) 駐車場の概要

駐車場名	住所	営業時間	管理	収容台数
明日都浜大津公共駐車場	浜大津 4 丁目 1 - 1	24 時間	有人	349 台
浜大津公共駐車場	浜大津 1 丁目 3 - 3 2	24 時間	有人	247 台
大津駅南口公共駐車場	逢坂 1 丁目 1 - 1	6:00～24:00	有人	117 台
大津駅北口公共駐車場	京町 3 丁目 1 - 3	【一時利用】 24 時間 【定期利用】 6:00～24:00	有人	131 台 (一時利用 69 台) (定期利用 62 台)
大津京駅前公共駐車場	皇子が丘 2 丁目 7 - 2 4	24 時間	無人 (巡回)	162 台 (一時利用 25 台) (定期利用 137 台)
膳所駅前公共駐車場	馬場 2 丁目 1 1 - 3 0	24 時間	無人 (巡回)	124 台 (一時利用 33 台) (定期利用 91 台)
晴嵐公共駐車場	栗津町 7 - 1 1	24 時間	無人 (巡回)	18 台

(ii) 利用料金

駐車場名	一時利用	最大料金	定期
明日都浜大津公共駐車場	150 円／30 分 最初の 30 分無料	750 円	全日：20,960 円 屋外：15,420 円 夜間：8,000 円
浜大津公共駐車場	※南口のみ営業時間外：80 円／30 分	750 円	
大津駅南口公共駐車場		1,050 円	15,940 円
大津駅北口公共駐車場		上限なし	
大津京駅前公共駐車場		750 円	7,560 円
膳所駅前公共駐車場		900 円	12,960 円
晴嵐公共駐車場		上限なし	—

(イ) 指定管理の状況

指定管理制度導入時から現在の指定管理者である浜大津都市開発株式会社が選定されている。

直近の選定年度における応募事業者数は、浜大津都市開発株式会社を含め 2 者であった。

(ウ) 指定管理者が実施している業務

- ・ 駐車場の利用に供する業務
- ・ 駐車料金の徴収に関する業務
- ・ 駐車場施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・ その他市長が定める業務

(エ) 自主事業の実施状況

一般社団法人環公害防止連絡協議会運営による「プルタブ・アルミ缶回収運動で車椅子を」への参加

【結果及び意見】

(ア) 経費の負担について（意見）

指定管理者である浜大津都市開発株式会社は、明日都浜大津内にて事務所を保有しており、その事務所内において指定管理施設である公共駐車場の全体管理の業務も行っている。

そのため指定管理業務と指定管理に関係のない浜大津都市開発株式会社としての業務が事務所内で同時に実施されており、この場合当然に共通の費用が発生することになる。

ここで指定管理者は共通に発生する費用（以下、「共通費」という。）について、明確に分けることができないとの理由から、事業報告書の収支状況報告書上で現場管理費として一定額を計上している。

通常、共通費がある場合には関与時間や使用頻度などを参考に合理的な基準を設けて指定管理業務とそれ以外の業務とに按分する必要がある。

しかし、本社費について明確に区分できないという理由のみで共通費を按分することなしに一定額を計上しては、当該共通費が指定管理業務の費用負担として多いのか、それとも少ないのかが不明瞭となり、以後の指定管理料の算定に影響を及ぼしかねない。

ただし、現在の指定管理期間の協定書、ないし仕様書において、このような共通費について按分するような取り決めは記載されていないことから、次回の指定管理期間における、協定書、ないし仕様書において共通費を合理的な基準による按分比率を用いて指定管理業務とそれ以外の業務に按分し、その結果に基づいた費用を収支報告書に計上する、といったような取り決めを行うことを考慮されたい。

(イ) 貸与備品の管理について（結果）

市より貸与されている備品について、指定管理者は年に一度たな卸を行い、備品に貼り付けられている備品シールに記載している備品番号と、貸与備品の台帳との整合性を確認し、市に報告している。

ここで、直前の備品棚卸の結果を反映した貸与備品の台帳を基に、任意に5件を抽出し、実物との照合を実施した。

実施結果は以下のとおりである。

(単位：円)

備品番号	品名	取得価格	取得日	受入事由	照合結果
00037146	金庫(スチール製)	164,850	1998. 3. 18	購入	問題なし
00048058	更衣ロッカー(スチール)	14,840	1998. 3. 20	購入	問題なし
00106308	消火器	7,300	2011. 12. 2	購入	問題なし
00106320	消火器	7,299	2011. 12. 2	購入	問題なし
00358798	防犯カメラ一式	2,824,200	2015. 3. 31	購入	(※)

上表の(※)については、実物はあるものの備品管理シールが貼り付けられておらず、また備品シールそのものも保管されていなかった。

市は購入した備品を市の備品台帳に登録し、登録の際に付された管理番号が記載された管理シールを該当の備品に貼り付けるか、貼り付けることが不適当な場合には別途保管することで備品の管理を行っている。そして、指定管理者に備品を貸与する際には、貸与した備品の一覧を貸与備品の台帳として指定管理者に作成、保管させている。

そのため、保管先が指定管理施設であったとしても、貸与備品は市の所有物であることから、市の備品の管理ルールを適用する必要がある。

(ウ) 廃棄予定の回数券類の管理について (意見)

公共駐車場を利用する際には、支払方法として大きく分けて現金、駐車回数券、一日駐車券、およびプリペイドカードによる支払いがある。このうち現金を除く駐車回数券などは主に各駐車場（膳所駅前公共駐車場、晴嵐公共駐車場、大津京駅前公共駐車場は除く）の管理室及び明日都浜大津の事務所にて販売しており、駐車場にて回数券が使用された場合、回収時にその回数券が再利用可能であるか、または再利用不可能であるかを判断し、再利用が可能なものについては受払簿にて再度受け入れ処理がなされる。

他方、再利用が不可能な回数券については、倉庫のキャビネット内に保管され、一定量が貯まれば市職員の立会いの下、廃棄処分されることになっている。

ここで、再利用不可能とされる回数券の保管状況を確認したところ、実際に精算機に投入することで、使用自体は可能であるにもかかわらず、保管されているキャビネットに施錠はされていなかった。

また当該回数券の処分について、市職員の立会いの下、処分するということが市と指定管理者との間で共通の認識としてあるものの、具体的な廃棄処理の手順や実施時期などを規定した文書などは作成されていなかった。

したがって、再利用が不可能と判断した回数券については、その都度使用できないような処理を行うか、実際に廃棄するまで正規品と同程度の管理を行い、適時に廃棄処理を行う必要がある。

また、処分の具体的な手続についても指定管理の仕様書に織り込むなど、市と指定管理者間の合意内容を文書として残す必要がある。

(エ) 定期券の更新時の取り扱いについて（結果）

回数券類の販売や定期契約（定期券の購入、更新）などは大津京駅前公共駐車場及び膳所駅前公共駐車場を除く各駐車場の管理室にて、係員が販売や契約手続を行っている。

また、各種支払いについて、一部例外はあるものの基本的には現金払いにて行っており、回数券類の販売や定期券の販売であれば受払簿から当日のあるべき販売数量を指定管理者である浜大津都市開発株式会社の本社が把握することができ、また本社事務員が定期的に各種券類の棚卸を実施していることから、仮に不正が発生したとしても発見しやすい体制となっている。

ここで、定期契約のうち定期券の更新については、その業務処理において、顧客が既に所持している定期券に係員が更新処理を行うものの、システムの仕様上更新時にログが残らず、あくまで定期の申込書が残るのみで、仮に更新処理を書類上無かったことにして不正に更新料を収受したとしても、本社では不正に気付くことができない可能性がある。

この点、指定管理者に対して当該不正に係る防止策を質問したところ、係員が週2回駐車場を巡回し、すべての車両について一台ずつ定期券契約者の一覧と照合しており、また本社による確認は必要に応じて、精算機と連動したパソコンより出力される定期利用日報や防犯カメラの画像を確認するというものであった。

しかし、当該防止策では一定の牽制効果はあるにしても、そもそも係員の不正を防ぐ施策を係員が実施しては、不正の可能性は残ったままであるし、また駐車場の全車両を一台ずつ点検することは効率的ではない。

そのため、係員による全車両点検ではなく、例えば月に一度、本社で定期券利用者の一覧と定期利用日報（精算機と連動したパソコンより出力され、定期のカード番号、入庫時間、出庫時間が記載される帳票）を照合すれば、定期券の利用者でない者が、定期券を使用していないかが分かるため、仮に不正があったとしても、効果的かつ効率的に発見できると考えられる。

以上のように、定期券の更新業務において、指定管理者は本社社員の関与度を高めるとともに、不正の防止・発見策として漏れがなく、また効率的な業務フローを構築することが必要である。

②都市公園（213公園）

所管課名	公園緑地課
指定管理者名	公益財団法人大津市公園緑地協会
指定管理の内容	都市公園維持管理
公募、非公募の別	公募
指定管理期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日
平成28年度指定管理料	548,821,000円
平成28年度利用料金収入	180,278,601円

【概要】

（ア）施設の概要

大津市内の都市公園（213公園）が対象であり、皇子山総合運動公園・皇子が丘公園・瀬田公園体育館などの施設を有する公園も対象となっている。

ただし、大津市湖岸なぎさ公園は、におの浜ふれあいスポーツセンター、ヴェルツブルクハウス、打出の森（なぎさのテラス）を対象から除き、大石緑地は、大津市スポーツハウス・リバーヒル大石及び大石緑地（大石スポーツ村）を対象から除いている。

（イ）指定管理の状況

指定管理制度導入時から現在の指定管理者である公益財団法人大津市公園緑地協会が選定されている。

直近の選定年度における応募事業者数は、公益財団法人大津市公園緑地協会の1者であった。

（ウ）指定管理者が実施している業務

- （i）公園を利用に供する業務
- （ii）有料公園施設の使用（その目的以外の使用を除く。）の許可に関する業務
- （iii）公園施設及び設備の維持管理に関する業務
- （iv）その他市長が定める業務

(エ) 自主事業の実施状況

1	遊具みまもり隊	31	みんなで遊ぼう IN 瀬田
2	愛犬マナー教室	32	スクラップブック教室
3	防災危機管理事業	33	夏休み子ども体操教室
4	ナラ枯れ対策「公園林保全作戦」	34	多肉植物寄せ植え教室
5	地域ボランティア活動の推進	35	クリスマスリース教室
6	春休みスポーツチャレンジ・デイ	36	瀬田公園体育館マルシェ
7	びわ湖毎日マラソン「環境キャンペーン」	37	デコデコスイーツ教室
8	芝生化運動	38	花と音楽のフェスタ
9	ジョギング教室	39	秋の花フェスタ
10	シニア野球	40	オランダフラワー教室
11	ノルディックウォーキング	41	版画教室
12	ガンバレ部活応援事業	42	ガーデニング教室
13	第9回皇子山球場少年野球教室	43	盆栽教室
14	皇子山球場少年少女野球教室	44	山野草教室
15	皇子山球場子どもグラウンドキーパー体験	45	プリザーブドフラワー教室
16	皇子山球場ナイター照明リニューアル記念事業	46	フラワーアレンジメント教室
17	楽しい親子体操教室	47	松の剪定教室
18	成人体操	48	デコパージュ教室
19	アクアビクス教室	49	緑の相談窓口
20	ウォーキング教室	50	山野草展
21	スイム基礎レッスン	51	さつき展
22	健康教室	52	花苗等園芸用品販売
23	水中親子水泳教室		
24	着衣水泳教室		
25	子ども体操教室		
26	子ども生け花・茶道教室		
27	手芸教室		
28	カントリークラフト教室		
29	利用者団体作品展示会		
30	南部学区スポーツ大会		

(出典：平成28年度自主事業計画)

【結果及び意見】

(ア) 事業報告書における自主事業の報告誤りについて (結果)

自主事業の実績報告について、事業報告書(年度の指定管理者から市への報告書)と指定管理者の決算報告書とを比較したところ、差異が生じていた。これについて確認したところ、結果は以下のとおりであった。

女性のためのヨガ教室については、決算報告書に記載されている54人が正しい数字であり、事業報告書の90人は転記ミスによる誤りであった。なお、女性のためのヨガ教室は当年度より新たに開始したものであるため、事業計画書には記載されていない。

びわ湖毎日マラソンについては、事業計画書・決算報告書に記載されているが、事業報告書に記載がなかった。緑化推進事業であり、指定管理とは別の事業として行ったものであり、自主事業にもあたらないものであった。本来、事業計画書にも載せるべきではなく、事業計画書の記載が誤っていた。

なお、通常、事業報告書を市へ提出した後に、団体としての決算報告書を作成するため、市が事業報告書を受領した時点で両者を比較して確認することはできない。

しかしながら、事業計画書や事業報告書は指定管理に関する重要な書類であり、指定管理者として適切な記載を行う必要がある。また、事業報告書を市へ提出した後に、団体としての決算報告書を作成することになるが、決算報告書を作成する際に、結果的に事業報告書が誤っていたことに気付いた場合には、市に速やかに報告されたい。

(イ) 事業報告書における写真の使い回しについて（意見）

指定管理者は、月次での事業報告書において、実施した自主事業の報告を行っている。6月度の「がんばれ部活応援事業」において写真が添付されているが、5月度と全く同じ写真となっている（写真には日付の表示はない）。

事業報告書は指定管理に関する重要な書類であり、指定管理者として適切な記載を行う必要がある。

上記については、市のモニタリングの中で発見され、指定管理者に対する指導が行われ、今後はこのようなことが無きよう徹底されるとのことである。

(ウ) 事業報告書における自主事業の収支報告の記載について（意見）

事業報告書における自主事業の収支報告の概要は以下のとおりであった。

【収入】

収入科目	金額（千円）	備考
利用料金収入	180,278	
指定管理料収入	548,821	各施設ごとの収支報告表は省略
以下省略		
合計額	741,859	

【支出】

支出科目	金額（千円）	備考
委託料	183,594	設備点検保守、機械設備など
光熱水費	111,710	電気、ガス、水道代
雑費	113,030	その他経費
以下省略		
合計額	738,765	

（収支報告書より必要箇所を抜粋）

雑費として1億円以上が支出科目に計上されているが、備考欄には「その他の経費」と記載されているのみであり、全く内容がわからない記載となっている。

上記に関して、市は事業報告書を確認した際に、追加で指定管理者に質問を行い支出内容の確認を行ったようであるが、その確認記録は残されていなかった。そのため、現地調査の際に、市の担当者にその他の経費の内容について質問したものの、詳細な回答は得られなかった。

後日、その具体的な内容について、市の担当者から回答を得た結果は、次のとおりであった。

支出科目	金額（千円）
公園管理等人件費	60,738
税	28,654
退職給付金	4,745
減価償却費	3,831
管理棟管理費	11,638
負担金、原材料費、広告費	3,424
合計	113,030

指定管理者から市へ適切な報告を行うべきであり、事業報告書における自主事業の収支報告において、指定管理者は支出の内容がわかるように記載する必要がある。その上で、市は内容の適切性について確認を行い、必要に応じて証憑を確認する等の対応を行うべきである。

（エ）遊具の修繕計画について（意見）

国土交通省の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づき、公園の遊具について、年に1回、点検を行っている。平成28年度において、

点検結果に基づき、いくつかの遊具の修繕を実施しているが、修繕計画は作成されていなかった。

指定管理業務の仕様書上は設備の維持管理業務と記載されているのみであり、遊具の修繕計画の作成が指定管理業務に含まれているかは明確となっていない。

市と指定管理者とで協議し、遊具の修繕計画の作成についての役割と責任分担を明確にした上で、修繕計画に基づく計画的な修繕を行い、安全性を確保すべきである。

(オ) 指定管理業務範囲の見直しについて（意見）

当該指定管理業務の対象となる213公園には、いわゆる公園としての機能のみを持つ公園もあれば、皇子山総合運動公園などのように、陸上競技場や野球場といった施設も併せ持つ公園もある。そのため、公園の維持管理業務と、スポーツ施設の維持管理業務という、性質の異なる業務が混在しているが、一括した業務として公募が行われ、公益財団法人大津市公園緑地協会が指定管理者として選定されている。なお、スポーツ施設の維持管理業務についても、市民スポーツ・国体推進課ではなく、公園緑地課の所管となっている。

都市公園法に抵触しない範囲とはなるが、このような性質の異なる業務の両方に強みを持つ業者を公募して選定するよりも、業務を分割して公募することにより、各業務により強みを持った業者の公募が可能となり、より民間のノウハウを活用することができる余地があると考えられる。

必要に応じて他の自治体の例を参考にされたい。例えば、大阪府堺市の大浜公園は総合公園であり、公園内にプールや体育館がある。公園自体の管理は大浜公園管理事務所が行い、大浜公園プールは指定管理者である株式会社オーエンスが管理を行い、大浜体育館については堺市教育スポーツ振興事業団・ミズノグループが管理を行っている（平成29年度）。なお、大浜体育館については、公園緑地部大浜公園事務所ではなく、文化観光局スポーツ部スポーツ施設課が所管している。

現在の指定管理業務の期間が平成31年3月31日までとなっており、次期の指定管理者の選定に向けて、他の自治体の例を参考にされるなど必要な情報収集を行うことが望まれる。民間のノウハウを最大限活用し、施設のポテンシャルをこれまで以上に活かせるように、指定管理の業務範囲について見直すことが必要である。

③柳が崎湖畔公園

所管課名	公園緑地課
指定管理者名	京阪・琵琶湖汽船グループ
指定管理の内容	(1) 施設の特性を活かした活用を企画すること (2) 有料公園施設の使用許可または不許可を行うこと (3) 公園施設を良好な状態に維持管理すること (4) 公園の適切な利用管理を行うこと
公募、非公募の別	公募
指定管理期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日
平成28年度指定管理料	39,049,000円
平成28年度利用料金収入	26,343,160円

【概要】

(ア) 施設の概要

柳が崎湖畔公園は敷地内にびわ湖大津館、イングリッシュガーデンを擁するびわ湖湖畔の敷地面積45,447㎡の都市公園である。

敷地内にあるびわ湖大津館（旧琵琶湖ホテル）は、昭和初期に国策として全国に14軒建設された国際観光ホテルの1つであり、過去には昭和天皇を始め多くの皇族やヘレン・ケラー、川端康成などの著名人も宿泊したこともある施設であった。

1998年に琵琶湖ホテルが新しく浜大津へ営業移転することとなり、大津市が保存のために敷地を含め買い取った上で、大規模な補強と改修工事を経て、2000年に大津市指定有形文化財に登録され、2002年に多目的文化施設として新たに開館された。現在は館内にレストラン・カフェ、ショップ、貸会議室、貸ホール、市民ギャラリーなどがある。

(イ) 指定管理の状況

平成26年度より、現在の指定管理者である京阪・琵琶湖汽船グループへと指定管理者が変更している。

(ウ) 指定管理者が実施している業務

指定管理者である京阪・琵琶湖汽船グループは、指定管理者として次の業務を実施している。

(i) 公園を利用に供する業務

(ii) 有料公園施設の使用（その目的以外の使用を除く。）の許可に関する業務

(iii) 公園施設及び設備の維持管理に関する業務

(エ) 自主事業の実施状況

指定管理者である京阪・琵琶湖汽船グループは、次の業務を自主事業として実施している。

(i) 飲食事業

(ii) ブライダル事業

(iii) 物販事業

(iv) 条例外備品の貸出、及び会場設営事業

(v) びわ湖体験学習

(vi) びわ湖大花火大会有料観覧席事業

(vii) レンタサイクル事業

(viii) ギャラリー事業

(ix) 観光船事業

【結果及び意見】

(ア) 貸与備品の管理について（結果）

市より貸与されている備品について、指定管理者は年に一度たな卸を行い、備品に貼り付けられている備品シールに記載している備品番号と、貸与備品の台帳との整合性を確認し、市に報告している。

ここで、直前の備品棚卸の結果を反映した貸与備品の台帳を基に、任意に10件を抽出し、実物との照合を実施した。

実施結果は以下のとおりである。

(単位：円)

備品番号	品名	取得価格	取得日	受入事由	照合結果
030-101-000228	机（木製）	454,570	2002.3.29	購入	問題なし
030-108-000019	置台（木製）	207,900	2002.3.29	購入	問題なし
030-201-011596	机（スチール製）	106,260	2002.3.26	購入	問題なし
030-201-011916	机（スチール製）	43,300	2005.3.31	寄付・寄	問題なし

備品番号	品名	取得価格	取得日	受入事由	照合結果
				贈品	
030-201-011963	机（スチール製）	37,000	2005. 3. 31	寄付・寄贈品	問題なし
030-202-007061	椅子（スチール製）	65,850	2001. 12. 14	購入	問題なし
030-202-007265	椅子（スチール製）	18,800	2002. 3. 29	購入	(※)
030-202-007910	椅子（スチール製）	16,990	2005. 3. 31	寄付・寄贈品	問題なし
030-999-003286	ターンテーブル台車	120,000	2005. 3. 31	寄付・寄贈品	(※)
369664	椅子（スチール製）	17,820	2016. 6. 30	購入	(※)

上表の照合結果の欄に（※）となっている備品については、実物はあるものの備品管理シールが貼り付けられていなかった。

また、下表の備品については、貸与備品の台帳上記載は無いが、実際には実物が存在していた。

備品番号	品名	取得価格	取得日	受入事由
030-202-007059	椅子（スチール製）	123,000 円	2001. 12. 14	購入

市は購入した備品を市の備品台帳に登録し、登録の際に付された管理番号が記載された管理シールを該当の備品に貼り付けることで備品の管理を行っている。そして、指定管理者に備品を貸与する際には、貸与した備品の一覧を貸与備品の台帳として指定管理者に作成、保管させている。貸与備品は当然に市の所有物であり、市の備品の管理ルールに従う必要があることから指定管理者は備品の管理について、適切な対応を行う必要がある。

(イ) 備品の引継ぎについて（意見）

直近の貸与備品のたな卸結果を確認したところ、実物との照合結果欄に実物がない旨の記載が散見された。

指定管理者に確認したところ、前指定管理期間の指定管理者から貸与備品を引き継いだ際には既に実物は存在せず、指定管理期間が始まった当初より実物と貸与備品の台帳が乖離していたとのことであり、前指定管理者との貸与備品の引継ぎが適切にされていなかったと考えられる。

本来、備品の廃棄等をしようとするときには、指定管理者は備品の廃棄等をする旨を所管課に報告し、所管課の承認を受けた上で備品ラベルを担当課に返却し、貸与備品の台帳から当該備品を削除すべきである。

そして市も指定管理者が毎年実施している備品棚卸の報告を受けた際に、市が把握していない備品の廃棄等があれば所定の手順を踏んで報告するように指定管理者に指導を行うべきである。

また当該事案については、現在の指定管理期間の開始時点で実物と貸与備品の台帳に乖離があったことから、市は指定管理者の変更の際に、貸与備品の返却を完了させてから引継ぎを完了としなければ、貸与した備品がない場合の責任関係の所在が不明確となってしまうため、引継ぎの際の市による関与が必須である。

なお、市財務規則において、備品の廃棄等については以下のように規定されている。

○大津市財務規則

(非供用備品の廃棄等)

第 145 条 各課の出納員は、当該非供用備品が使用に耐えなくなり廃棄しようとするとき、又は不用となった場合において譲渡しようとするときは、総務部契約検査課長に当該非供用備品から外した備品ラベルを貼付した所定の様式による備品登録抹消申請書を送付するものとする。

2 総務部契約検査課長は、前項の規定により非供用備品の登録の抹消の申請を受けた場合において、適正と認めるときは、電子情報処理組織を使用して当該申請のあった非供用備品の登録の抹消を承認するとともに、電算システムにより当該非供用備品の登録を備品台帳から抹消するものとする。

3 各課の出納員は、前項の規定により非供用備品の登録の抹消を受けたときは、当該非供用備品を廃棄し、又は譲渡するものとする。この場合において、各課の出納員は、備品台帳を整理しなければならない。

(備品台帳の整理)

第 146 条 この節の規定により各課の出納員が備品台帳を整理しなければならない場合において、その備品台帳は、総務部契約検査課長が電算システムにより備品台帳を整理した時に整理されたものとみなす。

(亡失又はき損の報告)

第 149 条 出納員、物品取扱員又は使用者は、その保管し、又は使用する物品を亡失又はき損したときは、直ちに所定の様式による物品亡失き損報告書を、物品取扱員又は使用者にあつては出納員の意見を付けて2部作成し、その1部を会計管理者に、他の1部を会計管理者を経て市長に提出しなければならない。

(ウ) 絵画の管理について (結果)

びわ湖大津館の現地視察を行ったところ、市からの貸与物品一覧や備品管理台帳に記載されていない絵画が館内に展示されていた。指定管理業務に含まれているものではなく、責任の所在が不明確であり、適切に管理されていない状況であった。

上記に関して、市が調査を行った結果、以下のとおりであった。

平成17年8月2日付けで画家A氏と財団法人大津市公園緑地協会（現公益財団法人大津市公園緑地協会）が寄託契約を締結し、びわ湖大津館で同氏所有の絵画（34点）の管理を始めた。その後、指定管理者制度が導入され、施設の管理先が京阪・琵琶湖汽船グループに移行した後も寄託契約が継続となっており、大半は、倉庫で保管し、一部を一般に公開している。なお、当該絵画については、大津市管財課にて、全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済（動産）に加入している。

以下4点の問題があると考えられる。

- (i) 絵画は指定管理業務の貸与備品一覧には含まれていないため、現在の指定管理者は当然に管理責任を負わず、結果として誰も適切な管理を行っていない。
- (ii) 大津市公園緑地協会は現在の指定管理者ではなく、びわ湖大津館の絵画を管理できる立場にはないため、寄託契約の不履行の可能性がある。
- (iii) 保険の加入者は市ではなく、寄託契約の主体である大津市公園緑地協会であるべきである。
- (iv) 今回の包括外部監査を受けるまで、10年以上にわたり、実質放置されていた。

関係者との協議を行い、寄託契約の解除を図るなど、上記問題点について速やかに解消を図るべきである。

④ ヴェルツブルクハウス

所管課名	公園緑地課
指定管理者名	株式会社シープラッツ・株式会社高橋エーベン 共同事業体
指定管理の内容	ドイツ文化の紹介とドイツとの国際交流の場としての施設の管理運営業務の代行をさせるものである。
公募、非公募の別	公募
指定管理期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
平成 28 年度指定管理料	- 円
平成 28 年度利用料金収入	- 円 (自主事業収入のみであり、総収入の 5% に相当する額を市に納付する、平成 28 年度の納付額は 3,798 千円)

【概要】

ヴェルツブルクハウス（以下「ハウス」という。）は姉妹都市であるドイツ、ヴェルツブルク市の協力により平成10年に建設されたドイツ南部、フランケン地方の伝統的民家の意匠そのままに再現された建物である。

指定管理業務として、ハウスを利用に供する業務、ハウスの施設及び設備の維持管理に関する業務を行うほか、指定管理者は施設の特色を活かした運営として、ドイツ文化の発信や国際交流の推進・姉妹都市との友好関係への貢献を提案し、実施している。

また、以下のとおり各種自主事業を実施している。

なお、市から指定管理者に対して指定管理料の支払いはなく、指定管理者は指定管理業務の実施に当たって、自主事業収入を充当することになる。

平成 28 年度の主な自主事業	事業概要
ドイツレストラン事業	ドイツ料理とドイツビール、ワインの提供
ドイツビールの日イベント	ドイツ音楽演奏とドイツビールを楽しむ会
オクトーバフェストイベント	ビールの収穫祭を音楽と踊りでお祝いするイベント
北川桜のオクトーバフェスト mit BMW	地元関連企業と協力し、有名ヨーデル歌手による歌と踊り、演奏を楽しむイベント
石川先生のドイツ文化講演会	京都大学名誉教授石川氏による講演会「ドイツの詩歌の始まり」
酒販事業	ヴェルツブルクの地ビール、ワインの販売

【結果及び意見】

(ア) 自主事業収入の納付遅延について（結果）

基本協定書第26条第6項において、「その他収益事業等でハウスを使用して得た利益は乙（指定管理者）の収入とし、乙は、その総収入（消費税及び地方消費税を除く。）の5%に相当する額を甲（市）に支払う」と規定されている。

また、年度協定書第4条第1項において、「その他収益事業等で得た総収入について、毎月末締めで報告書を作成し、甲へ提出する」、同条第2項において「甲は前項の報告書に基づき、速やかに総収入の5%に相当する額を乙へ請求し、乙は請求書を受領した日から30日以内に使用料を納める」と規定されている。

平成28年度の納付金（使用料）の調定日、納期限、収入日を確認したところ、平成29年3月分を除き、調定日から30日を超えての納期限が設定されており、すべての月において調定日から30日を超えて納付がされていた。

市は協定書に従った納期限の設定を行うとともに、指定管理者に対して納期限内の納付を促すことが必要である。

(イ) 利用者アンケートの実施について（意見）

基本協定書第17条第4項第3号において、指定管理者は、毎年度終了後、「アンケート調査実施結果に関する事項」を記載した年次報告書を市に提出しなければならないと規定している。

しかし、自主事業としてレストラン営業を行っていることを理由に、年次報告書では「レストランの品位を考慮しアンケートの設置は休止」、「電話やメール等で様々なご意見、苦情、ご要望」を受けていると記載されており、電話やメール等による意見や要望等とその対応については、年次報告書にも明記されているが、基本協定書が規定するアンケート調査は実施されていない状況である。

アンケート調査に係る基本協定書の要求事項が営業実態に照らし不相当であるのであれば、基本協定書の見直しを行うべきである。

なお、各種講座や料理教室等、国際交流・文化発信事業についてはアンケート調査を実施しているため、市はアンケート調査の実施結果等を年次報告書で報告させるべきである。

⑤大津湖岸なぎさ公園におの浜ふれあいスポーツセンター

所管課名	公園緑地課
指定管理者名	ビバ・オリックス・日本リコmendグループ
指定管理の内容	市民による同センターの快適な利用を目的として、管理業務の代行をさせるものである。
公募、非公募の別	公募
指定管理期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
平成 28 年度指定管理料	47,527,000 円
平成 28 年度利用料金収入	27,033,000 円

【概要】

大津湖岸なぎさ公園におの浜ふれあいスポーツセンターは、なぎさ公園内に建設された、プール、トレーニング室、アリーナ、会議室等を有する複合施設であり、老若男女、障がい者及び健常者の誰もがスポーツ活動を実施することのできる健康福祉増進施設として、指定管理者により運営されている施設である。

指定管理者はオリックス・ファシリティーズ株式会社、株式会社ビバ、日本リコmend株式会社の三者の共同体で組織されており、施設管理全般を主にオリックス・ファシリティーズ株式会社が、プール及びアリーナの管理運営を主に株式会社ビバが、トレーニング室の管理運営を主に日本リコmend株式会社が受け持つ役割分担となっている。

【結果及び意見】

(ア) 備品、固定資産の管理について (結果)

指定管理者は、貸与備品一覧に基づき定期的な棚卸実査を実施している。しかし、所管課である公園緑地課では当該結果を受けとっていない。

貸与備品は、市の財産であり、指定管理者に管理責任を持たせ棚卸手続を通じて管理状況を報告させている。一方で所管課では本来、当該結果を受けて内容検証するとともに、市内部でのたな卸手続における報告も、検証済みの指定管理者からの報告書を基に報告すべきものである。これは、市所有財産のたな卸状況調査に不備があることを示していると考えられる。また、所管課が指定管理者からのたな卸報告をチェックし、内容について検討するこ

とは、指定管理者への適正な物品管理の牽制効果もあるものと考えられ、この点からもたな卸報告の受領、検証は重要な手続であると考えられる。

したがって、所管課では指定管理者からのたな卸の報告の受領、検証方法について明確にし、毎年確実に運用していくことが求められる。

(イ) 事業報告書における事業収支報告について（結果）

事業報告書における事業収支報告は、予算との比較形式となっておらず、実績が予算に対して妥当なものであるか、一目で判断できない様式となっている。

本来事業収支報告の重要な機能として、収支の妥当性チェック機能がある。具体的には予算との比較で著増減のある項目に着目し、増減内容について、所管課で適切な質問項目を設定し、指定管理者より合理的な説明を得る等の手続を実施することで、所管課の限られた人員、時間で指定管理者の事業実績の定量的な検証を、効率的かつ効果的に進めることができるものである。

このような趣旨から、指定管理者からの報告様式を改めるよう指導するとともに、所管課における実績報告のチェック方法について、著増減に着目した手続等、効率性と有効性を両立する検証手続を確立すべきである。

(ウ) 実施報告内容について（結果）

平成28年度の事業計画書において、平成28年度の新たな企画として記載されていた障がい者向けイベントに関して、プールイベント、野菜販売、フェルトストラップ展示会（障がい者が講師となっている）等実際に行われていたものの、事業報告書上は実施済みであることが明確に記載されていない事業が見受けられた。

計画された企画が適切に実施できたかどうかを検証し、次年度の運営改善につなげることが重要であるため、PDCAサイクルの基礎となる実績報告は、計画書との対比で明確に報告するよう指導する必要がある。

⑥大津市スポーツ村・リバーヒル大石

所管課名	公園緑地課
指定管理者名	公益財団法人大津市公園緑地協会
指定管理の内容	(1) 大津市スポーツハウス・リバーヒル大石の管理運営に関する業務 (2) 大石緑地スポーツ村(スポーツ村の一部を除く。)の管理運営に関する業務 (3) その他市長が定める業務
公募、非公募の別	公募
指定管理期間	平成26年4月1日～平成29年3月31日
平成28年度指定管理料	15,053,000円
平成28年度利用料金収入	32,301,000円

【概要】

(ア) 施設の概要

運動施設においては、スポーツ振興、レクリエーション利用の促進適切な管理運営を行い、宿泊施設においては、市民に親しまれる憩いの場の提供など、市民に信頼され、安心・安全に利用できることを目的とした施設である。

(イ) 指定管理の状況

公募により公益財団法人大津市公園緑地協会が選定されている。なお、平成29年度からは、別の団体が指定管理者として選定されている。

(ウ) 指定管理者が実施している業務

- (i) 大津市スポーツハウス・リバーヒル大石条例第3条に規定する事業の実施に関する業務
- (ii) 公園を利用に供する業務
- (iii) 有料公園施設(その他目的以外の使用を除く。)の許可に関する業務
- (iv) 公園施設及び設備の維持管理に関する業務
- (v) その他市長が定める業務

【結果及び意見】

該当事項なし

⑦大津市自転車駐車場（18 か所）

所管課名	道路・河川管理課
指定管理者名	社会福祉法人大津におの浜障害者福祉協会
指定管理の内容	(1) 駐車場を利用に供する業務 (2) 駐車料金の徴収に関する業務 (3) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務
公募、非公募の別	非公募
指定管理期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
平成 28 年度指定管理料	173,484,000 円
平成 28 年度利用料金収入	-円

【概要】

(ア) 施設の概要

市内の鉄道駅周辺等には18か所の有料自転車駐車場と15か所の無料自転車駐車場がある。これらのうち有料の自転車駐車場18か所が指定管理の対象となっており、その詳細は以下のとおりである。

名称	位置	収容台数（台）			
		定期利用		一時利用	
		自転車	バイク	自転車	バイク
大津市小野駅前自転車駐車場	大津市湖青一丁目 1 番地 23	495	55	46	9
大津市堅田駅前自転車駐車場	大津市真野一丁目 5 番 1 号	1,215	213	214	38
大津市おごと温泉駅前自転車駐車場	大津市雄琴二丁目 3 0 番 55 号	408	155	31	16
大津市比叡山坂本駅前自転車駐車場	大津市坂本三丁目 3 1 番 43 号	188	56	80	26
大津市比叡山坂本駅前第二自転車駐車場	大津市坂本三丁目 3 1 番 55 号	185	20	30	5
大津市坂本駅前自転車駐車場	大津市坂本四丁目 1 2 番 35 号	162	100	18	10
大津市唐崎駅前自転車駐車場	大津市唐崎二丁目 1 1 番 1 号	290	39	65	50
大津市大津京駅前自転車駐車場	大津市皇子が丘二丁目 8 番 1 号	499	50	70	12

名称	位置	収容台数（台）			
		定期利用		一時利用	
		自転車	バイク	自転車	バイク
大津市大津駅前自転車駐車場	大津市京町三丁目1番3号	154	55	120	13
大津市膳所駅前自転車駐車場	大津市馬場三丁目2番4号	346	55	86	8
大津市膳所駅前第二自転車駐車場	大津市馬場二丁目12番44号	91	50	12	4
大津市石山駅前自転車駐車場	大津市晴嵐二丁目10番1号	266	237	220	100
大津市石山駅前第二自転車駐車場	大津市栗津町2番60号	226	194	220	65
大津市晴嵐自転車駐車場	大津市栗津町16番1号	534	264	143	27
大津市晴嵐第二自転車駐車場	大津市栗津町7番11号	396	0	80	0
大津市唐橋前自転車駐車場	大津市鳥居川町12番12号	178	32	24	1
大津市瀬田駅北口自転車駐車場	大津市大萱二丁目21番12号	1,708	344	287	24
大津市瀬田駅前自転車駐車場	大津市大萱一丁目19番1号	319	10	0	0

（イ）利用料金

	一時駐車料金 (1日1回につき)	定期駐車料金			
		1か月		3か月	
		学生	一般	学生	一般
自転車	100円	1,080円	1,540円	3,080円	4,320円
原付自転車	210円	2,440円		6,910円	
自動二輪車	270円	3,050円		8,640円	

【結果及び意見】

（ア）消火器の設置状況について（結果）

大津市石山駅前自転車駐車場、大津市石山駅前第二自転車駐車場に現地往査を行い、消火器の設置状況について確認したところ、10年以上前に製造され、既に有効期限が切れている消火器が散見された。当該消火器については、消防器具の点検を受けており、交換する必要があるとの点検結果を点検業者より受領している。しかし、消火器の交換に向けての市との協議などの対応が行われておらず、老朽化された消火器が放置されている状況であった。

また、その他の駐車場における消火器の設置状況について書類等により確認したところ、消火器が10本ある自転車駐車場がある一方で、1本も設置されていない自転車駐車場もあった。

このような状況では、火災が起こった場合に消火器が使用できないことが想定され、被害が広がるおそれがある。また、自転車駐車場には原動機付自転車や自動二輪車も駐車されていることから、消火器の設置の必要性は高いと考えられる。さらに、老朽化した消火器には破裂事故のおそれがあることから、交換をせずに設置し続けること自体にも安全面での問題がある。

各自転車駐車場の規模や収容台数等に応じたあるべき防災体制を検討し、指定管理者と市との協議の上、消火器の設置状況について早急に見直すべきである。

(イ) 現金管理について（意見）

各自転車駐車場で運用されている業務として、管理人が毎日、日ごとの売上を業務日誌に記録し、その売上高を営業時間終了後に夜間金庫に預けるという業務がある。

しかし、大津市唐崎駅前自転車駐車場、大津市比叡山坂本駅前自転車駐車場、大津市比叡山坂本駅前第二自転車駐車場、大津市坂本駅前自転車駐車場の4か所は近くに夜間金庫がないため、その日の売上高を担当者が自宅に持ち帰り、次の出勤日に持参し、銀行に入金していた（例として、平成29年3月27日に、大津市唐崎駅前自転車駐車場では48,770円の売上金を持ち帰っている）。また、各駐輪場では、業務日誌の締作業後に発生した売上金額を自宅に持ち帰り、次の出勤日に持参するということが容認されていた。また、所管課でも当該事情を把握しており、公金の自宅への持ち帰りを黙認していた。

自転車駐車場の売上金額は全額市に納付することとなっているため、日々の売上金額は公金である。したがって、上記運用では公金を自宅に持ち帰ってしまっており、公金の管理として適切ではない。

なお、平成28年度の指定管理導入施設実績評価シートの「Ⅲ. 収支等 経理事務」に、「料金徴収、減免、還付の手続は適切に処理していたか」という項目があるが、上述のとおり、公金の自宅への持ち帰りを把握しているにもかかわらず、指定管理者の自己評価及び所管課の評価では、共にB評価（良好）となっている。

この実績評価の結果からも、現金管理は指定管理者に任せきりとなっており、所管課によるモニタリング及び指定管理者の指導が適切に行われていなかったことが伺える。

公金の自宅への持ち帰りは担当者に現金管理の多大なリスクを負わせてしまうと共に、横領等の不正が発生するリスクが高まることになるため、各事務所に金庫を設置し外部に持ち出さないように徹底するなど、適切な管理を行う必要がある。また、問題の発生を未然に防ぐために、所管課はモニタリングを適切に行うべきである。

(なお、包括外部監査の現場往査時には、大津市唐崎駅前自転車駐車場、大津市比叡山坂本駅前自転車駐車場、大津市比叡山坂本駅前第二自転車駐車場、大津市坂本駅前自転車駐車場の4か所の日々の売上金額については、本部の担当者が毎日4か所を回り売上金を回収し、その日のうちに夜間金庫に入金するという運用に変更されていた。)

(ウ) 防犯カメラについて (意見)

大津駅前自転車駐車場に現地往査したところ、設置されている防犯カメラが故障していた。防犯カメラは以前から故障しており、市の担当者も平成28年11月頃に故障していることを確認していた。しかし、防犯カメラは「大津市自転車駐車場の管理に関する基本協定書（以下、「基本協定書」という）」で規定される指定管理者へ無償貸与する備品には含まれておらず、市が直接管理する備品となっており、市の予算が確保できなかったため修理されないままとなっていた。

「大津市自転車駐車場指定管理者業務仕様書（以下、「仕様書」という）」には指定管理者の業務の範囲として「自転車駐車場入退場者の整理、監視を行い、不正の防止と安全の確保を図ること」が規定されている。一方、指定管理者が業務を行う際に防犯カメラを使用することは仕様書に規定されているわけではない。しかし、防犯カメラが故障している状況では監視・不正の防止・安全の確保という指定管理者の業務に支障をきたすことになる。また、警察からも防犯カメラを修理するようにと口頭ではあるが指摘されたこともある。防犯カメラがあれば不正や事故の解決の手助けになることもあり、管理人による自転車駐車場の管理がより質の高いものになると考えられる。

したがって、業務に支障をきたす状況は即座に解消する必要があるため、防犯カメラの故障を把握した場合には、基本協定書に記載されているとおり、市と指定管理者が協力し、適宜連絡を取り、早急に修理を行う必要がある。

また、防犯カメラは市が管理する備品となっており、防犯カメラの操作は市が行い、指定管理者は現場でモニター等を見ることができただけの状況となっている。しかし、業務として防犯カメラを実際に現場で利用するのは指定管理者であるため、実際に現場で利用している指定管理者が管理を行い、故障した場合には迅速に対応することができるように、指定管理者に無償貸与して指定管理者の管理対象備品とする等、仕様書の記載を実態に合ったものに修正することも検討するべきである。

(6) 教育委員会

①大津市立大津公民館

所管課名	生涯学習課
指定管理者名	大津市民会館運営共同事業体
指定管理の内容	公民館の管理、運営に民間等のノウハウを活用することで、サービスの向上と効率化を目的として、管理業務の代行をさせるものである。
公募、非公募の別	公募
指定管理期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日
平成28年度指定管理料	27,543,000円
平成28年度利用料金収入	661,000円

【概要】

大津市立大津公民館は、昭和22年に旧橋本町の旧大津公会堂を改装して誕生し、会館当初の主な行事は、レコードコンサートやダンスパーティー、教養講座のナイトスクールなどで、以後、大津の社会教育の拠点となっていく歴史ある施設である。昭和50年、大津市民会館設立に伴い、同会館に移築し現在に至っている。

大津公民館の運営方針については、大津市立公民館の一つとして、生涯学習社会実現に向けての市民活動の場であり、生涯学習を総合的に推進することを目的とした市民にとって最も身近な教育施設であることを念頭におき、大津市立公民館運営基本方針に基づき行われている。

大津市立大津公民館は、大・中・小の会議室や和室、調理実習室などを有しており、原則有料で貸出を行っている。建物が大津市民会館と一体となっている点や、指定管理者が大津市民会館と同一事業体であることは、大津市民会館の【概要】で述べたとおりである。

【結果及び意見】

(ア) 月次報告及び期別報告について (結果)

市と指定管理者との間に締結された「大津市立大津公民館の管理に関する基本協定書」(以下、基本協定書)によると、指定管理者は毎月定められた

事項を記載した事業報告書（以下、月次事業報告書）を市に提出する必要がある。また、4か月ごとに定められた事項を記載した事業報告書（以下、期別事業報告書）も市に提出する必要がある。

○大津市立大津公民館の管理に関する基本協定書

（事業報告）

第22条 乙（指定管理者）は、毎月終了後20日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を甲（市）に提出しなければならない。

- （1）管理業務の実施状況及び利用状況
- （2）管理業務に係る経費の収支状況
- （3）利用者からの意見、要望等の対応に関する事項
- （4）その他管理の実態を把握するために甲（市）が必要と認める事項

2 乙（指定管理者）は、次に掲げる期間終了後20日以内に期別事業報告書を甲（市）に提出しなければならない。

- （1）第1期 4月から7月まで
- （2）第2期 8月から11月まで
- （3）第3期 12月から翌年3月まで

3 前項に規定する期別報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- （1）管理業務の実施状況及び利用状況
- （2）管理業務に係る経費の収支状況
- （3）アンケート調査実施結果
- （4）その他管理の実態を把握するために甲（市）が必要と認める事項

この点、平成28年度の月次事業報告書及び期別事業報告書を閲覧した結果、月次事業報告書には、「利用者からの意見、要望等の対応に関する事項」（基本協定書第22条第1項第3号）が、期別事業報告書には、「アンケート調査実施結果」（基本協定書第22条第3項第3号）がそれぞれ記載されていなかった。

基本協定書は、指定管理施設の管理を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めたものであり、指定管理者は基本協定書に基づき、月次事業報告書には、「利用者からの意見、要望等の対応に関する事項」を、期別事業報告書には、「アンケート調査実施結果」をそれぞれ記載し、市に報告する必要がある。特に、基本協定書にこれらの事項を定めた趣旨は利用者からの声を指定管理者が適時に市に報告することにより、その声を大津市立大津公民

館の管理・運営に適切なタイミングで反映させることにあると推測されることから、指定管理者はその義務を果たす責任がある。

また、市においても、基本協定書に基づく記載を指定管理者が市に行っていない場合には、指定管理者に連絡し、記載させる必要がある。

(イ) 経費按分について (意見)

「(1) 市民部 ②大津市民会館 【結果及び意見】 (エ) 経費按分について (意見)」と同じ内容である。

4. 委託業務に対する監査の結果及び意見

(1) 政策調整部

①湖都大津まちづくり寄附金に係る寄附者管理並びに書類及び返礼品の送付等業務

所管課名	企画調整課
委託名称	湖都大津まちづくり寄附金に係る寄附者管理並びに書類及び返礼品の送付等業務
委託先	株式会社新朝プレス
委託内容	①ふるさと納税の受付（大津市への直接入金を除く。） ②ふるさと納税額及び寄附者のデータ管理、状況報告（1回/月） ③ふるさと納税応援事業者及びふるさとプレゼントの提案・選定 ④ふるさとプレゼントの発注、送付、管理 ⑤礼状・領収証・寄附金控除に係る申告特例申請書の作成 ⑥パンフレット作成・PR
契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
当該契約方法とした理由	業務委託による人件費の削減効果のほか、民間による謝礼品の創意工夫、PR効果の活用が期待できるため、公募型プロポーザル方式により、最も優れた提案を行った事業者と契約を締結するため。
随意契約の場合は根拠条文	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約期間	平成27年12月1日～平成30年11月30日
平成28年度委託金額（税込）	13,256,555円 （受託者が受付を行い、現に受領したふるさと納税額の15%）

【概要】

市では、「ふるさと納税制度」の取組により、地元特産品のPRや販売促進・観光誘致につなげ、地元企業・地域の活性化を目指すため、市への寄附金の促進を図っている。その事務の効率化を図るため、民間企業の手法を活

用し、湖都大津まちづくり寄附金に係る寄附者管理並びに書類及び返礼品の送付等業務を委託している。

なお、ふるさと納税の受納・管理、ふるさと納税領収証書送付、寄附金控除に係る申告特例申請書の送付・受付、寄附金控除に係る申告特例申請書受領書の送付などのふるさと納税の受納に関する業務については、市の業務としている。

【結果及び意見】

(ア) 委託金額の積算根拠について（意見）

プロポーザルの実施に当たっては、プロポーザルを実施する上で必要となる事項を定めた実施要領を策定しなければならない旨が、「大津市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に規定されている。当該委託業務に係るプロポーザルに関する実施要領「湖都大津まちづくり寄附金に係る寄附者管理並びに書類及び返礼品の送付等業務公募型プロポーザル実施要領」3 予算額において、「本業務を遂行するために要する費用の委託料は、受託者が受付を行い、現に受領したふるさと納税額の15%以内で、受託者の提案によるものとする。」と規定されている。この委託料の上限を受領したふるさと納税額の15%以内とする積算根拠が文書で残されていない。

プロポーザル実施時に先行して委託業務としていた他の自治体を参考に設定したとのことであるが、次のプロポーザルを実施する際に設定する委託料の予定価格の参考となることから、設定した委託料の積算根拠を文書として残しておくべきである。

(イ) 個人情報取扱特記事項の綴じ漏れについて（結果）

委託契約書第9条において、「乙（株式会社新朝プレス）は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない」旨が規定されているが、当該別記「個人情報取扱特記事項」が委託契約締結の決裁時に回覧している文書になく、また、契約書原本にも綴じ込まれていなかった。

委託契約書に記載されている別記「個人情報取扱特記事項」がない状態で、委託契約締結に係る決裁書には複数人の承認印が押印されていることから、委託契約締結の承認が形式的になっている可能性がある。承認者は委託契約書に記載されている事項に不備がないかを確認の上、承認を行う必要がある。

また、当該委託契約に係る個人情報の保護に関する別記「個人情報取扱特記事項」がなければ、委託業者は当該委託業務を実施するにあたり、守るべき個人情報保護に関する規定がなく、個人情報の取扱いにあたり、市が要請すべき個人情報に関する取扱い事項が遵守されないおそれがある。個人情報の取扱いは近年個人情報流出などの問題から特に世間の関心がある問題であることから、委託契約の締結に当たってはその必要性を十分に認識し、個人情報の保護に関する規定が漏れることのないよう十分に注意する必要がある。

(ウ) 委託業者からの報告内容及び市の検査について（結果）

委託契約書第3条において、「乙（株式会社新朝プレス）は、当該月に係る委託業務を完了したときは、遅滞なく甲（市）に対して書面により当該月に係る委託業務の完了したことを報告しなければならない」と規定されており、委託契約書第3条第2項において、「甲（市）は、前項の報告を受けたときは、速やかに当該月に係る委託業務完了の確認のための検査を行うものとする」と規定されている。

この点、委託業者からは寄附金額及びその寄附金額を基礎として料率を乗じて算定された手数料金額（請求額）が記載された報告が電子メールで送られてくるだけで、市も寄附金額及び請求額が合っていることを確認しているのみであり、委託契約書に記載されているような委託業者からの完了報告や市の検査行為は行われていない。

契約書に基づき、市は委託業者に完了報告を求め、市の検査行為を行う必要がある。

②共通事務処理システムサポート業務

所管課名	情報システム課
委託名称	各システムサポートに係る業務（ホストコンピュータ・庁内共通事務・施設予約）
委託先	富士通株式会社 滋賀支店
委託内容	①ホストコンピュータ等システムサポート業務 ②共通事務処理システムサポート業務 ③施設予約システムサポート業務
契約方法	随意契約
当該契約方法とした理由	①ホストコンピュータ等システムサポート業務、②共通事務処理システムサポート業務 当該業者は本市情報システム基盤の構築業者であり、本市の情報システム環境に精通している。また、ホストコンピュータについては当該業者が開発したソフトウェアを利用しており、仕様については公開されておらず、当該業務が行える唯一の業者であるため。 ③施設予約システムサポート業務 本市が導入しているシステムは、当該業者が構築したパッケージシステムであり、パッケージ部分のプログラムのソース等については公開されておらず、当該業務が行える唯一の業者であることから、上記の業者を選定する。
随意契約の場合は根拠条文	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日
平成28年度委託金額（税込）	49,519,080円

【概要】

基幹系業務システムが稼働している市のホストコンピュータ上では、約20年前に当該業者が開発したソフトウェアを利用している。また、サーバ機上で稼働する共通事務処理システムや施設予約システムは、当該業者のパッケージを導入している。これらの基幹系業務システム等に関する各システムサポートに係る業務委託として、年間約5,000万円の委託料が支払われている。

なお、「大津市IT推進プランⅣ」によれば、市の基幹系業務システムは、運用開始から20年近くが経過しており、度重なる制度改正とニーズの多様化により、システム仕様の複雑化やシステム改修リスクの増大、改修コストの

高止まりが課題となっていることなどから、基幹系業務システムを汎用機からサーバ機での運用に変更し、パッケージシステムを導入して再構築を進めるとともに、番号制度への対応も行い、システム改修リスクの低減や経常的な運用コストの削減、新たな市民ニーズへの対応する計画となっている。

【結果及び意見】

(ア) 誓約書の提出漏れについて（結果）

委託契約書第8条（再委託又は下請けの禁止）に関する記載は以下のとおりである（委託者大津市が甲、受託者富士通株式会社滋賀支店が乙である）。

第8条 乙は、第三者に対し、委託業務の一部又は全部の実施を委託し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲の承諾を得たときは、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる業務の内容をあらかじめ書面により甲に通知しなければならない。

3 乙は、前項の規定により第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該第三者に、甲に対し、甲の定める様式による誓約書を提出させなければならない。

4 省略

委託業務について、受託者が第三者に委託した場合には、誓約書を提出させなければならないと規定されている。誓約書は市の所定のフォーマットが用意されており、秘密保持や個人情報保護に関する誓約を行う様式となっている。

当該委託業務においては、富士通株式会社滋賀支店から数社に再委託されており、再委託に関する通知文書は書面で残されていた。しかし、誓約書の提出状況について確認したところ、誓約書が提出されていないことが判明した。

市の担当者は誓約書の提出に関する確認を怠っていたようであるが、担当者だけの責任にするのではなく、担当者が失念した場合に気付くようなチェック体制が必要であったと考えられる。

委託契約書に規定された事項について、受託者に遵守させる必要があることは言うまでもないことである。当該委託業務について速やかに誓約書を提出させることは勿論のこと、今後、こういった事象を繰り返さないようなチェック体制の構築についても検討すべきである。

(イ) 再委託先の情報セキュリティ対策の確認不足について（意見）

大津市情報セキュリティポリシーでは、外部委託に関して必要に応じて契約書に規定する事項として、「再委託に関する制限事項の遵守」が規定されており、内容は以下のとおりである。

『一般的に、再委託した場合、再委託先のセキュリティレベルは下がることが懸念されるため、再委託は原則禁止することを定める。ただし、例外的に再委託を認める場合には、再委託先の業者における情報セキュリティ対策が十分に取られており、外部委託事業者と同等のセキュリティ水準であることを確認した上で許可するもの。』

当該委託業務については、「(ア) 誓約書の提出漏れについて（結果）」に記載したとおり、再委託先からの誓約書すら提出されておらず、再委託先の業者における情報セキュリティ対策が十分に取られており、外部委託事業者と同等のセキュリティ水準であることを確認はなされていなかった。

また、市の所定の誓約書のフォーマットを見ても、情報セキュリティ対策の充分性や、外部委託事業者と同等のセキュリティ水準であるかを確認する様式とはなっていない。

大津市情報セキュリティポリシーにおける「再委託に関する制限事項の遵守」は必要に応じて実施すべき事項という位置付けである。しかしながら、当該委託業務は情報システム課における市の主要なシステムの委託業務であり、外部委託事業者に起因する情報漏えい等のセキュリティ事故を防止する大津市情報セキュリティポリシーの趣旨に鑑みると、厳格に適用し、再委託先における情報セキュリティ対策の充分性や外部委託事業者と同等のセキュリティ水準であるかを確認すべきである。

(ウ) 長期契約継続の適用の検討について（意見）

大津市契約規則第21条の2では、長期継続契約を締結することができる契約が規定されている。

情報システム課では、情報システムの保守・運用業務委託については、契約規則において、長期継続契約を締結することができる契約における、いずれの業務にも該当しないと判断している。そのため、当該委託業務だけではなく、他の情報システムの保守・運用業務委託についても、長期継続契約とせず、単年度契約としていた。

一般的に、情報システムの保守・運用業務委託は長期にわたるものであり、長期継続契約として締結することにより、コスト削減効果や安定的なサービ

スの提供が可能となるものである。契約規則に基づき、情報システムの保守・運用業務委託について長期継続契約として締結することができるかどうかについて再確認されたい。

再確認の結果、長期継続契約として締結することが可能であった場合には、当該委託業務は言うまでもなく、他の情報システムの保守・運用業務委託についても、契約内容について見直し、単年度契約から長期継続契約への変更を検討すべきである。

また、再確認の結果、長期継続契約として締結することができないと判断した場合には、情報システムの保守・運用業務委託を長期継続契約として締結できるように、契約規則自体を見直した上で、当該委託業務だけでなく他の情報システムの保守・運用業務委託についても、長期継続契約への変更を検討すべきである。

(エ) 見積書における工数の確認について（意見）

当該委託業務のうち、施設予約運用支援業務の工数については見積書上、1人月とされているが、それについての検証が不十分である。

当該システムはパッケージであり、障害もほとんど発生していないとのことであり、実績が全く発生していない可能性もある。実績としてどれだけの工数が発生しているかを月例報告資料などから集計した上で、検証すべきである。仮に、実績がほとんど発生していないような場合には、対応件数に応じて支払うなどの契約形態に変更することも検討すべきである。

③ASP型CMSサービスサポート業務

所管課名	情報システム課
委託名称	ASP型CMSサービスサポート業務
委託先	株式会社スマートバリュー クラウドイノベーション Division
委託内容	ASP型CMS（ホームページ管理システム）サービスサポート業務 (1) ASP型CMSサービスに関する運用支援 (2) 資源活用に関する指導 (3) 運用面における指導 (4) 障害時における復旧方法等の指導 (5) 月次更新等、システム維持上重要な操作方法の指導及び教育（講師派遣による操作研修を含む）
契約方法	随意契約
当該契約方法とした理由	本市が運用しているホームページについては当該業者が提供するASP型のシステムをサービス利用契約により使用しているものであり、開発元である同社がその仕様に精通している唯一の業者であることから、当該業務の円滑かつ適正な実施を図るため。
随意契約の場合は根拠条文	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日
平成28年度委託金額（税込）	6,696,000円

【概要】

市では、平成26年度にホームページのリニューアルを行っており、当該業務については、公募により株式会社スマートバリューが選定されている。市のホームページについては、同社が提供するASP型のシステムをサービス利用契約により使用しているものである。開発元である同社がその仕様に精通している唯一の業者であることから、同社に、ASP型CMSサービスに関する運用支援、資源活用に関する指導、運用面における指導、障害時における復旧方法等の指導、月次更新等システム維持上重要な操作方法の指導及び教育などのサポート業務を委託している。

【結果及び意見】

(ア) ライフサイクルコストを意識した調達について（意見）

平成26年にホームページをリニューアルした際に、公募で選ばれた業者に、その後もサポート業務を委託している。ホームページ作成に使用されているASP型CMSサービス（システム）については、同業者しか仕様を知らないため、そのこと自体は止むを得ない。ただし、平成26年にホームページをリニューアルした際には、リニューアル後のサポート業務を含めたコスト、すなわち、ライフサイクルコストを意識した調達が行われていなかったとの回答を得ている。

一般的に、システムでは、開発した業者に、その後の保守業務を委託せざるを得ないことが多いと考えられるため、システム導入時点において、将来のランニングコストを見越した上での業者選定が必要であった。

当該システムについて、今から過去に遡って対応できないことは勿論であるが、今後もこのようなシステム導入は想定される。今後、システム導入した業者に、その後のサポート業務を委託せざるを得ないことがあらかじめ想定されるものについては、ライフサイクルコストを意識した調達が実施できるように、必要な手順を整備した上で周知すべきである。なお、先進自治体では、ライフサイクルコストベース（開発、導入、運用保守、廃棄）での情報システム調達の実施が既に行われており、他の先進自治体の事例を参考にされたい。

(イ) 契約書に沿った報告について（意見）

当該委託業務では、(1)ASP型CMSサービスに関する運用支援、(2)資源活用に関する指導、(3)運用面における指導、(4)障害時における復旧方法等の指導、(5)月次更新等、システム維持上重要な操作方法の指導及び教育（講師派遣による操作研修を含む）の5つの業務を対象としている。

これらの5つの業務の実績を確認するためには、5つの業務に対する個別の実績内容が把握できる形式で報告書が作成されている必要がある。しかし、報告書は、業務日程、業務時間、業務内容が簡潔に記載されているのみである。そのため、業務ごとの対応件数や課題は不明であり、市において分析ができない形式となっている。

それぞれの業務の対応件数や課題等を明記するなど、業務ごとの成果を分析できるようにし、契約内容について適時に見直せる体制を構築すべきである。

(2) 総務部

①平成 28 年度定期健康診断業務

所管課名	人事課職員支援室
委託名称	平成 28 年度定期健康診断業務
委託先	滋賀県市町村職員共済組合
委託内容	滋賀県市町村職員共済組合（以下「共済組合」という）が定める平成 28 年度健康診断実施要領に基づく、定期健康診断、特定業務従事者健康診断並びに特殊健康診断（以下「定期健康診断等」という。）
契約方法	随意契約
当該契約方法とした理由	共済組合に委託することで、同組合の事業でもある成人健康診断と同時実施が可能となり、受診が 1 回で対応できるとともに健診結果データの取りまとめにより、事後フォローも迅速かつ的確に行えるため。
随意契約の場合は根拠条文	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約期間	平成 28 年 5 月 2 日～平成 29 年 3 月 31 日
平成 28 年度委託金額（税込）	34,975,800 円 （単価見積もりによる契約のため、各診断費用に受診した人数を乗じた金額の総額）

【概要】

市は、法律（労働安全衛生法第66条第1項）で定められている事業主（市）が行わなければならない定期健康診断等の実施を委託している。

市の正規職員、臨時職員、嘱託職員並びに出向者、計約5,000人を対象に定期健康診断等を行うが、共済組合に委託することにより、市が指定した市の施設内で、定期健康診断等を行うことができ、市職員等は病院などの医療機関へ出向かず、市の施設内で健康診断を受診することができる。

また、共済組合は組合事業の成人健康診断の結果、特定保健指導の対象者に対して保健指導を行っている。

市が当該業務の委託先として共済組合を選定している理由として、市と共済組合の関係性も影響している。市と共済組合の健康診断における関係については、以下の背景が考えられる。

- ・ 共済組合は組合事業として35歳以上の共済組合員を対象に成人健康診断を実施する必要がある。
- ・ 市の正規職員は全て共済組合員であり、成人健康診断の費用は全て共済組合の負担である。
- ・ 市が行う定期健康診断等と共済組合が行う成人健康診断が毎年あり、職員である受診者は二つの健診を受ける必要がある。

市は上記の背景を考慮し、二つの受診を1度の受診機会で済ませることによる効率性と職員の負担軽減を優先し、これら二つの健康診断を同時に行える委託事業者として共済組合を選定している。

ただし、実際の健診業務は共済組合から委託を受けた一般財団法人近畿健康管理センター（以下「KKC」という。）が、市の施設内に健康診断機材を持ち込み行っている。

【結果及び意見】

（ア）随意契約について（意見）

当該業務に対して委託金額が多額であるにも関わらず、入札か随意契約かの検討がなされていない。理由としては、共済組合は滋賀県内の市町職員の健康診断を受託している現状から、又は上記で述べた市と共済組合の関係性から、「健康診断は共済組合へ委託する」ということが、既定路線となっていることが考えられる。

市契約規則では、随意契約の場合にはなるべく2人以上の者に見積書を提出させることになっているが、市は共済組合以外からの見積書は取っておらず、委託契約金額の単価も共済組合から提示された金額どおりであり、見積単価の妥当性を検証していない点は疑問に感じる。

滋賀県内における各市町と共済組合の関係から、他の市町とは別に、市が共済組合以外へ健康診断業務を委託させることは、現実困難である事情は理解できるが、例えば大津市民病院など健康診断を行える機関は市内にもあり、他の事業者への委託や、実際に診断業務を行っているKKCへの直接委託も検討すべきであり、他の事業者の健康診断単価表や見積書を取り寄せ、定期的に単価の妥当性も検証すべきである。

また、当該委託業務は特命随意契約となっており、その選定根拠が地方自治法施行令第167条の2第1項各号における随意契約とする理由に該当するか否かの検討をされているものの、結果的に長期の継続契約となっていることから、経費削減への取組について一考願いたい。

②平成 28 年度行政付加健康診断業務

所管課名	人事課職員支援室
委託名称	平成 28 年度行政付加健康診断業務
委託先	一般社団法人近畿健康管理センター
委託内容	市の業務に付随して健康障害を引き起こす可能性のあるものに対する予防措置やがんの早期発見を目的として定期的に行う健康診断
契約方法	随意契約
当該契約方法とした理由	一般財団法人近畿健康管理センター（以下「KKC」という。）は、滋賀県市町村職員共済組合（以下「共済組合」という。）が実施する成人健康診断及び乳がん、子宮頸がん検診等の受託者である。市が共済組合に委託して行う定期健康診断も共済組合から再委託されているKKCが実質行っており、KKCへ行政付加健康診断業務を委託することで、健康診断との同時受診が可能であるとともに、健康診断結果データの取りまとめによって、事後フォローも迅速かつ的確に行えるため。
随意契約の場合 は根拠条文	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約期間	平成 28 年 5 月 2 日～平成 29 年 3 月 31 日
平成 28 年度委託 金額（税込）	4,182,808 円 （単価見積もりによる契約のため、各診断費用に受診した人数を乗じた金額の総額）

【概要】

市は、市が特殊業務等に従事する職員に対して独自に行っている健康診断の実施をKKCへ委託している。具体的には、市は、感染症予防対策、C型肝炎予防対策、B型肝炎予防対策、動物取扱業務感染予防対策については、市民病院の全職員、ケアセンター看護職員・介護支援職員、保健所の職員並びに消防局の隊員等を対象に健康診断を行い、乳がん検診、子宮頸がん検診並びに貧血検診については、公立学校共済組合加入の女性職員を対象に実施している。

市は、行政付加健康診断を定期健康診断と同時期に行うため、定期健康診断の委託先である共済組合が再委託しているKKCが、その実施業者であ

る状況を踏まえ、効率性や職員の負担軽減も考慮し、行政付加健康診断をK K Cへ委託している。

【結果及び意見】

(ア) 随意契約について（意見）

市契約規則（第18条の3）では、随意契約の場合にはなるべく2人以上の者に見積書を提出させることになっているが、市はK K C以外からの見積書は取っておらず、委託契約金額の単価もK K Cから提示された金額どおりであり、見積単価の妥当性を検証していない点は疑問に感じる。

市が行う定期健康診断と共済組合が行う成人健康診断が同時に行われている状況から、市がK K C以外へ行政付加健康診断業務を委託させることは、現実困難である事情は理解できるが、当該業務の内容は特殊な技術を要するとは言えず、例えば大津市民病院など健康診断を行える機関は市内にもあり、他の事業者も検討すべきである。

また、当該委託業務は特命随意契約となっており、その選定根拠が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号における随意契約とする理由の具体例の「特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合」に該当するか否かの検討がされているものの、結果的に長期の継続契約となっていることから、経費削減への取り組みについて一考願いたい。

③固定資産（土地）評価支援業務

所管課名	資産税課
委託名称	固定資産（土地）評価支援業務
委託先	朝日航洋株式会社 滋賀支店
委託内容	土地評価替調査業務（土地評価替調査業務、土地評価時点修正業務、地籍図修正業務、固定資產業務支援システム導入業務、航空写真インストール業務、住宅地図データインストール業務、土地評価に関する各種支援業務等）
契約方法	一般競争入札
当該契約方法とした理由	契約の透明性の確保及び公平性を担保するため、一般競争入札の方法による。
随意契約の場合は根拠条文	-
契約期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
平成 28 年度委託金額（税込）	33,264,000 円 （3年間の委託料合計額 90,720,000 円）

【概要】

（ア）業務を委託する理由

地方税法により、市は総務大臣が定めた固定資産評価基準（固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続）によって、固定資産の価格を決定しなければならないとされており、3年ごとの基準年度に評価しなければならないとされている。この評価替業務の大半を民間業者へ委託する主な理由は以下のとおりである。

（i）固定資産（土地）評価支援業務（以下「評価支援業務」という）は地方税法や固定資産評価基準等の詳細化・複雑化に対応するため、また短期間に限られた人員で大量物件を一括評価し、課税しなければならないという状況的な制約から、電子機器を最大に活用することが必要不可欠である。

（ii）3年に1度の評価替に合わせて評価手順等の見直しを行わなければならない、その作業段階においては民間業者からの業務提案及び大量一括評価を行う上でのシステムサポートが必要不可欠である。

(iii) 事務負担の軽減と作業の効率化及び固定資産評価の適正化を図るため、既に平成25年度から平成27年度の3か年において、評価支援業務を民間業者へ委託している。

固定資産評価の公平かつ適正性を維持する上では、多様な評価方法や複雑な計算が求められ、専門的な知識と高度な技術を持った民間業者の支援が必要であり、また膨大なデータ量を適正に管理できるシステムの導入や運用指導にも民間業者の支援が必要である。このような状況において、大津市以外の多くの市（41市）が、民間業者へ評価支援業務を委託している。

(イ) 業務の概要

市は、地方税法に基づき3年ごとの基準年度に土地の評価を行っており、平成30年度評価替えに向けて、市の土地の評価の均衡化・適正化を図るよう、数値情報を利用した固定資産税課税資料の整備を行うための業務を空間情報事業者である朝日航洋株式会社滋賀支店（以下「受託者」という。）に委託している。当該評価支援業務の内容は多岐に渡り、主な業務項目ごとの内容は以下のとおりであり、固定資産（土地）評価支援業務仕様書（以下「仕様書」という）に詳細が記載されている。

項目	業務内容
土地評価替調査業務	<p>3年に一度の固定資産評価額の評価替えを行うために、市内約18,000本の路線価を調査し、新たな価格決定のための資料作成を行う。作業量が多いため、3年間にまたがり業務を行う必要がある。</p> <p>① 要旨 平成30年度の土地評価替えに向けて平成27年度評価替え基本方針を踏まえ、固定資産（土地）の評価の均衡化・適正化を図るよう、数値情報を利用した課税資料の整備を行う。</p> <p>② 計画準備 土地評価システムの各種工程における実施要領の策定及び業務工程を、大津市固定資産評価マニュアルを考慮して事前協議を行い、全体計画を立案する。</p> <p>③ 現評価状況の検証・把握 現評価状況の検証・把握について、大津市の固定資産評価業務における課題、問題点を協議、ヒアリング等により明確にし、その解決に向けて中長期計画を立案する。</p> <p>④ 評価替え業務全般 平成30年度の路線価額を決定すべく、下記各種評価要素を総合勘案する。</p>

項目	業務内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 状況類似地域（区）の決定 ・ 標準宅地の決定 ・ 鑑定用標準宅地資料 ・ 標準宅地調書 ・ 路線価図 ・ 路線区分の見直し ・ 街路条件現地状況 ・ 価格形成要因データ
土地評価時点修正業務（各年度）	地価変動の実態を地価調査等又は市の提供する時点修正率によりの確に把握し、平成 26 年 1 月 1 日（価格調査基準日）から平成 28 年 7 月 1 日までの時点修正における価格変動率を固定資産（土地）評価に反映させるための資料を作成する。また、平成 29 年 1 月 1 日（価格調査基準日）から平成 29 年 7 月 1 日及び平成 30 年 7 月 1 日までの時点修正における価格変動率についても同様の資料を作成する。
路線価等データ作成業務（各年度）	市の路線価等公開資料に基づき、財団法人資産評価システム研究センター仕様の S h a p e ファイル形式データの作成を行う。
土地評価に関する各種支援業務（各年度）	固定資産（土地）の評価及び課税についての相談対応等、総合的な支援を行う。例えば納税者からの審査申出や異議申立等の不服申立への対応や、固定資産税制に関する助言及び立案などが、不動産の専門家集団によって行われる。
土砂災害防止法指定区域データ整備業務（各年度）	土砂災害防止法指定区域である土砂災害特別警戒区域のデータを整備し、固定資産業務支援システム等にて閲覧を行うことができるためのデータを整備する。
地籍図修正業務	異動のあった土地について、土地登記済通知書、又は異動通知書等を基に固定資産データベース（地籍図に基づく地番修正）を修正する。
固定資産業務支援システム導入・更新業務	受託者は平年度における固定資産業務の効率化を目的とし、現在、市が保有している固定資産業務支援システムを更新又は導入する。
航空写真及び住宅地図データインストール業務	航空写真及び住宅地図データに一定の加工を施し、固定資産業務支援システムにデータインストールを行う。

（ウ）入札について

市は評価支援業務の委託について、発注における業者選定の理由の明確化や透明性を確保するとともに競争性を推進するために平成28年度より一般競争入札を行うことを決定した。競争入札の主な内容は以下のとおりである。

(i) 公告

地方自治法施行令第167条の6第1項及び大津市契約規則第3条の規定により平成28年2月1日に公告した。

(ii) 予定価格

税抜価格85,223,000円（税込価格92,040,840円）

(iii) 業務概要

土地評価替調査業務等 詳細については仕様書のとおり

(iv) 参加資格

入札参加の一般的な参加資格の他、過去5年以内に人口30万人以上の地方自治体における固定資産税評価業務の実績、JISQ15001（個人情報保護マネジメントシステム）及びISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証の保有並びに空間情報総括監理技術の有資格者を管理技術者または照査技術者として本業務に従事させること

(v) 入札参加申請の受付期間

平成28年2月16日から同月25日まで

(vi) 入札日

平成28年3月18日

受託者とA社の2社の入札があり、受託者が90,720,000円（税込）で落札した。予定価格92,040,840円に対する落札率は98.56%であった。A社も受託者同様に空間情報業界の大手であり、入札価格は91,800,000円（税込）で予定価格に対する割合は99.73%であった。予定価格は、中期財政計画における5か年計画の予算枠92,915,360円と既存業者（受託者である朝日航洋株式会社）の参考見積額91,540,800円の範囲内で決定された。

(エ) 再委託について

受託者は土地評価替調査業務のうち、路線及び簡易路線街路条件現地調査についてはB社へ、土地評価に関する各種支援業務については、C社へ再委託している。

【結果及び意見】

該当事項なし

(3) 市民部

①大津市市民センター機能等の在り方検討支援業務

所管課名	自治協働課市民センター改革推進室
委託名称	大津市市民センター機能等の在り方検討支援業務
委託先	関電システムソリューションズ株式会社
委託内容	・市民センター利用実態及び今後の市民センターサービスに関する市民意識調査業務 ・市民センター各機能の集約に係る調査業務 ・庁内関係部局との協議に係る作業支援業務
契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
当該契約方法とした理由	市民意識調査の実施と分析及び市民センター各機能の再編に係る検討を行うために、同様又は類似の業務実績のある事業者のノウハウと技術を活用するため。
随意契約の場合は根拠条文	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約期間	平成28年4月28日～平成29年3月31日
平成28年度委託金額（税込）	5,400,000円

【概要】

市は支所や公民館などの市民センター機能等の在り方を検討している。その中で、市民センターの利用実態及び今後の市民センターサービスに関する市民意識調査を行い、加えて、現在取り扱っている行政窓口サービスの民間サービス移行についての調査・検討及び証明書発行業務等の委託化についての調査・検討を行い、行政サービスの維持・向上と施設運営・サービス提供の効率化の双方を両立させるため、様々な選択肢・手法を比較検証しながら今後のサービス提供方法の在り方を検討している。この検討にあたり、同様又は類似の業務実績のある事業者のノウハウと技術を活用するため、外部への委託を行っている。

大津市市民センター機能等の在り方検討支援業務は、平成27年度及び平成29年度にも公募型プロポーザル方式による随意契約により、同一の委託業者に委託している。

【結果及び意見】

(ア) 委託契約の方法について（意見）

大津市市民センター機能等の在り方検討支援業務として、平成27年度には市民センター（支所・公民館）の業務調査・整理を委託しており、平成28年度には市民センターに関する市民の意識調査業務を委託している。平成28年度の委託業務は平成27年度の委託業務内容を踏まえたものであることから、平成27年度には応募業者が4社であったのが、平成28年度には平成27年度に選定された委託業者1社となっている。また、平成29年度の公募型プロポーザルにおいても応募業者1社で同社が委託業者となっている。

また、平成28年度の業務委託は、平成27年度に行った業務を踏まえた委託業務であることから、平成28年度の公募型プロポーザルにあたっては、平成27年度の委託契約先である関電システムソリューションズ株式会社から見積書入手した上で、その見積金額5,425,920円を予定価格とし、同社と5,400,000円により契約を行っている。

これらのことから、平成28、29年度は他の業者からすると参入障壁が高く結果として平成27年度のプロポーザルの結果により、その後3年間の委託業者が決まる結果となっており、長期継続契約による方が平成28、29年度の競争性を保つことができたと考えられる。この点、平成27年度のプロポーザル時には1年間で当該業務が終了予定であったとのことであるが、大津市市民センター機能等の在り方検討支援業務について計画立てて実施を行うべきであったと考えられる。

②大津市コールセンター運營業務

所管課名	市民相談室
委託名称	大津市コールセンター運營業務
委託先	りらいあコミュニケーションズ株式会社
委託内容	コールセンター運営に必要な業務、要員、情報の管理等
契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
当該契約方法とした理由	委託業務の品質向上と価格抑制のため、公募型プロポーザル方式による随意契約とした。
随意契約の場合は根拠条文	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約期間	平成27年7月1日～平成32年6月30日 （1年間ごとの自動更新）
平成28年度委託金額（税込）	51,508,224円

【概要】

電話やFAX、メールによる問合せを一元的に受け付けることにより、より迅速で適切な問合せ対応とスムーズな担当課への引継ぎを実現し、もって市民サービスの向上と職員の負担軽減を図ることを目的とするコールセンターの設置、運營業務を委託している。

コールセンターの設置業務・運營業務をまとめて公募型プロポーザルを実施しているが、設置業務・運營業務は別契約となっている。なお、契約期間を平成27年度は9か月、その後は当事者から更新しない旨の申出がなかったときは、さらに1年間、更新することとする契約となっている。

【結果及び意見】

（ア）多言語通訳サービスの再委託

委託契約書第1条第2項において、「乙（りらいあコミュニケーションズ株式会社）は甲（市）の指示に従い、かつ、別添仕様書に基づいて委託業務を実施するものとする。」旨が規定されており、「大津市コールセンター運營業務委託仕様書」第2章 運營業務 3 対応言語において、「対応言語は日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語とする。

なお、日本語以外の5か国語（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語）については、多言語通訳サービスを利用する。」旨が規定されている。

この点、委託業者りらいあコミュニケーションズ株式会社（以下、委託業者）は、外国語対応を行う際に自社でのリソースでは不十分であることを理由として、3者通話による多言語通訳サービスを、市の承諾を得た上で、株式会社BeBornに第三者委託している。これは、委託契約書第6条の「乙（りらいあコミュニケーションズ株式会社）は、第三者に対し、委託業務の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡し、又は契約上の地位を承継させてはならない。ただし甲（市）の承諾を得たときは、この限りではない。」という規定に従ったものである。

（i）委託業者と再委託業者の契約の把握について（意見）

委託業者からの「御見積書」には、多言語通訳サービスの再委託金額として税抜月119,463円、年間1,433,556円と記載されているが、市は委託業者と再委託業者株式会社BeBornとの契約形態や契約金額を把握していない。これでは、市が委託業者に支払っている委託料のうち、どれだけが再委託業者株式会社BeBornに支払われ、どれだけが委託業者に留保されているか不明である。また、契約内容によっては、大津市と再委託業者株式会社BeBornが直接契約を締結した方が、委託料の合計金額を安価に抑えることができる可能性もある。

市は、委託業者が委託業務の一部若しくは全部の実施を第三者に委託する場合には、委託業者と再委託業者の契約内容を把握した上で承諾する必要がある。

（ii）多言語通訳サービスの見直しについて（意見）

市が委託業者に支払っている委託料のうち、多言語通訳サービスの再委託金額として支払っている金額は上記のとおり、月119,463円、年間1,433,556円である。一方で、平成27年度から平成28年度の多言語通訳サービスの言語別利用回数は以下のとおりである。

(単位：件)

年度	月	英語	中国語	韓国語	ポルトガル語	スペイン語	合計
平成27年度	7月	0	0	0	1	0	1
	8月	0	0	0	0	0	0
	9月	0	0	0	0	1	1
	10月	1	0	0	0	0	1
	11月	0	0	0	0	1	1
	12月	2	0	0	0	0	2
	1月	0	0	0	0	0	0
	2月	0	0	0	0	0	0
	3月	1	0	0	0	0	1
	小計	4	0	0	1	2	7
平成28年度	4月	0	0	0	0	0	0
	5月	0	0	0	0	0	0
	6月	0	0	0	0	0	0
	7月	0	0	0	0	0	0
	8月	0	0	0	0	0	0
	9月	0	0	0	0	0	0
	10月	2	0	0	0	0	2
	11月	3	0	0	0	0	3
	12月	1	0	0	0	0	1
	1月	0	0	0	0	0	0
	2月	0	0	0	0	0	0
	3月	0	0	0	0	0	0
	小計	6	0	0	0	0	6
合計		10	0	0	1	2	13

※委託業者からの月次実績報告書「大津市コールセンター月次報告書」から集計

この結果、各年度で多言語通訳サービス利用回数1件当たりの単価を算出すると以下ようになる。

項目	平成27年度	平成28年度	合計
月額委託料(円) ①	119,463	119,463	119,463
月数(月) ②	9	12	21
年額委託料(円) ③=①×②	1,075,167	1,433,556	2,508,723
利用回数(回) ④	7	6	13
1件当たり単価(円) ⑤=③÷④	153,595	238,926	192,978

多言語通訳サービスの利用回数が少ないため、結果的に多言語通訳サービス利用回数1件当たりの単価は、いずれの年度も10万円を超えるような高額なものとなっている。

市は委託業務について毎年当該委託契約の必要性を検討する必要がある、再委託業務についてもその範疇である。現在は仕様書に多言語通訳サービスを実施することが明記されているため、委託業者としては当該業務を実施する必要があるが、市は利用回数等を踏まえた上で、多言語通訳サービスの必要性を検討し、必要と認められる場合にも、その利用回数等を踏まえた上で委託料を見直す必要がある。

(イ) 「支出負担行為兼伺書」の決裁日記載漏れについて（結果）

委託契約を締結し、支出行為が必要になれば、「支出負担行為兼伺書」の起案及び決裁を行う必要があるが、平成28年4月1日に起案された当該委託契約に係る「支出負担行為兼伺書」に決裁者の決裁印は認められたが、決裁日の記載がなかった。

「支出負担行為兼伺書」の決裁日は支出行為を行うことを市として意思決定した日付を明示するものであり、かつ、決裁手続が適正に行われたか否かを確認するために必要かつ重要な情報である。

今後は、決裁者による決裁がなされたタイミングで適時に漏れなく決裁日を記載する必要がある。

(4) 福祉子ども部

①平成 28 年度生活困窮者自立支援に伴う業務

所管課名	福祉政策課
委託名称	平成 28 年度生活困窮者自立支援に伴う業務
委託先	社会福祉法人大津市社会福祉協議会
委託内容	生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援業務、就労準備支援業務、子どもの学習支援業務の年間委託を行うものである。
契約方法	随意契約
当該契約方法とした理由	<p>大津市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とした公益性の高い法人であり、事業の推進にあたり、行政、福祉関係団体や、学区社会福祉協議会、民生委員児童委員など地域に根ざした団体とも密接に連携しているため、生活困窮者を早期に把握、発見し、支援につなげるネットワークやアウトリーチが可能な基盤を有している。</p> <p>また、生活福祉資金等貸付事業の相談窓口など、これまでからも生活困窮者に対して支援を行ってきた実績もあり、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する専門職も多く在籍しているため、複合的で多様な課題に対しての包括的な支援を行うことや、生活困窮者が地域に参加できる場づくりなど地域のネットワークを活かした社会資源を開発していくことが可能な唯一の法人であるため。</p>
随意契約の場合は根拠条文	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
平成 28 年度委託金額（税込）	38,524,000 円

【概要】

当該委託は、平成25年施行の生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第4条第1項に基づき、同法第2条第1項に規定する生活困窮者に対して生活保護の一手手前にセーフティネットを設けることなどをその趣旨とし、必須事業として自立相談支援事業、任意事業として就労準備支援事業と子どもの学習支援事業を平成27年度から実施している。

それぞれの事業の概要は以下のとおりである。

(ア) 自立相談支援事業

自立相談支援事業は、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の作成、生活困窮者に対する認定生活困窮者就労訓練事業の利用のあっせん等様々な支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的としている。

(イ) 就労準備支援事業

就労準備支援事業は、生活困窮者のうち就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけでなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施することを目的としている。

(ウ) 学習支援事業

学習支援事業は、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を推進することを目的としている。

【結果及び意見】

(ア) 随意契約先の検討について（意見）

市は随意契約理由として、現在の委託先である大津市社会福祉協議会が事業目的を全うできる唯一の法人であるとし、その根拠条文として地方自治法施行令167条の2第1項第2号を挙げている。

また、唯一の法人と判断した根拠として、必須事業である「自立相談支援事業」について、その事業目的が「包括的な支援」「個別的な支援」「早期的な支援」「継続的な支援」「分権的・創造的な支援」の実践がうたわれており、複合的な対応の必要性があったが、そのような複合的、包括的な対応が可能であるのは、大津市社会福祉協議会しかないことを挙げている。

確かに大津市社会福祉協議会は行政、福祉関係団体、民生委員児童委員など地域に根ざした団体とも密接に連携しているため、生活困窮者を早期に把握、発見し、支援につなげるネットワークやアウトリーチの基盤を有してい

る団体であるかもしれないが、事業目的を全うできる事業体はほかにないのか、また必須事業以外の就労準備支援事業、学習支援事業についても事業ごとに発注することで目的に適した事業体が他に見付けることが出来ないのかなどの随意契約を締結する上での検討が不十分であると考えられる。

唯一の事業者であると判断するのであれば、たとえば公募型のプロポーザル方式にて広く参加者を募ることでより事業目的に適した事業体を探すなど様々な角度から検討した上で唯一と判断すべきである。

(イ) 再委託に関する承諾について（結果）

市は当該業務の委託契約書第6条において「乙（社会福祉協議会）は、第三者に対し、委託業務の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡し、又はこの契約上の地位を承継させてはならない。ただし、甲（大津市）の承諾を得たときは、この限りではない。」と規定している。

ここで大津市社会福祉協議会がその事業の一部を再委託するにあたり、市は事前に承諾はしているが、口頭で行われるのみで文書としては残されていない。

契約書上、原則として再委託を認めないことになっており、例外的に大津市が承諾した場合に限って認められている。事実、市も再委託を認める場合には口頭ではなく文書を取り交わすこととしているため、口頭による再委託の承諾は認められない。

なお、監査対象年度ではない平成29年度において、当該再委託業務は再委託ではなく市との直接契約となっている。

(ウ) 再委託先への個人情報保護について（結果）

上記（イ）で記載したように就労準備支援事業において、委託先である大津市社会福祉協議会はその事業の一部を再委託しており、市もその再委託について承諾している。

ここで市は、通常、業務を委託するにあたり、個人情報の取扱いが必要な場合には、個人情報の保護を徹底しており、就労準備支援事業においても委託先である社会福祉協議会との業務委託契約において、別記として「個人情報取扱特記事項」を取り交わしている。

また、委託先が再委託を行う場合であっても、個人情報の取扱いに対しては市が委託先と取り交わしているものと同程度の水準が求められる。

しかし、当該委託業務では、委託先と再委託先との契約において、「個人情報取扱特記事項」は取り交わされてはいなかった。

市には大量の個人情報が集まり、また個人情報の流出による市民の影響は計り知れないことから、個人情報の保護、徹底は市の最優先事項である。

したがって、市は再委託を承諾するにあたり、再委託先に対しても個人情報の保護が徹底されているかどうかを確認すべきである。

②平成 28 年度年度大津市立志賀南幼稚園通園バス運行管理業務

所管課名	幼児政策課
委託名称	平成 28 年度年度大津市立志賀南幼稚園通園バス運行管理業務
委託先	江若交通株式会社
委託内容	志賀南幼稚園園児の通園に係る送迎及びバスの管理等
契約方法	一般競争入札
当該契約方法とした理由	—
随意契約の場合は根拠条文	—
契約期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 (1 年間ごとの自動更新)
平成 28 年度委託金額 (税込)	12,396,240 円

【概要】

市は、幼稚園の通園用のバス 2 台について、園児の送迎を行うにあたり、一般競争入札によって契約した江若交通株式会社に以下の業務を委託している。

- ・ 管理車両の運行及び乗車する園児の介助
- ・ 管理車両の整備及び法定点検とこれに係る修理
- ・ 燃料、オイル等の購入と給油
- ・ 消耗品の管理と購入
- ・ 備品の管理と購入
- ・ 車検、自賠責等事務手続の代行
- ・ 事故処理に関すること
- ・ 自動車保険に関すること
- ・ その他スクールバスの運行に関すること

【結果及び意見】

(ア) 公告期間について（意見）

当該委託業務は、市が保有する幼稚園の通園バスに係る運行管理業務であり、業務内容を考えると極めて特殊というものでもなく、一般のバス運行会社又はそれに類する企業であれば行い得る業務である。

市は平成23年度までは当該業務を委託先である江若交通株式会社に対して随意契約にて委託していたが、平成24年度より一般競争入札に切り替え、これまで同社と自動更新による3年間の契約を平成24年4月1日から平成27年3月31日、及び平成27年4月1日から平成30年3月31日の計2回締結している。

ここで当該委託業務に係る入札に際し、入札公告等を開始してから入札資格申請提出期限までの期間が10日間と、市の契約規則の第3条に規定されている最低限の期間しか設定しておらず、それまで随意契約としていたものを一般競争入札に切り替えるという転換点にしては公告の期間が不十分であるし、また2度目の入札も3年ぶりの入札になるにも関わらず、同様に公告期間が10日間と短かった。実際、当該一般競争入札の応札者数は1者のみであった。

契約規則に定められている期間はあくまで最低限の期間であり、かくあるべしというものではない。そのため、受注機会を均等にし、競争性を高めることで経済性を最も確保するという一般競争入札の長所を最大限発揮するためにも、状況に応じて公告期間を適切な期間に延ばすなど、応札者数が増加する努力をすべきである。

また当該委託業務が今後も3年ごとの入札となるようであれば、毎年継続して入札が行われる業務と異なり、応札者が3年に一度の公告を認識する可能性が低いことも考えられるため上記と同様、公告期間の柔軟な対応が必要である。

③平成 28 年度大津市心身障害者訪問入浴サービス等

所管課名	障害福祉課
委託名称	平成 28 年度大津市心身障害者訪問入浴サービス等事業
委託先	有限会社あったか介護サービス湯ず
委託内容	在宅で生活する特に重度の障害者宅を浴槽付きの車両で訪問し、居宅で入浴を実施する業務の委託
契約方法	随意契約
当該契約方法とした理由	厚生労働省が定める在宅入浴サービスガイドラインの内容を満たし、健康管理面、安全面及び障害者の特質に対する配慮等の点で優れているため。また、入浴介助において専門性を発揮している実績があり、誠実な対応が認められるため。
随意契約の場合は根拠条文	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
平成 28 年度委託金額（税込）	22,168,500 円

【概要】

心身障害者訪問入浴サービスは、浴槽付きの車両により、心身障害者の居宅を訪問し、居宅にて入浴を実施する業務である。

その対象としては、市内に住所を有する65歳未満の者のうち居宅において入浴することが困難で、かつ、特殊浴槽を有する病院、診療所、介護保険サービス事業所または障害福祉サービス事業所への移送が困難な重度の心身障害者であって、入浴が可能であると医師が認めた者であり、かつ感染症の患者ではない者と大津市心身障害者訪問入浴サービス等事業実施要領にて規定されている。

その業務内容から、厚労省の定めた在宅入浴サービスのガイドラインを満たす業者しか対応できず、必然的に介護保険の選定業者となっている5社と随意契約を締結しており、そのうちの 하나가委託先業者である。

【結果及び意見】

該当事項なし

④送迎バス運行管理業務

所管課名	やまびこ総合支援センター
委託名称	送迎バス運行管理業務
委託先	京阪バス株式会社
委託内容	バスによる通所者（児）の送迎及び車両管理
契約方法	随意契約
当該契約方法とした理由	車両の運行、整備等を一体的に行うことの出来る事業者であり、障害者への対応も優良であるため
随意契約の場合は根拠条文	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日
平成28年度委託金額（税込）	33,396,595円

【概要】

市は、車いすを載せることが出来るリフト付きの送迎バスをやまびこ総合支援センターにて7台保有（うちリース5台）しており、やまびこ総合支援センターに通所する児童（保護者含む）及び障害者の送迎を行うにあたって、その運行管理、整備管理、その他車両故障時の代替バス対応を京阪バス株式会社に委託している。

具体的な委託内容としては、以下のとおりである。

- ・ 車両の運行計画の調整
 - ・ 車両の運転及びこれに付帯する業務（※）
- （※）付帯する業務とは、乗降・運転中の安全確認、運行報告、日誌・月報の記録等を含む
- ・ 車両の点検整備（法定点検・車検整備・日常点検を含む）、修理
 - ・ 車両の保管
 - ・ 事故の際の処理に関すること（任意保険加入を含む）

【結果及び意見】

該当事項なし

(5) 健康保険部

①介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部の業務

所管課名	長寿政策課
委託名称	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部（介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントによる支援により利用者ごとに作成される計画等の作成）の業務
委託先	居宅介護支援事業所（159 事業所）
委託内容	介護予防サービス計画の作成、サービス利用票及びサービス利用票別表の作成、介護予防サービス実施状況の把握、介護予防サービスの目標の達成状況の評価、その他介護予防支援に係る必要な便宜の供与
契約方法	特名随意契約
当該契約方法とした理由	あんしん長寿相談所のみでは、介護予防サービス計画等の作成業務を全て実施できないため、居宅介護支援事業所の指定を受け、介護予防支援業務の受託が可能な介護事業所を選定する。
随意契約の場合は根拠条文	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
平成 28 年度委託金額（税込）	122,795,100 円

【概要】

介護予防サービス計画等の作成業務は介護保険法に基づき指定介護予防支援事業者である市の地域包括支援センター（あんしん長寿相談所（市内 8 箇所））が行うが、全ての業務を実施することができないため、介護保険法第 115 条の 23 第 3 項の規定に基づき、居宅介護支援事業所の指定を受け、介護予防支援事業の受託が可能な介護事業所に業務を委託している。

委託単価は介護保険制度に基づく介護保険単位数及び単価により設定されており、全事業所共通の委託単価となっている。

委託料種別	委託単価	
介護予防サービス・支援計画等の作成	1 件 1 月当たり	4,500 円
新規に介護予防サービス・支援計画等を作成した場合の加算	1 件当たり	3,100 円

委託料種別	委託単価
介護予防小規模多機能型居宅介護事業所と連携した場合の加算	1 件当たり 3,100 円

【結果及び意見】

該当事項なし

(6) 産業観光部

①百人一首かるたコンテンツを活用した観光誘客推進業務

所管課名	観光振興課
委託名称	百人一首かるたコンテンツを活用した観光誘客推進業務
委託先	凸版印刷株式会社 情報コミュニケーション事業本部
委託内容	<p>(1) 広域連携観光誘客業務 (大津市・府中市・あわら市)</p> <p>ア 「ちはやふる」 ゆかりの地 多言語マップの製作</p> <p>イ 首都圏「ちはやふる」展の開催</p> <p>ウ FAM ツアーの実施</p> <p>エ 発地型「ちはやふる」 ゆかりの地プロモーションの実施</p> <p>オ 事業マネジメント及び事業報告の実施</p> <p>(2) 大津市観光誘客業務 (単独事業)</p> <p>ア 「かるたの聖地 大津」を巡る旅行商品の造成及び販売</p> <p>イ 外国人かるた体験ツアーの実施</p>
契約方法	随意契約 (プロポーザル方式)
当該契約方法とした理由	公募型プロポーザル方式による業者の選定を実施した。
随意契約の場合は根拠条文	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約期間	平成 28 年 4 月 28 日～平成 29 年 3 月 31 日
平成 28 年度委託金額 (税込)	33,804,000 円

【概要】

本業務は、ロケツアーリズムの取り組みとして、百人一首かるたやそれを題材としたコミック「ちはやふる」の活用を基に、①広域連携 (大津市・あわら市・府中市) で取り組む観光誘客推進業務、②市単独で取り組む大津市観光誘客推進業務の 2 業務を対象としている。①では、3 市への観光誘客推進、広域連携による観光コンテンツの充実の 2 項目を目的としている。②では、市への観光誘客推進、市内の着地型周遊の充実 (滞在時間の延長と観光消費

額の増額)、市のインバウンド推進施策のうち有効なコンテンツとしての確立、市の「かるたの聖地 大津」としてのブランド力の向上、以上4項目を目的としている。

【結果及び意見】

(ア) 委託業務の実績確認について (意見)

委託内容には、事業マネジメント及び事業報告の実施が含まれている。

委託仕様書では、市が実施する全ての百人一首かるたコンテンツを活用した観光誘客推進事業の方策検討と事業効果検証、報告書とりまとめを行うことを求めている(「百人一首かるたコンテンツを活用した観光誘客推進業務委託仕様書 2 委託内容 (1) 広域連携観光誘客観光業務 大津市・あわら市・府中市 オ事業マネジメント及び事業報告の実施」)。また、受託者の企画提案書において、「各事業の目標値を設定し効果を検証。今後の3市広域連携観光事業の検討材料とする。」、「受託後に相談の上、詳細な施策及び「各目標値等を設定致します。」などと記載されている。更に、受託者の見積書においても、事業マネジメント及び事業報告の実施に係る費用として100万円(税抜)が見積もられている。

受託者からの実施報告書は、以下のとおりの構成となっている。

1. 「ちはやふる」ゆかりの地多言語マップの制作
- 2-1. 首都圏「ちはやふる」展の開催 そごう横浜店トークショー
- 2-2. 首都圏「ちはやふる」展の開催 まるごとにつぼん パネル展
3. FAMツアーの実施
4. 発地型「ちはやふる」ゆかりの地多プロモーション実施
5. 「かるたの聖地 大津」を巡る
6. 外国人かるた体験ツアーの実施

約100ページにわたるものであり、写真なども添付され、実施した事業に関する詳細な報告がなされている。しかし、実績が記載されているのみであり、目標値に対して実績がどうであったかの事業効果検証に関する具体的な記載は見当たらなかった。

委託仕様書において、市が実施する全ての百人一首かるたコンテンツを活用した観光誘客推進事業の方策検討と事業効果検証、報告書とりまとめを行うことを要求しており、事業効果検証などの結果が記載された実施報告書を受託者から受領した上で、市は委託業務の実施内容を確認するべきである。

また、こうした事業効果の検証結果は、今後の観光計画に活かせる重要な資料となりうるものであり、しっかりと目に見える形で残すべきものである。

(7) 環境部

①一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬業務

所管課名	廃棄物減量推進課
委託名称	一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬業務
委託先	株式会社大津衛生社
委託内容	市内の一般家庭から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ、かん、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙ごみの収集運搬業務
契約方法	随意契約
当該契約方法とした理由	同社は、大津市と堅田町の合併以前から旧堅田町の区域において家庭系一般廃棄物の収集運搬の経験を有しており、同区域内の集積所の状況などを熟知している。また、収集運搬に必要な車両等の設備を保有し、多量の廃棄物を種別ごとに効率的に安全に業務を遂行することができるため。
随意契約の場合は根拠条文	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項及び同法施行令第4条
契約期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日
平成28年度委託金額（税込）	405,203,112円

【概要】

市では、一般家庭から排出されている燃やせるごみ、燃やせないごみ、かん、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙ごみの収集運搬業務を実施している。その業務の効率化、安全性の確保を図るため、大津市と堅田町の合併以前から旧堅田町の区域において家庭系一般廃棄物の収集運搬の経験を有しており、同区域内の集積所の状況などを熟知し、かつ、収集運搬に必要な車両等の設備を保有している株式会社大津衛生社に随意契約で業務を委託している。

【結果及び意見】

(ア) 見積りの妥当性の確認について（結果）

同業務の積算は、所管課において、じん芥収集業務に関する一般ごみ運搬車1台当たりの原価を人件費、福利厚生費、車両関係費、その他の項目別に詳細に計算している。更に委託業者からは、同様の項目に関し見積書を提出させ所管課における原価計算結果と比較して、契約金額の妥当性を判断している。契約段階における上記の手続は、適正に行われているものと考えられる。

PDCAサイクルの観点からは、当該契約時の項目との比較で実績を判断することが重要であると考えられる。しかし、委託業務完了報告書における報告項目は、走行距離、運転日数、車両台数、平均走行距離（日時平均）、平均車両台数（日時平均）とされており、契約時の詳細な検討項目に対する実績が報告されていない。これでは、金額面での妥当性（金額が高いか、低い）や、次年度の契約単価の考察、または業務効率化等を検討するPDCAサイクルが有効に機能しないこととなる。

したがって、実績報告内容を見積金額に対する実績金額の報告する形式等の検証できる内容に改めることで、金額の妥当性等を判断する手続を追加し、PDCAサイクルを適切に機能させる必要がある。

②一般廃棄物（刈り草・剪定枝等）処理業務

所管課名	廃棄物減量推進課
委託名称	一般廃棄物（刈り草・剪定枝等）処理業務
委託先	株式会社大栄工業
委託内容	刈り草・剪定枝等（水草含む）を堆肥化による再生処理及び収集運搬業務。また、生成した堆肥の一部を大田処分場まで運搬する業務。
契約方法	随意契約
当該契約方法とした理由	当該業務を実施するには、大量の刈り草剪定枝（平成28年度は1200 t）及び水草（同300 t）を自社の車両により収集運搬し、自社で堆肥化処理ができることと、また、施設の存する市町と廃掃法や条例に基づく協議が整っている必要があるが、同条件を満たす業者が同社以外にないため。
随意契約の場合は根拠条文	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日
平成28年度委託金額（税込）	57,303,185円

【概要】

市では、刈り草・剪定枝等（水草含む）を堆肥化による再生処理及び収集運搬業務、及び生成した堆肥の一部を大田処分場まで運搬する業務を実施している。

同業務については、大量の刈り草剪定枝（平成28年度は1200 t）及び水草（同300 t）を自社の車両により収集運搬し、自社で堆肥化処理ができることと、また、施設の存する市町と廃掃法や条例に基づく協議が整っている必要があるが、同条件を満たす唯一の業者である株式会社大栄工業に随意契約で業務を委託している。

【結果及び意見】

該当事項なし

③志賀地域し尿収集運搬業務

所管課名	廃棄物減量推進課
委託名称	志賀地域し尿収集運搬業務委託
委託先	株式会社日映志賀
委託内容	志賀地域のし尿収集運搬業務
契約方法	随意契約
当該契約方法とした理由	志賀地域における下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等合理化に関する特別措置法に基づく大津市志賀地域合理化事業計画を策定し、当該業者は同計画の支援措置として志賀地域におけるし尿収集運搬業務を対象業務とする唯一の業者であるため。
随意契約の場合は根拠条文	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
平成 28 年度委託金額（税込）	26,085,000 円

【概要】

市は下水道未整備の地区において、し尿収集運搬業務を実施している。

志賀地区の同業務については、志賀地域における下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等合理化に関する特別措置法に基づく大津市志賀地域合理化事業計画を策定し、同計画の支援措置として志賀地域におけるし尿収集運搬業務を対象業務とする唯一の業者である株式会社日映志賀に随意契約で業務を委託している。

【結果及び意見】

該当事項なし

④南部及び北部衛生プラント運転管理業務

所管課名	衛生プラント
委託名称	南部及び北部衛生プラント運転管理業務
委託先	有限会社滋賀総業
委託内容	南部、北部衛生プラント運転管理
契約方法	指名競争入札
当該契約方法とした理由	—
随意契約の場合は根拠条文	—
契約期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 (業務執行状況が良好な場合には、原則として 2 回まで契約を更新できる)
平成 28 年度委託金額 (税込)	101,520,000 円

【概要】

市では、し尿等の処理のため南部、北部衛生プラントを運営している。当該施設の運転管理について、生活環境及び公衆衛生の向上維持を図り、し尿及び浄化槽汚泥を衛生的かつ適正に処理するため、指名競争入札によって委託している。

【結果及び意見】

該当事項なし

(8) 未来まちづくり部

①堅田駅西口広場デザイン業務

所管課名	堅田駅西口土地区画整理事務所
委託名称	堅田駅西口土地区画整理事業 堅田駅西口広場デザイン業務
委託先	学校法人京都成安学園
委託内容	堅田駅西口広場デザイン業務
契約方法	特名随意契約
当該契約方法とした理由	地域の要望に応え、地域らしさを取り入れた広場にするため、近江学研究所を設立して地域の実情に精通し、空間デザインを専門とする成安造形大学を委託先として選定した。 成安造形大学は、県内唯一の芸術大学として、これまで市との連携事業実績が豊富であり、また、市としても大津市総合計画に掲げる重要施策である「大学を生かしたまちづくり」に沿うものである。
随意契約の場合は根拠条文	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約期間	平成28年10月31日～平成29年2月28日
平成28年度委託金額（税込）	9,577,062円

【概要】

平成31年度に事業完了予定の堅田駅西口土地区画整理事業において、堅田駅西口広場の再整備が必要であり、地域の要望に応え、地域らしさを取り入れた広場にするために、地域の実情に精通し、空間デザインを専門とする成安造形大学に堅田駅西口広場のデザイン業務を委託している。

地域住民に対するアンケート結果を踏まえてデザイン案を確定し、最終成果物は地域の同意を得られたものとなっている。

平成30年度中の供用開始を目指して、整備工事が実施される。

【結果及び意見】

該当事項なし

②伊香立公園管理運営業務

所管課名	公園緑地課
委託名称	伊香立公園管理運営業務
委託先	伊香立公園管理委員会
委託内容	伊香立公園における、 ①管理運営業務（運動施設の受付・貸出補助業務等） ②芝生グラウンド管理業務 ③便所清掃業務 ④除草業務 ⑤清掃業務
契約方法	特名随意契約
当該契約方法とした理由	同委員会は、伊香立公園の開設以来今日まで維持管理を行っており、その管理実績は良好でありノウハウの蓄積もある。 また、一般廃棄物処理施設（北部クリーンセンター）の操業延長に関する覚書にも地元雇用への配慮が記載されていることから、特名随意契約とするものである。
随意契約の場合は根拠条文	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日
平成28年度委託金額（税込）	15,660,000円

【概要】

伊香立公園は市内北部の拠点公園の一つであり、当該公園施設のうち、グラウンド、テニスコート、多目的広場、芝生広場、グラウンドゴルフコースを除いた区域の除草、園内・便所清掃、芝生グラウンドの芝刈り・施肥等の管理業務の他、市の嘱託職員が実施する有料運動施設等の受付・貸出業務の補助業務を伊香立公園管理委員会に委託している。

伊香立公園管理委員会は、地元根ざした活動で地域社会に貢献することを目的に組織された地元住民による団体であり、平成26年度より市から当該業務を受託している。

なお、平成25年度以前は、他の事業者が受託者もしくは指定管理者として他の都市公園と併せて伊香立公園の維持管理業務を行っており、伊香立公園

管理委員会は再委託先として、伊香立公園の開設以来、同公園の維持管理に従事しているとのことである。

【結果及び意見】

(ア) 随意契約理由の明確化について（意見）

市は随意契約理由の一つとして、「伊香立公園の開設以来、今日まで同公園の維持管理は伊香立公園管理委員会が主に行っている。その管理実績は良好であり、また、ノウハウの蓄積もある。これらのことから、平成28年度も引き続き伊香立公園管理委員会に業務委託することが最適と考えられる」ことを挙げているが、長年当該業務に従事し、かつ管理実績も良好であることを以って「性質又は目的が競争入札に適しない」（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）とまで言うことはできず、随意契約理由としては不十分である。

上記随意契約理由とは別に、「伊香立に建設した一般廃棄物処理施設の操業延長に関する覚書に伊香立公園の施設の管理事業における地元住民の雇用への配慮という項目があるが、こうした事項についても寄与することができる」ことを挙げている。

しかし、所管課である公園緑地課は、本来市内都市公園の維持管理の有効性や効率性、施設利用者の便宜などを考慮して、受託者を選定すべき立場であり、地元住民の雇用への配慮の必要があるとしても、明確な随意契約理由を示した上で事業を実施すべきである。

(イ) 業務仕様書に従った報告書の提出について（結果）

「伊香立公園管理運営業務仕様書」及び「実施表」において、便所清掃業務の日常清掃（毎行なう清掃作業）は、毎週月曜日（毎月4回から5回）に実施することが規定されている。

また、同仕様書において、毎月提出する報告書には当該月に係る実施回数全てについて、1箇所1回につき、それぞれ実施前、実施中、実施後の3枚の写真を添付することが規定されている。

しかし、平成28年度の毎月の便所清掃業務について、月初めの日常清掃に係る作業写真は受託者より提出されているものの、2回目以降の写真は提出されておらず、市も受託者に対して提出を求めていなかった。

作業写真は毎月の業務の完了を確認する重要な書類であり、毎月の委託料の支払いの根拠にもなることから、受託者に対し、仕様書に従った作業写真の提出を求めることが必要である。

③平成 28 年度明日都浜大津周辺清掃業務

所管課名	道路・河川管理課
委託名称	平成 28 年度明日都浜大津周辺清掃業務
委託先	浜大津都市開発株式会社
委託内容	浜大津総合ターミナル及び明日都浜大津周辺の日常・定期清掃
契約方法	随意契約
当該契約方法とした理由	浜大津都市開発株式会社は、委託業務区域に隣接する明日都浜大津内に事務所があることから、現場での対応も容易で、緊急の際にも迅速な対応が可能であることに加え、今回の業務対象の大半を占める明日都浜大津内の通路は同一の通路を市道と明日都浜大津で区分しており、明日都浜大津の清掃業務を行っている同社に委託をして一体的に管理することにより、合理的かつ効率よく業務を遂行できるため。
随意契約の場合は根拠条文	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
平成 28 年度委託金額（税込）	1,332,720 円

【概要】

湖岸エリアの中核拠点施設である明日都浜大津に隣接するエリア（市道中 2317 号線の一部、タクシーターミナル、市道中 3301 号線の一部）が市有地であり、当該エリアの清掃を委託している。

清掃業務には、毎日実施される日常清掃業務と年に 2 回実施される定期清掃業務がある。日常清掃業務の中にも、除塵・拾い掃きやエレベーターの手摺拭き、壁・扉・操作盤清拭き及び扉溝除塵など必ず毎日実施される通常実施業務と床の部分水拭きや床の付着物処理、手摺り拭きなど適時に実施される業務とがある。定期清掃業務は、エレベーターの床面の表面洗浄、ワックス塗布である。

【結果及び意見】

(ア) 契約方法について（意見）

明日都浜大津周辺清掃業務委託契約は、清掃回数や巡回業務の見直し、業務範囲の変更等が行われているものの、平成9年度から平成28年度までの19年という長年の間、同一の業者と随意契約の方法により契約されている。また、その間、他社から見積書の徴取も行われていない。

随意契約としている理由は上記「当該契約方法とした理由」に記載したとおりであるが、業務内容は通常の施設清掃業務であり、他の清掃業者によっても実施可能であると考えられる。

競争原理の観点から、競争入札を実施することが必要である。

(イ) 長期継続契約の検討について（意見）

明日都浜大津周辺清掃業務委託契約は、19年間同一の業者と随意契約の方法により契約がなされているが、毎年単年度契約となっている。随意契約としている理由は明日都浜大津を浜大津都市開発株式会社が管理している限りにおいては変化せず、また、上記「(ア) 契約方法について（意見）」で述べたような他社見積りをした結果でも浜大津都市開発株式会社の方が良いという場合には、長期継続契約とすることも考えられる。

長期継続契約できる業務は、「大津市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」及び「大津市契約規則」により限定されているが、清掃業務は長期継続契約が認められている。

○大津市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げる契約のうち、規則で定めるものとする。

(1) 物品を借り入れる契約のうち、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの

(2) 役務の提供を受ける契約のうち、施設の管理業務その他の年間を通じて継続的に役務の提供を受ける必要がある業務に係るもの

○大津市契約規則

(長期継続契約を締結することができる契約)

第 21 条の 2 大津市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
(平成 18 年条例第 5 号) 第 2 条に規定する規則で定める契約は、第 1 号から第
10 号までに掲げる物品を借り入れる契約及び第 11 号から第 38 号までに掲げる
役務の提供を受ける契約とする。

(12) 施設の清掃又は警備に関する業務

毎年度随意契約をする場合、契約手続に時間と手間がかかり、それなりの
人件費がかかる。また、単年度契約よりも長期継続契約の方が、全体的に契
約金額が低くなる可能性もある。

長期継続契約を実施することについて今まで協議や議論はしていないとの
ことなので、長期継続契約の要否について、一度議論されたい。

(9) 議会局

①平成 28 年度会議録データ加工業務

所管課名	議事調査課
委託名称	平成 28 年度会議録データ加工業務
委託先	株式会社フューチャーイン 関西支店
委託内容	会議録検索システムの会議録データ整理・加工
契約方法	随意契約
当該契約方法とした理由	株式会社フューチャーイン関西支店は、平成 15 年度に既存システムのバージョンアップ並びに新ソフトによる庁内 LAN 及びインターネット公開のためのシステム更新の受託者であり、当該システムソフトウェアの知的財産権を有している。 今年度においては、現行の当該システムを継続使用するものであり、当該システムによる会議録データの整理・加工について、同社以外で実施することはできないため、同社と随意契約を行うものである。
随意契約の場合は根拠条文	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
平成 28 年度委託金額（税込）	831,514 円

【概要】

会議録検索システムの会議録データ整理・加工業務について、当該システムソフトウェアの知的財産権を有する株式会社フューチャーイン関西支店に委託するものである。

【結果及び意見】

該当事項なし

(10) 消防局

①救急救命士への大津赤十字病院所属医師の指示に伴う委託

所管課名	消防総務課
委託名称	救急救命士への大津赤十字病院所属医師の指示に伴う委託
委託先	大津赤十字病院
委託内容	救急救命士が特定行為を行うときに医師の指示が必要なため、指示を委託するもの
契約方法	随意契約
当該契約方法とした理由	メディカルコントロール協議会で定められた病院で指示をもらう規定となっており、競争入札に適しないため。
随意契約の場合は根拠条文	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日
平成28年度委託金額（税込）	1,090,000円

【概要】

大津市に所属する救急救命士が、関係省庁の通達及び救急救命士標準テキストに基づく医師の具体的な指示による救急救命処置を実施するため、医師による指示の提供を委託するものである。

【結果及び意見】

該当事項なし

(11) 教育委員会

①学校用務員業務

所管課名	教育総務課
委託名称	学校用務員業務
委託先	株式会社リンレイサービス
委託内容	市内2幼稚園、8小学校（うち1校は中学校を含む）、1中学校における ①環境整備業務（清掃、見回り作業等） ②施設維持・修繕業務 ③校務・庶務的業務 ④幼稚園・学校災害対策業務 ⑤休業期間中の代替業務（1小学校のみ）
契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
当該契約方法とした理由	学校用務員業務については、民間の建築物総合管理のノウハウを活用して良好な教育環境を確保するとともに、労働関係の法令等を遵守し、本業務を遂行できる業者の選定を行うため、公募型プロポーザル方式により、最も優れた企画提案を行った事業者と契約を締結するため。
随意契約の場合は根拠条文	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日 （業務執行状況が良好な場合には、原則として2回まで契約を更新できる）
平成28年度委託金額（税込）	24,671,676円 （内訳 幼稚園:4,579,326円、小学校:17,884,707円 中学校:2,207,643円）

【概要】

旧志賀町域の小中学校で委託されていた学校用務員業務を平成18年3月の合併後も継続するとともに、職員の退職等に伴う人材確保の手段として旧志賀町域以外の学校においても委託化を推進しており、平成28年度には11校園が当該委託契約の対象となっている。

校園別の委託料日額は以下のとおりであり、委託料はこれに業務日数を乗じて算出されている。

履行場所	日額（税込）
青山幼稚園、比叡平小学校、上田上小学校	9,722 円
志賀南幼稚園、小野小学校、伊香立小学校、葛川小中学校	9,237 円
小松小学校、木戸小学校、和邇小学校、志賀中学校	9,237 円

平成29年度には更に1校が追加されており、今後職員の大量退職等により、委託用務員配置校が増加することが見込まれている。

また、平成27年度までは指名競争入札により受託者を選定していたが、民間の建築物総合管理のノウハウ等を活用することにより良好な教育環境を確保するため、平成28年度から公募型プロポーザル方式により受託者を選定している。

【結果及び意見】

該当事項なし

②大津市学校給食業務<< 北部調理場 >>

所管課名	学校給食課
委託名称	学校給食業務（北部調理場）
委託先	株式会社滋賀給食
委託内容	市内北部 16 小学校を対象に、 ①副食の調理 ②配缶及び配送 ③食品残渣等の回収及び処理 ④食器・食缶等の回収、洗浄、消毒及び保管 ⑤施設及び調理機器等の維持管理 ⑥その他各学期終了後の業務、日々の清掃業務等
契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
当該契約方法とした理由	安全、安心でおいしい給食を提供する上で、衛生管理や調理等に関して高い専門性や実務能力を有する民間事業者を選定する必要があるため、5年ごとに公募型のプロポーザル方式により業者選定を行っている。
随意契約の場合は根拠条文	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 （業務期間：平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日）
平成 28 年度委託金額（税込）	146,515,631 円

【概要】

市の学校給食は単独調理場を有する葛川小・中学校、志賀中学校を除き、北部、南部、東部区域に共同調理場を設置し、各区域内の小学校で完全給食を実施している。

共同調理場の運営その他学校給食の実施に必要な業務（上表「委託内容」参照）は、各区域単位で民間委託されている。

北部区域は昭和51年に共同調理場を開設して以降、株式会社滋賀給食が受託者となっている。

【結果及び意見】

(ア) 委託契約金額の算定について（意見）

平成28年度以降の業務については、新たに公募型プロポーザル方式による業者選定を行っている。

「公募型プロポーザル実施要領」において、委託料上限額を定めており、参加する事業者は委託料上限額を限度として、見積書を提出することになっている。

市では、委託料上限額の算定時点と契約時点（平成28年4月1日）が異なることから、委託契約の締結に際して、あらためて業務費用の積算を行い、以下の調整計算を行った上で契約額を算定している。

■ 調整率

＝見積額 147,420,000 円／委託料上限額 155,000,000 円＝0.9511

■ 契約額

＝契約時点の積算額 154,048,608 円×調整率 0.9511＝146,515,631 円

■ 契約額と見積額の差 904,369 円（見積額からの減額）

しかし、平成28年度の契約額について上記調整計算を行うことは実施要領等において明記されていない。

受託者に不測の損害を被らせることがないように、実施要領等に明記し、周知を図るべきである。

なお、平成29年度以降の委託料については、当該年度の積算額に調整率を乗じた額を当該年度の委託料とすることが、実施要領において明記されている。

(イ) 契約更新について（意見）

「公募型プロポーザル実施要領」において、業務期間を平成28年4月1日から平成33年3月31日の5年間とすること、委託契約については、毎年度ごとの契約とすることが記載されている。

一方で、委託契約書には、契約期間中の解除の定めがあるものの、契約の更新に関する定めがなく、仮に契約の更新を避けるべき事情（例えば受託者

の業務品質、財政状態の悪化等、市の政策変更や予算上の問題等)が発生した場合の契約上の手当がされていない。

北部共同調理場に限らず、学校給食業務委託は3年から5年の業務期間により行われているため、委託契約書には契約更新に係る必要な定めを設けるべきである。

第5. 総括意見

本年度の包括外部監査は、自治体の事務事業について、効果的・効率的な執行や市民サービスの向上を目指して進めている民間「委託」、更に公の施設管理について、民間の創意工夫の活用を目指した「指定管理」を監査対象とした。

監査に当たっては、市が積極的に指定管理者制度導入に取り組んでいる状況を勘案し、「指定管理」を中心に進めた。

1. 指定管理

指定管理については、施設の設置目的の下、主に指定管理者による指定管理業務の履行状況を市が適切にモニタリングし、必要な指導・助言を行っているかを監査した。

監査の結果、特に留意すべき事項として以下の4点を挙げるができる。

(1) 指定管理者の自主事業に対する市の不適切な統制事例

自主事業については、公の施設における指定管理業務の実施を妨げない範囲において認められるものであり、指定管理者が公の施設の設置目的を離れ、事業者自身の利益のみを追求することを防止するために、ガイドライン、協定書等において、事前に指定管理者は市へ自主事業計画書を提出し、市が計画内容を吟味した上で承認することを求めている。

複数の指定管理施設において、自主事業計画書の提出や市の承認なく、自動販売機の設置等の自主事業を実施していた。

事業者に参加を促すインセンティブとして自主事業は重要な要素となるが、一方で乱用を防止し、指定管理業務の適切な履行を担保するためにも、自主事業に対する事前統制は重要である。

(2) 指定管理者に対する市のモニタリング機能が不十分な事例

利用者が一定の関係者のみで、一般の利用者がいないという特殊性も影響し、備品台帳を整備せず、月次の指定管理報告書及び施設管理日誌の記載内容も明らかに形式的な内容となっている事例が見受けられた。

本来ならば、市によるモニタリング機能の発揮が求められる局面であるが、モニタリングに対する市の認識が不十分であったことにより、その機能が発揮されていなかった。

公の施設の適正管理の観点から、今後、モニタリング機能のより一層の発揮が求められる。

(3) 料金徴収等に関して条例、規則が規定する内容と実態が乖離した事例

条例に規定する施設の利用料金は、一般の市民が利用することを前提にしているが、指定管理者のみを利用者とみなして、利用料金を徴収するという運用が行われていた。

また、市民等が利用する会議室等を有する指定管理施設においては、規則上、駐車場の管理運営に当たる者が利用者の駐車料金を免除することになっているが、駐車料金免除の対象施設の指定管理者が当該対象施設の利用者の駐車料金を負担するという運用を行っている。

利用料金の徴収、免除に当たっては、条例や規則に則り、適切な事務の執行を図られたい。

(4) 人件費その他の経費の費用按分及び共通費の配分が不明瞭、又は不適切な事例

指定管理者の指定管理業務とは関連のない法人、団体としての業務と指定管理業務の費用按分、もしくは指定管理業務における指定管理事業と自主事業の費用按分が事業の実態を適切に表していない事例が見受けられた。

また、指定管理業務で直接発生した費用以外の費用（指定管理者の本社等で発生する共通費）の指定管理業務への配分が不明瞭、又は不適切な事例が見受けられた。

上記費用按分及び共通費の配分結果が、次回の指定管理者選定時の指定管理料に影響を与えることもあり、また指定管理者に指定管理業務（自主事業を含）で生じた剰余金等の一定割合を納付させる場合には、納付金額にも影響するため、市は人件費その他の経費の費用按分及び共通費の配分の合理性を検証し、不明瞭又は不適切と判断する場合には、適切に指導し、是正を求める必要がある。

2. 委託

委託に関しては、役務提供契約やシステム保守関係の契約を中心に監査を行った。

監査の結果、特に留意すべき事項として以下の3点を挙げることができる。

(1) 委託先及び再委託先の個人情報取扱特記事項及び誓約書徴取の徹底

委託は、職員の業務をより効果的、効率的に実施するために、民間事業者等の経験やノウハウを活用し、業務の実施を委ねるために取り入れられた手法である。

個人情報の取扱については、職員が業務を実施する場合と同様、委託先及び再委託先にも同等のルールの順守を求める必要がある。

個人情報を取り扱う複数の委託業務において、市と委託先、もしくは委託先と再委託先との間で、個人情報取扱特記事項が取り交わされていなかった。

また、システムサポートに係る業務委託では、誓約書も徴取していない事例が見受けられた。

委託業務における個人情報の取扱を徹底する必要がある。

(2) 大津市情報セキュリティポリシーの運用の徹底

大津市情報セキュリティポリシーは、必要に応じて委託先及び再委託先にも順守を求める必要があるが、個人情報保護に関する誓約書すら徴取できていない事例も見受けられる状況であり、情報セキュリティ事故が発生した場合の影響を再認識し、所管課が主体となって、大津市情報セキュリティポリシーの運用の徹底を図る必要がある。

(3) ライフサイクルコストを意識した調達

システムサポートに係る業務委託については、システムサポートできる業者がシステム導入した業者のみであるという理由で、当該業者と長期にわたり随意契約を締結している。このような点に鑑み、後日サポート契約を締結することになるシステム調達については、経済性の観点から、サポート契約も含め、ライフサイクルコストを意識した調達方法を検討すべきである。

以上、指定管理及び委託業務において、特に留意すべき事項として挙げた事項は、限られた契約サンプルから検出された事項であり、当該契約に限定され

た事項とはせず、同種業務では同様の改善事項があることを意識して、各業務の適正運用を図られることを強く望むものである。

以 上